

阿見町議会会議録

平成22年第3回定例会

(平成22年9月9日～9月24日)

阿見町議会

平成22年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(9月9日)	5
○出席, 欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	9
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・諸般の報告	10
・常任委員会所管事務調査報告	11
・議案第62号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	13
・議案第63号から議案第65号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	14
・議案第66号から議案第71号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	17
・議案第72号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	21
・議案第73号から議案第80号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	27
・議案第81号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	33
・議案第82号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	34
・議案第83号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	35
・議案第84号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	39
・請願第1号(上程, 委員会付託)	42
・休会の件	42
○散 会	43
◎第2号(9月21日)	45
○出席, 欠席議員	45
○出席説明員及び会議書記	45
○議事日程第2号	47
○一般質問通告事項一覧	48
○開 議	49

・一般質問	49
藤井 孝幸	49
紙井 和美	75
浅野 栄子	90
細田 正幸	107
川畑 秀慈	115
○散 会	126
◎第3号（9月22日）	127
○出席，欠席議員	127
○出席説明員及び会議書記	127
○議事日程第3号	129
○一般質問通告事項一覧	130
○開 議	131
・一般質問	131
難波 千香子	131
石井 早苗	145
柴原 成一	151
・休会の件	158
○散 会	158
◎第4号（9月24日）	159
○出席，欠席議員	159
○出席説明員及び会議書記	159
○議事日程第4号	161
○開 議	163
・議案第63号から議案第65号（委員長報告，討論，採決）	163
・議案第66号から議案第71号（委員長報告，討論，採決）	165
・議案第72号（委員長報告，討論，採決）	170
・議案第73号から議案第80号（委員長報告，討論，採決）	175
・議案第81号（委員長報告，討論，採決）	181
・議案第82号（委員長報告，討論，採決）	182

・請願第1号（委員長報告，討論，採決）	184
・意見書案第1号（上程，説明，質疑，討論，採決）	184
・議員派遣の件	186
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 について	187
○閉会	187

第 3 回 定例会

阿見町告示第147号

平成22年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年8月31日

阿見町長 天田 富司男

- 1 期 日 平成22年9月9日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成22年第3回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	9月9日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	9月10日	(金)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務（議案審査）
第3日	9月11日	(土)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第4日	9月12日	(日)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第5日	9月13日	(月)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生教育（議案審査）
第6日	9月14日	(火)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設（議案審査）
第7日	9月15日	(水)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第8日	9月16日	(木)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第9日	9月17日	(金)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第10日	9月18日	(土)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第11日	9月19日	(日)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査

第12日	9月20日	(月)	休 会		・議案調査
第13日	9月21日	(火)	午前10時	本会議	・一般質問
第14日	9月22日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問
第15日	9月23日	(木)	休 会		・議案調査
第16日	9月24日	(金)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[9 月 9 日]

平成22年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成22年9月9日（第1日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
監	査	委	員	橋本英之君
消	防	長	瀬尾房雄君	

総務部長	坪田匡弘君
民生部長	横田健一君
生活産業部長	川村忠男君
都市整備部長	横田充新君
教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
農業振興課長兼 農業委員会事務局長	大塚芳夫君
環境課長	大野利明君
建設課長	浅野耕一君
水道課長	坪田博君
学校教育課長	黒井寛君
生涯学習課長	建石智久君
警防課長	川村益巳君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久

平成22年第3回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成22年9月9日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 議案第63号 阿見町火災予防条例の一部改正について
議案第64号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
議案第65号 阿見町廃棄物処理条例の一部改正について
- 日程第7 議案第66号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
議案第67号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第68号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第69号 平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第70号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第71号 平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第72号 平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第73号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第74号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第75号 平成21年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第76号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第77号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第78号 平成21年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第79号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

- 議案第 8 0 号 平成 2 1 年度阿見町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第 8 1 号 平成 2 1 年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第 8 2 号 農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設機械電気設備工事請負契約について
- 日程第12 議案第 8 3 号 阿見小学校校舎耐震補強工事請負契約について
- 日程第13 議案第 8 4 号 阿見中学校校舎耐震補強工事請負契約について
- 日程第14 請願第 1 号 土地改良事業関連予算の確保に関する請願書
- 日程第15 休会の件

午前10時00分開会

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、平成22年第3回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより、議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

18番 細田正幸君

2番 平岡博君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る8月31日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○議会運営委員会委員長（諏訪原実君） 会期の決定の件について御報告を申し上げます。

平成22年第3回定例会につきまして、去る8月31日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から9月24日までの16日間で、日程につきましては、本日本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、9月10日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。

3日目から4日目までは休会で議案調査。

5日目、9月13日は委員会で、午前10時から民生教育常任委員会。

6日目、9月14日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

7日目から12日目までは休会で議案調査。

13日目、9月21日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

14日目、9月22日は午前10時から本会議で一般質問、3名。

15日目は休会で議案調査。

16日目、9月24日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から9月24日までの16日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの16日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。本日、平成22年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私ともご多用にもかかわらずご出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

少し私ごとではございますが、今回の議会、2日間ほど日程を延ばさせていただきました。本当に、議運委員長を初め、議会の皆様方に対して心から感謝申し上げます。

今回、去る7月8日、私が医大において定期健診をしましたところ、胃に2センチほどのがんが見つかりました。そして8月20日に入院し、23日に手術ということになり、退院がこの9月7日であります。2日ほどたっておりますので、体調のほうは、このような形になっております。そういう中、本当に町民初め、大変皆様方には御心配をかけたこと、心からお詫び申し上げます。また今後、町の町民とともに、協働のまちづくり、笑顔のあふれるまちづくりを推

進していきたい。心から皆様の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、私ごとではございますが、私ごとの皆様への御報告であります。

さて、早速であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、平成21年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率について御報告申し上げます。

当町における平成21年度決算に基づく各比率につきましては、議員各位のお手元に配付いたしました報告のとおりとなっております。

なお、財政状況の黄色信号ともいえる、早期健全化段階にあると判断される早期健全化基準及び経営健全化基準は、お手元の報告に括弧書きで記載した比率であり、その上段に記載しております平成21年度決算に基づく当町の各比率はすべて基準以下となっており、健全段階にあると判断されるものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第62号から議案第84号のほか、土地改良事業関連予算の確保に関する請願書、以上24件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、県立高校の存続と高校の30人以下学級実現を求める意見書提出に関する陳情、安心・安全な国民生活実現のため国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書の2件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成22年5月分から7月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成22年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、9月3日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査結

果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 皆様、おはようございます。それでは、命によりまして、総務常任委員会所管事務調査について御報告申し上げます。

当委員会では、去る8月18日、午後1時30分から3時30分まで、神奈川県寒川町にて視察をまいりました。出席委員は4名で、議会事務局から小口事務局長、大竹主任、執行部から坪田総務部長、篠崎企画財政課長、青山課長補佐に出席いただきました。

今回の寒川町には、事業仕分けの実施と外部評価の実施について視察をまいりました。寒川町からは、古山議長、議会事務局の森事務局長、高橋次長、そして説明員として企画財政部の小島主任主幹、財政改革推進主査の山口様、主事の小川様に出席をいただきました。

寒川町は、予算、人口が当町とほぼ同じであり、平成20年11月に構想日本を活用して事業仕分けを行っております。その後、平成21年に市民を巻き込んだ外部評価委員会をつくり外部評価を実施しているため、当町にとっても大いに参考になると考えられたため、視察、研修を行ってまいりました。

初めに、事業仕分けを実施した経緯と流れの説明を受けました。その後、外部評価委員会の立ち上げと外部評価の実施に関して説明を受けました。また、事前に提出してあった質問に答えていただき、質疑応答を行いました。

質問の主な内容としては、費用対効果と役場担当者、議員、町民の評価はどうであったか。

費用は当時、謝礼と当日の実費のみで合計43万円。実施にかかった時間と人数は、11月実施のため5月から財政改革推進担当2名が準備に当たり、8月に職員研修117名、仕分け対象課に対する説明会32名、各事業の説明者52名、事務局16名で、多くの人と時間がかかっております。

結果はどのように反映されているかという点、議論の内容を行政運営に活用することが重要であるとの答弁であり、無駄の削減には直接つながらないと思われました。

評価に関しては、町民からは事業仕分けの結果に関しては受けていない。当日聴取したアンケートでは、事業仕分けを実施したことについては高評価であった。議員に関しては、18名中14名が傍聴し、賛否両論であった。担当職員に関しては、新しい考え方や事業の見直しになった。しかし、担当事業の評価結果に悩む職員もおり、フォローが大切であると言っておりました。

次に、行政評価と外部評価制度との関連についてはどうなのかという質問に対し、事業仕分けは毎年、全事業に関して行うべきだという考え方もあるが、内部で各事業を精査することで

その必要はないと考えられると。しかし、内部評価だけでは不十分であると考え、平成21年度は、町民の立場から町で行う事業のあり方を検討するため外部評価を実施することにしたとありました。

次に、事業仕分けと外部評価の今後の取り組みについては、同年度に両方を行うことは考えていない。平成23年度は事業仕分けのみを実施する予定。その後は、外部評価と事業仕分けを比較し、寒川町としてどちらの手法が適しているのか検討し、今後の取り組みを決定していきたいと。事業仕分けと外部評価は第三者が評価することにかわりはないが、事業仕分けは町に全く関係ない者が評価し、外部評価は住民も含めた有識者、町の関係者が評価することになる。評価する立場が変わるため、評価結果が異なることが考えられる。どちらの手法でも、外部の視点で事業をどのように評価するのか、評価に至るまでの過程、議論の内容を加味しながら事業の見直しを図ることが大切とありました。町の担当者の感想では、当町では外部評価のほうが適していると思われるようだとありました。

視察の感想としては、寒川町に限らず、行政評価は事業仕分けか外部評価のどちらがいいのかということに対しては、明確な判断がされていないと思われました。当委員会と執行部で視察研修を行ったことを踏まえ、阿見町においては、将来を見据えてどのような行政評価の実施がよいのか、大いに検討する必要があると思われました。

以上が、総務常任委員会の視察研修所管事務調査であります。改めて、関係各位に御礼申し上げます、御報告といたします。以上です。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議案第62号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第62号の損害賠償の額を定めることについて、専決処分の承認について申し上げます。

本件は、平成22年4月28日午後2時ごろ及び同日午後2時40分ごろ、阿見町小池6番地1地先町道第1237号線を岡見方面から荒川本郷方面へ走行中、強い雨が降っていて水につかっていた道路上の穴に、左前輪を落とし、2台の車両に損害を与えたので、地方自治法第96条第1項

第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これから討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。議案第62号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案どおり承認することに決しました。

議案第63号 阿見町火災予防条例の一部改正について

議案第64号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第65号 阿見町廃棄物処理条例の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第6、議案第63号、阿見町火災予防条例の一部改正について、議案第64号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第65号、阿見町廃棄物処理条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第63号から第65号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第63号、阿見町火災予防条例の一部改正について申し上げます。

本案は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令及び火災予防条例の一部が改正されたことに伴い、住宅用防災警報器を設置しないことができる場合として、複合型居住施設用自動火災報知設備を追加するものであります。

次に、議案第64号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、容量1,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500キロリットル以上1,000キロリットル未満の準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る手数料額をおおむね9%引き下げるものであります。

次に、議案第65号、阿見町廃棄物処理条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

本案は、霞クリーンセンターに直接搬入される家庭系及び事業系一般廃棄物の処理手数料について、それぞれの処理経費並びに近隣自治体の処理手数料を比較した場合、町の処理手数料が安価であるため、平成23年4月1日からこれらの均衡を図るため、処理手数料において、家庭系一般廃棄物の処理手数料については、50キロ未満は現行どおり無料といたしましたが、50キロを超える場合は10キロごとに100円徴収しているところを150円に値上げをし、事業系一般廃棄物の処理手数料について、10キロ当たり150円徴収しているところを230円に値上げするという改正を行うものであります。

改正理由である霞クリーンセンター処理経費についてですが、平成19年度から平成21年度までの3カ年の平均をとると、家庭系一般廃棄物について、10キログラム当たり182円の処理経費を要しております。事業系一般廃棄物については、10キログラム当たり242円の処理経費を要しております。

この改正により、歳入において、平成19年度から平成21年度までの3カ年平均による単純計算により試算すると、家庭系一般廃棄物について130万円から150万円の増収になります。事業系一般廃棄物については4,100万円の増が見込まれます。

最後に、施行期日についてであります。町民、事業者の皆様には十分周知期間が必要と思われれますので、平成23年4月1日から実施したいと考えております。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案3件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 議案第65号についてですけれども、さきの全協では値上げの理由の1つとして、阿見町がほかの市町村より安いので、阿見町以外の事業系のごみがまじっている

んじゃないかと。で、一回調べたけれども、再度調べるっつうことになっておりましたけれども、その結果についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えいたします。他市町村からの持ち込みということで、抜き打ち検査をここ2回実施しております。1回目のところは判明いたしませんでした。2回目につきましては、やはり他市町村のごみ袋に入ったごみが搬入されてたという事実がここで発生しております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） その他市町村からのごみの搬入があったということについては、その追跡調査なり、いわゆるどういう経路で入ってくるのか、どういう事情で、いきさつで阿見に搬入されることになってきたのかということがわかれば、御答弁をお願いをいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） 阿見町ですね、クリーンセンターに搬入する場合、許可証というものが需要であります。今現在、28の業者に許可証を出しておるわけであります。その業者がですね、本来なら町内のごみを収集して搬入するということでありますけれども、やはり一部の業者につきましては、町の単価が安いということも恐らくあるんでしょう。他市町村のごみをですね、同じように回収して、直接町のほうに搬入しているということで、それがどのようなですね、理由についてはですね、まだ確認はとれておりませんが、いずれにしても、単価も安いということもありまして町に搬入されているのが事実ということであります。

○議長（佐藤幸明君） 13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 考え方によっては、それは利益を得るためということになるわけですね。いわゆる高いごみを阿見町に持ってきて安くするという、そこには差額が出ると。そういういわゆる、まあ不正ですね。そういう業者に対する今後の対応というのは、どんなふうに行っているのか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えいたします。先ほどもですね、市町村ごみがまじっていたということで、1回目はですね、とりあえずその業者に対しては注意をしたと。で、2回目については許可の取り消しというようなことも考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 先ほどの町長の説明ではですね、値上げの理由として近隣市町村との均衡を図るといふようなことが何か主だったように聞こえたんですが、これは、さきの全協でですね、説明があったとおり、この10年前ですか、この値段決めたのが。で、そのコスト、焼却コストが高くなったから値上げをしますということをお伺いしたんですけど、そのことのほうが主目的ではないんですか。

で、その近隣の市町村に合わせるとか、何ですかね、あの、他市町村からごみが入ってくるとかっていう、それは従の目的であって、主目的ちゅうのはコストを合わせるということじゃなかったかと、私は認識しているんですけど、もう一度確認をさせてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） ただいまの町長の答弁の中にも、改正理由の中に、やはり処理料がそれだけかかるよということ、一番先にですね、大きい理由の1つとして上げております。そもそもはそういったことも1つのきっかけになったこともありますけども、基本的にはやはり処理料に合わせることが一番の大きな理由であります。それに合わせることによりまして、リサイクル化の推進、あるいはひいては、焼却炉の延命化にもつながるといふことで、今回の場合は、かなりいろいろな理由があるということ。主に一番大きいのは、やはり処理料に合わせると。処理料に合わせるといふことは、近隣市町村も同じそのようなやり方をしていふということでもありますので、一番のポイントとしては処理料に合わせるといふことであります。その結果がいずれのほかのメリットも出てくるということでもあります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号から議案第65号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第66号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第67号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第68号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第69号 平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議案第70号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第71号 平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第7、議案第66号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、議案第67号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第68号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第69号、平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）、議案第70号、平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第71号、平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第66号から第71号の補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第66号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に4,636万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ136億4,837万4,000円とするものであります。

まず2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第10款地方特例交付金では、交付額の確定により児童手当及び子ども手当特例交付金、及び減収補てん特例交付金を増額するものであります。

第11款地方交付税では、交付額の確定により普通交付税を増額する。

第16款県支出金では、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金を新規計上。

第19款繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額するほか、減債基金繰入金を皆減するものであります。

第21款諸収入では、阿見吉原地区関連道路整備負担金を新規計上。

第22款町債では、社会資本整備総合交付金事業債及び臨時財政対策債を増額するものであります。

次に、3ページの歳出について主なものを申し上げます。

第2款総務費では、企画費でデマンド交通予約システムの内容の見直しにより、公共交通推進事業の電算システム委託料及び庁用備品購入代を皆減。

第3款民生費では、社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰

出金を増額。障害者福祉費で医療費国庫負担金及び自立支援給付費等国庫負担金の実績精算に伴い返還金が生じたため、障害福祉事務費の国庫支出金等返還金を新規計上するものであります。

第4款衛生費では、予防費で予防接種事業の新型インフルエンザワクチン接種費助成費を新規計上。塵芥処理費で汚濁物質及び窒素除去装置の回転円板駆動装置修繕のため、さくらクリーンセンター維持管理費の施設等修繕料を増額。

第6款商工費では、商工業振興費で商工振興事業のプレミアム付商品券事業補助金を新規計上。

第7款土木費では、阿見吉原土地区画整理事業の事業地区に接続する地区外の町道整備のため、道路維持費で道路橋梁維持補修事業の吉原地区関連道路整備委託料及び土地購入費を新規計上。街路事業費で都市計画道路中郷・寺子線等整備事業の土地購入費を増額するものであります。

第9款教育費では、社会教育総務費で放課後子どもプラン事業のコーディネーター報酬、及び学習アドバイザー報酬を増額するほか、一般事務賃金を新規計上。

第12款諸支支出金では、収入印紙等購買基金費で繰出金を新規計上するものであります。

次に、4ページの第2表、地方債補正については、社会資本整備総合交付金事業債及び臨時財政対策債の起債限度額を変更するものであります。

次に、議案第67号、国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に115万円を追加し、歳入歳出それぞれ48億3,425万2,000円とするものであります。

その内容としましては、人間ドック受診者の増により、疾病予防事業の健康診断等委託料を増額するものであり、その財源としては一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第68号、公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に777万円を追加し、歳入歳出それぞれ14億9,462万6,000円とするものであります。

その内容としましては、公共下水道事業の消費税納付に伴い、下水道事務費の消費税を新規計上するもので、その財源としては前年度繰越金を充てるものであります。

次に議案第69号、老人保健特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に66万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,566万8,000円とするものであります。

その内容としましては、老人保健医療給付費等実績精算に伴い、医療費交付金に返還が生じたため、国庫支出金等返還金を増額するものであり、その財源としては前年度繰越金を充てる

ものであります。

次に、議案第70号、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に682万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ21億8,530万5,000円とするものであります。

その内容としましては、高額医療合算介護サービス費を増額するほか、地域支援事業支援交付金の実績精算に伴い交付金に返還が生じたため、国庫支出金等返還金を増額するものであり、その財源としては介護給付費負担金、介護給付費交付金、介護給付費繰入金及び前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第71号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出について5,000万円を増額するものであります。

その内容としましては、配水施設拡張費の委託料、工事請負費等を増額するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する3億9,277万9,000円は、減債積立金から7,240万1,000円、建設改良積立金から1億5,000万円、過年度分損益勘定留保資金から1億7,037万8,000円で補てんをいたします。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 議案第66号の22年度一般会計補正予算の歳出の分、8ページで企画費ですね。で、13の委託料の減額457万2,000円、それから18の備品購入費の減額853万8,000円と。補正予算の中で、この企画費の減額が一番大きいわけですが、この理由を説明をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。この減額なんですけども、公共交通の推進事業ということで、デマンド交通を来年の2月から実施するという予定で、今、作業を進めているため、実施するために予算を計上しているわけなんですけども、その中で交通の予約システム、この経費も民間企業に委託をしまして、予約システムを構築して行うという予定で計上したわけなんですけども、6月の議会だったでしょうか、紙井議員のほうから、民間の企業よりも安いシステム、そして使いやすいシステムがあるという、大学のシステムなんですけども、

そういった御指摘をいただいたものですから、そのシステムを実際、見に行って、検討しまして、この方が安く、しかも予約システムとしては十分使えるという判断をいたしまして、そちらのほうに移行するというをしました。そのため、民間企業に当初、システムの開発とかですね、それから備品と、委託費と備品購入とを考えたものを大幅に減額できるようになったということで、減額計上をしたものでございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号から議案第71号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第72号 平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第8、議案第72号、平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第72号、平成21年度一般会計歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

なお、議案の詳細な内容等につきましては、総務部長に説明させますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君、登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） 決算に関する審査の報告をいたします。

平成21年度阿見町一般会計歳入歳出につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づ

き、8月4日から8月18日までの延べ6日間審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から提出されました各会計決算書、附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従ってされているかを確認するとともに、計数についても、関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じ、関係者の説明を聴取して審査をいたしました。

審査の結果、平成21年度一般会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、すべて正当なるものと認めました。

以上報告いたします。阿見町監査委員橋本英之。同じく倉持松雄。

○議長（佐藤幸明君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から、議案に対する詳細な説明を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 議案第72号、平成21年度阿見町一般会計決算の概要につきまして御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の1ページからなりますので、御参照いただきたいと思います。なお、括弧書きにつきましては省略させていただきます。

平成21年度一般会計の決算額は、歳入総額147億3,685万円、歳出総額138億7,243万8,000円となり、前年度と比較し、歳入については12億6,239万9,000円の増、歳出については11億4,147万9,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は8億6,441万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として1億4,444万6,000円を充てると、実質収支額は7億1,996万6,000円となり、前年度と比較し2億6,674万円の増となりました。

初めに、歳入の増額の主なものについては、地方交付税が決算額8億2,707万円で7億1,045万9,000円の増、国庫支出金が決算額15億5,987万2,000円で8億1,385万8,000円の増、県支出金が決算額7億1,093万1,000円で1億4,895万4,000円の増、町債が決算額12億3,200万円で5億3,270万円の増となりました。

減額の主なものについては、町税が決算額73億7,703万5,000円で5億1,699万6,000円の減、繰入金が決算額3億3,770万2,000円で5,729万2,000円の減、繰越金が決算額7億4,349万2,000円で2億835万6,000円の減となりました。

次に、歳入の増減の主な内容については、まず、町税では、町民税が大規模法人の業績低迷等に伴う法人町民税4億4,413万円の減により、決算額32億1,426万1,000円で4億6,934万2,000円の減となりました。また、固定資産税が評価替えによる評価額の減に伴い家屋3,980万円の減などにより、決算額33億6,425万7,000円で3,536万5,000円の減となりました。

地方交付税では、前年度の法人町民税の減収等に伴い、基準財政収入額が基準財政需要額を

下回ったことにより再び交付団体となったため、普通交付税が7億987万6,000円の皆増となりました。

国庫支出金では、定額給付金給付事業費補助金7億532万4,000円の皆増、地域活性化・経済危機対策臨時交付金8,307万1,000円の皆増などにより増額となりました。

県支出金では、安心子ども支援事業費補助金9,086万7,000円の皆増などにより増額となりました。

繰入金では、老人保健特別会計繰入金6,899万5,000円の減、減債基金繰入金8,961万7,000円の減などにより減額となりました。

繰越金では、純繰越金の減等により2億835万6,000円の減額となりました。

諸収入では、荒川本郷地区都市再生機構負担金1億2,420万円の減などにより減額となりました。

町債では、予科練平和記念館建設事業債2億3,800万円の増、臨時財政対策債2億1,510万円の増などにより増額となりました。

次に、歳出の目的別決算額について。まず議会費では、議員報酬関係経費173万4,000円の減などにより、議会費全体の決算額は1億2,908万円で127万6,000円の減となりました。

総務費では、行政情報ネットワーク運営事業5,170万6,000円の増、財産管理費1億1,002万3,000円の増、庁舎維持管理費1,612万1,000円の増、公用車維持管理費3,283万円の増、定額給付金給付事業費7億532万4,000円の皆増、徴収事務費1,186万3,000円の増などにより、総務費全体の決算額は25億491万1,000円で10億988万9,000円の増となりました。

民生費では、後期高齢者医療特別会計繰出金3,280万6,000円の増、障害者介護給付事業4,352万7,000円の増、保育所整備事業1億3,543万6,000円の増、放課後児童施設整備事業5,931万9,000円の皆増などにより、民生費全体の決算額は32億7,269万8,000円で2億6,871万6,000円の増となりました。

衛生費では、母子保健事業2,079万4,000円の増、予防接種事業1,970万3,000円の増、健康診査事業869万4,000円の増、霞クリーンセンター維持管理費7,398万2,000円の減、牛久市・阿見町斎場組合負担金1,809万3,000円の増などにより、衛生費全体の決算額は10億2,425万7,000円で1,169万8,000円の減となりました。

農林水産業費では、水田農業構造改革対策事業318万3,000円の増、農業基盤整備事業1,954万4,000円の増、農業集落排水事業特別会計繰出金1,125万4,000円の増などにより、農林水産業費全体の決算額は2億1,582万3,000円で3,406万8,000円の増となりました。

商工費では、商工振興事業655万7,000円の増、阿見東部工業団地企業誘致事業659万8,000円の増、あみコミュニケーションセンター運営事業1,399万2,000円の皆増などにより、商工費全

体の決算額は1億7,253万4,000円で3,304万1,000円の増となりました。

土木費では、荒川本郷地区都市計画街路整備事業2億2,985万1,000円の減、公共下水道事業特別会計繰出金8,263万2,000円の減、霞ヶ浦平和記念公園整備事業1億1,674万円の増、阿見吉原土地地区画整理事業2億2,239万2,000円の減などにより、土木費全体の決算額は23億14万9,000円で1億4,254万3,000円の減となりました。

消防費では、常備消防費職員給与関係経費2,090万円の減、公用車維持管理費2,568万8,000円の減、消防機械力整備事業3,571万5,000円の減などにより、消防費全体の決算額は5億9,384万5,000円で9,669万7,000円の減となりました。

教育費では、公民館費職員給与関係経費2,346万8,000円の減、予科練平和記念館整備事業3億7,328万6,000円の増、学校給食費職員給与関係経費2,009万円の減、給食センター整備事業4,205万4,000円の皆増などにより、教育費全体の決算額は20億4,849万3,000円で3億8,963万3,000円の増となりました。

公債費では、元金償還費1億8,518万8,000円の減、利子償還費3,577万3,000円の減により、公債費全体の決算額は15億9,999万6,000円で2億2,096万1,000円の減となりました。

諸支出金では、学校施設耐震化基金積立金1億円の皆減などにより、諸支出金全体の決算額は1,065万2,000円で1億2,069万3,000円の減となりました。

次に、性質別決算額では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が55億3,843万3,000円で1億9,906万4,000円の減となり、歳出総額の39.9%を占め、その内訳については、人件費が一般職給料の減などにより4,399万9,000円の減、扶助費が障害者介護給付費の増などにより6,589万5,000円の増、公債費が繰上償還元金の減などにより2億2,096万円の減となりました。

物件費については、行政情報ネットワーク運営事業5,170万6,000円の増、賦課事務費784万2,000円の増、母子保健事業2,048万9,000円の増、予科練平和記念館整備事業4,552万3,000円の増、給食センター整備事業1,785万3,000円の皆増などにより、2億629万1,000円の増となりました。

普通建設事業費については、保育所整備事業1億3,513万2,000円の増、霞ヶ浦平和記念公園整備事業1億1,590万円の増、予科練平和記念館整備事業3億2,050万9,000円の増などにより、5億2,571万3,000円の増となりました。

維持補修費については、霞クリーンセンター維持管理費7,942万1,000円の減などにより、7,312万円の減となりました。

補助費等については、定額給付金給付事業費7億532万4,000円の皆増、中郷土地地区画整理事業8,000万円の増などにより、8億4,545万6,000円の増となりました。

積立金については、学校施設耐震化基金費1億円の皆減などにより、1億2,269万3,000円の

減となりました。

繰出金については、後期高齢者医療特別会計繰出金3,283万8,000円の増、農業集落排水事業特別会計繰出金1,125万4,000円の増、公共下水道事業特別会計繰出金8,263万2,000円の減などにより、3,602万6,000円の減となりました。

以上、一般会計決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては別記歳入歳出決算の状況等を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 実績報告書の3ページ、真ん中より下の段で、霞クリーンセンター維持管理費7,942万1,000円の減でありますけれども、これは事業内容がやめたのか、それとも見積もりより安くできたのか、どっちなのか説明をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えいたします。この維持管理費ですね、減ですけども、20年度よりも21年度のほうが減になったということで、通常その管理費全体について約7,000万円近くが減ということであります。特に委託料、補修工事ということになります。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 監査報告の中でですね、大体、今現在、阿見町は公債も223億ということで、徐々に減少しつつ、健全化しつつあるという状態が読んで取れるんですが、その中でですね、11ページを見ていただきますと、入札の関係があります。監査報告ですよ、監査の中身ですから、決算審査意見書の11ページです。この中でですね、15の項で一般競争入札、指名競争入札、随意契約と、この3つで件数をずっと書いてますね。これで中でですね、一般競争入札がかなり昨年より減ってましてですね、指名競争が増えているということなんですね。これは、今、天田町長にはあんまり関係のない話ですけど、21年度ですから。これ、町長は指名競争入札を、やない、一般競争入札を増やすというふうにお話しをしておりましたが、このような状況は、この22年度以降、町長、どういうふうにですね、町長というよりも、担当部長のほうがいいのか、どういうふうを考えるの、このままの推移でいくのか、随意契約を減らして一般競争入札で行くのかということですね。随意契約を増やすということは、町長の方針にも反するわけですから、当然、一般競争入札を増やすという話になると思うんですが、その点どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。まず、この21年度の決算ではですね、20年度比で一般競争入札が9件減っております。で、それに対しまして指名競争入札が増えてきているというような状況です。この中身なんですけども、一般競争入札は、今の町の方針では予定価格が4,000万円以上の工事というふうにしておりますので、21年度はその大規模工事が少なくなったと、それに対しまして指名競争入札、これは130万円以上の工事が指名競争になるわけなんですけども、4,000万円以下ですね。その程度の金額の工事が多くなったというようなことから分析されると思います。

今後の考え方なんですけども、入札の改善ということで、これは数年前、ちょっと年数わからないんですけども、この一般競争入札を拡大していこうということで、公平な競争を促進していこうということで、一般競争入札を予定価格4,000万円以上というようなことで決めたわけなんですけども、こういった21年度の決算でも見られますとおり、大きい工事が少なくなってきたということですので、なるべく早くですね、この一般競争の枠をですね、広げていきまして、それで公平な競争をさらに促進していければと。これは、改善の検討委員会というような組織がございますので、そういったものなんかを経ながら、拡大していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 額は、それでいいでしょうけども、額というのか、130万以上は指名競争入札ということですね。これは分離発注すれば、結構ね、額は低くなるんで、もう分離発注して、地元の企業が潤うんだったら、もうぜひそうしてほしいんですけど、額は多くなって、他市町村から乗り込んでこられるようではですね、地元の企業は潤わないんで、いろいろ分離発注もしてほしい場合もあるし、ぜひ、要は、可能な限り一般競争入札にやっていただきたいというふうに要望しときます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月24日の本会議において審査の結果を報告

されるよう、お願いいたします。

議案第73号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成21年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 平成21年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第79号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第80号 平成21年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第9、議案第73号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号、平成21年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号、平成21年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号、平成21年度阿見町水道事業会計決算認定について、以上8件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第73号から議案第79号までの平成21年度国民健康保険特別会計ほか6件の特別会計歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

また、議案第80号、水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項及び第4項の規定により提案するものであります。

なお、各議案の詳細な内容につきましては、各担当部長から説明させますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君、登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） 平成21年度阿見町特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

7月21日及び8月3日から8月18日までの延べ7日間、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査を行いました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算並びに法令で定められている附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類については、いずれも関係法令に従い作成されており、決算計数についても、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、すべて正当なるものと認めました。なお、審査の結果につきましては、一般会計も含め、倉持監査委員とともに決算審査意見書を町長に提出しておりますので、申し添えます。

阿見町監査委員橋本英之、同じく倉持松雄。

○議長（佐藤幸明君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第73号について説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） それでは、議案第73号、平成21年度国民健康保険特別会計決算の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の41ページから44ページを御参照いただきたいと思います。

平成21年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額50億6,523万8,000円、歳出総額45億9,084万2,000円となり、前年度と比較し、歳入については1億9,592万円の増、歳出については8,438万1,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は4億7,439万6,000円となり1億1,153万9,000円の増となりました。

初めに、歳入の主なものについては、国保税が収納対策の成果により、決算額13億2,639万3,000円で、前年度と比較し1,295万9,000円の増、国庫支出金が決算額11億2,523万4,000円で2,071万2,000円の増、療養給付費等交付金が決算額3億6,509万8,000円で4,640万4,000円の減、前期高齢者交付金が決算額7億8,452万5,000円で1億1,307万2,000円の増、県支出金が決算額2億831万5,000円で1,610万4,000円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費が決算額30億9,340万3,000円で1億673万7,000円の増、後期高齢者支援金等が決算額6億1,932万円で6,091万1,000円の増、老人保健拠出金が老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、決算額537万1,000円で1

億2,461万7,000円の減、共同事業拠出金が決算額4億7,526万円で4,039万1,000円の増となりました。

以上、決算の概要について説明いたしましたが、詳細につきましては決算書の391ページから435ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第74号について説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） それでは、平成21年度公共下水道事業特別会計の決算の概要につきまして御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の45ページから47ページを御参照いただきたいと思います。

平成21年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額21億7,937万6,000円、歳出総額21億3,699万4,000円となり、前年度と比較しまして、歳入につきましては3億5,660万6,000円の減、歳出につきましては3億5,436万9,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は4,238万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として2,251万4,000円を充てると、実質収支額は1,986万8,000円となり、前年度と比較し1,342万1,000円の減となりました。

初めに、歳入の主なものについては、分担金及び負担金が決算額6,084万円で5,338万8,000円の増、使用料及び手数料が決算額4億5,794万円で3,551万3,000円の増、国庫支出金が決算額2億7,262万4,000円で6,561万8,000円の減、県支出金が決算額1億6,025万6,000円で9,817万8,000円の増、繰入金が決算額6億8,225万8,000円で8,263万2,000円の減、町債が決算額4億9,670万円で2億6,250万円の減となりました。

次に歳出の主なものについては、下水道費が公共下水道整備事業2億7,256万円の減、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金が895万6,000円の減などにより、決算額10億1,883万円で2億6,679万9,000円の減となりました。また、公債費については、決算額11億1,816万4,000円で8,757万円の減となりました。

以上、概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては決算書の437ページから460ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第75号について説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） それでは、続きまして議案第75号、平成21年度老人保健特別会計決算の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の49ページから51ページを御参照いただきたいと思います。

います。

平成21年度老人保健特別会計の決算額は、歳入総額4,869万6,000円、歳出総額3,369万6,000円となり、前年度と比較し、歳入については3億5,025万9,000円の減、歳出については3億2,490万円の減となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は1,500万円となり、前年度と比較し2,535万9,000円の減となりました。

歳入歳出とも、平成20年4月から後期高齢者医療制度への移行に伴った、診療分月おくれ請求等支払いに係る決算となったため、大幅な減となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては決算書の463ページから473ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第76号について説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 続きまして、議案第76号、平成21年度土地区画整理事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の53ページから55ページを御参照願います。

平成21年度土地区画整理事業特別会計の決算額は、歳入総額7億6,373万2,000円、歳出総額6億957万3,000円となり、前年度と比較し、歳入については3億9,228万8,000円の減、歳出については2億4,875万8,000円の減となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は1億5,415万9,000円となり、実質収支額は同額で、前年度と比較し1億1,713万4,000円の減となりました。

歳入の主なものについては、財産収入が決算額2億2,997万5,000円で1億5,503万4,000円の減、町債が決算額6,610万円で5,760万円の減となりました。

歳出の主なものについては、事業費が本郷第一土地区画整理事業関連公共事業2億3,556万4,000円の皆減により、決算額2億5,391万8,000円で2億3,587万5,000円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては決算書の475ページから489ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第77号について説明を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） それでは、議案第77号、平成21年度農業集落排水事業特別会計の決算の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の57ページから59ページまでをごらん願いたいと思います。

平成21年度農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額で3億4,631万円、歳出総額で

3億3,129万7,000円となり、前年度と比較しまして、歳入については2億9,578万6,000円の減、歳出につきましては3億238万6,000円の減となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は1,501万3,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として442万9,000円を充てると、実質収支額は1,058万4,000円となり、前年度と比較しまして217万1,000円の増となりました。

歳入の主なものにつきましては、分担金及び負担金が決算額1,534万9,000円で933万円の減、国庫支出金が決算額7,582万円で1億6,961万円の減、県支出金が決算額2,601万9,000円で814万5,000円の増と、町債につきましては決算額1億3,180万円で1億3,520万円の減ということになりました。

歳出の主なものにつきましては、事業費が平成20年度に福田地区事業における工事の竣工に伴い、汚水処理施設工事の減と、それから及び実穀上長地区事業における管路築造工事の減、それと汚水処理施設建設工事、実穀上長地区の汚水処理建設工事の増などにより、決算額2億3,251万6,000円で3億2,389万5,000円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては決算書の490ページから511ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第78号について説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） それでは続きまして、議案第78号、平成21年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の61ページから65ページを参照いただきたいと思います。

まず、制度施行から10年目を迎えました平成21年度の施行状況であります。要介護の認定者は、制度施行直後の平成12年4月末の491人から、平成22年3月末では1,175人と139%の伸びとなっております。これに伴いサービス利用者数も増加し、保険給付費は前年に比べまして5.2%の増となっております。

このような状況を反映しまして、平成21年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額19億9,941万6,000円、歳出総額19億8,330万6,000円となり、前年度と比較し、歳入については6,851万3,000円の増、歳出については6,116万6,000円の増となり、その結果、歳入歳出差し引き額は1,611万円で、翌年度へ繰り越すべき財源は皆無のため実質収支額は1,611万円となり、前年度と比較し734万7,000円の増となりました。

初めに、歳入の主なものについてですが、保険料が保険料率の改正及び65歳以上の第1号被保険者数の増加に伴い、決算額4億1,155万3,000円で5,578万5,000円の増、国庫支出金が平成20年度単年度の介護従事者処遇改善臨時特例交付金が皆減になったことにより、決算額4億

474万6,000円で664万1,000円の減、支払基金交付金が決算額5億7,399万3,000円で1,468万5,000円の増、県支出金が決算額2億9,043万円で2,151万9,000円の増、繰入金が決算額3億967万円で1,340万2,000円の増、繰越金が保険給付費などの歳出増により、決算額876万4,000円で2,681万8,000円の減となりました。

次に、歳出の主なものについては、総務費が3年に一度の事業計画策定業務の完了に伴う委託料の皆減等により、決算額6,075万4,000円で647万9,000円の減、保険給付費が要介護認定者の増加及び介護報酬の増額改定などにより、決算額18億8,210万円で9,268万2,000円の増、基金積立金が介護従事者処遇改善臨時特例交付金の基金積み立ての完了、及び保険給付費の増に伴う介護給付費準備基金の繰り入れにより、決算額0円で3,076万8,000円の皆減、諸支出金は償還金の増により、決算額1,143万7,000円で635万3,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては決算書513ページから555ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第79号について説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 続きまして、議案第79号、平成21年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の67ページから69ページを御参照いただきたいと思います。

平成21年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額5億7,495万円、歳出総額5億7,426万9,000円となり、前年度と比較し、歳入については4,861万8,000円の増、歳出については4,854万円の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は68万1,000円となり7万8,000円の増となりました。

歳入の主なものについては、保険料が2億2,700万3,000円で、前年度と比較し717万7,000円の増、繰入金が3億3,902万7,000円で3,280万5,000円の増となりました。

また、歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が5億3,542万6,000円で3,794万7,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては決算書の557ページから571ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第80号について説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） それでは、最後になります。議案第80号、平成21年度阿見町水道事業会計決算について御説明いたします。

阿見町歳入歳出決算書の587ページをお開き願います。

よろしいでしょうか。平成21年度水道事業の概況について申し上げます。初めに、給水件数でございますが、前年度の1万3,852件から451件増えまして1万4,303件となり、3.3%の増加となっております。次に、給水人口でございますが、前年度の3万7,161人から1,185人増えまして3万8,346人となり、3.2%の増加となっております。また、年間総配水量は434万6,440立方メートルで、前年より30万2,717立方メートル増加いたしました。普及率でございますが、前年度より2.6ポイント増えまして80.6%になりました。

続きまして、収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益9億4,077万7,177円に対し水道事業費用8億809万886円となり、1億2,773万1,567円の純利益となりました。

事業収益の主なものは、給水収益の9億843万3,077円で全体の96.6%を占めております。事業費用の主なものは、受水費の3億5,736万4,029円であります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は2億864万4,500円で、加入分担金及び県からの工事負担金及び企業債でございます。

続いて、資本的支出ですが、3億7,172万692円で、その主なものは設計委託料5,960万8,500円、工事請負費1億7,919万3,000円、繰り上げ償還分を含む企業債の償還金1億1,280万9,742円であります。

詳細につきましては、決算書の580ページから597ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これより質疑を行います。なお、本案8件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号から議案第80号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会、産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第81号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第10、議案第81号、平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第81号、平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成22年3月31日付をもって解散しました土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合の平成21年度歳入歳出決算について、地方自治法第292条及び同法施行令第5条第3項の規定により、構成市町議会の認定が必要となるため提案するものであります。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第82号 農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設機械電気設備工事請負契約について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第11、議案第82号、農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設機械電気設備工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 次に、議案第82号、農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設機械電気設備工事請負契約について申し上げます。

本工事は、実穀上長地区において事業を推進しております農業集落排水事業に係る処理施設の機械電気設備工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付いたしました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第83号 阿見小学校校舎耐震補強工事請負契約について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第12、議案第83号、阿見小学校校舎耐震補強工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第83号、阿見小学校校舎耐震補強工事請負契約について申し上げます。

本工事は、阿見小学校校舎の耐震補強工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付いたしました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 従来ですと委員会付託があるわけですが、その委員会付託をしないで、今ここで議決をしようとするについて、どういうことなのか、改めて町長から確認をさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。この事業についてはですね、国庫補助事業に伴う22年の3月に繰越明許च्छゅうことで議決いたしました繰越明許の事業なんで、繰越明許の繰越明許च्छゅうのはありませんので、できるだけ速やかに工事を施工したいच्छゅうことで、ここでお願いするものでございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） これは、最終日までの採決というところまで延びても11日間ですよ、あ、14日か。いずれにしても、その時間も惜しいと。で、そのいわゆる、町として頼むのには、いわゆるこの期間の中で事業ができますということを前提にして入札もするし、言うならば、どこの事業者がどんなふうやってくかということの中には、きちんと工期日程というのも入ってるわけですよ。だとしたら、一番最初に、今、仮契約に進んでるんだと思うんですが、仮契約の中でも、いわゆる議会の議決があった後、繰越明許が使える範囲の中で工事はできますということで、今、仮契約になってるんだと思うんですが、そこをなぜ、改めて今日の採決がというふうになるのか。要は、その14日間というのが、契約の中には明らかになっていながら、それを改めてこういう形にするというところが、何となくわかりにくいものですから。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今回、新聞等、御存じかと思うんですが、阿見町はですね、耐震化率が今のところ43%च्छゅうことで、44市町村の最下位のほうなんですけど、この事業が終われば59.3%च्छゅうことで、早目に安心、安全な学校教育ができるように、一日でも早くच्छゅうことで、よろしくお願ひしたのでございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） それでは、ちょっと質問。ごく初歩的です。この耐震化工事をするこ

とによって、大体、震度どれぐらいまで耐震できるんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。震度6強と聞いております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 先ほど、次長の説明の中で、今、耐震化が43%だと。で、これをやれば五十何%になるんだと。で、結局、これの最終的な工事の仕上がりは3月25日という契約をしているわけですよ。

○教育次長（竿留一美君） はい。

○11番（久保谷実君） もしも、そのために14日間、その、今日議決をするんだということであれば、さっきのそのパーセンテージの問題からしたら、この3月25日を例えば2月25日にするとか、そんだったら理屈がわかりますよ。その今日やることと、3月25日って、その日にちが切っているわけだから、そのさっき言った五十何%になるんですっていうのは、全然関係ない話になっちゃうんじゃないんですか。3月25日までに工事をやってくださいよっつう契約をするわけだから、契約は。で、これが2月25日までにやってあげれたら、1カ月早く五十何%になるんですよというのであればわかりますよ。そこはどういうことなんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 御指摘のとおりでございます。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） いやいやだから御指摘のとおりじゃなくて、それはだからどういう意味で、だから次長が五十何%になりますからって言うんだらば、この3月25日を例えば2月25日にしますと、そのために阿見町は五十何%になりますと、そのために最終日じゃなくて今日議決を欲しいんですと。そんだったらよくわかりますよ。そうじゃないってことは、何のために今日やるのかっつうことがちょっと理解できないんだよね。今までいつも委員会を通して最終日にやってきたと。こういうことはめったにないことですよ。何のために今日議決をせなくちゃならないかっつうのが、ちょっと説明が納得できないんで、もう一回。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 説明、申しわけございません。国の一応、補助事業っちゅうことで、ひもつきの事業でもあるし、これで流しちゃうと補助がもらえないちゅう部分も、可能性もあるんで、できるだけ一日でも早く施工するちゅうことで、よろしく御理解願いたいんですけど。はい。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） あの、例えばさ、その、今日決めなければ流れちゃうとか、そういう問題を言ってるわけじゃないでしょうよ、おれが言ってんのは。だから、今のやつは全然答弁になんないでしょうよ。なぜ、いつもどおり、その最終日にやるんじゃないかって今日やるという理由はどこにあるんですか。つうことが、今、問題になっているわけだから。そここのところの説明をしてくれなくちゃ。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やっぱり一日でも早くこの仕事を終えなければならない、そしてまた、本当に3月25日までにつくるためにもね、やはりなるべく早くこの議決を得ないと、やはりその期間を超してまでね、できないという状況。繰越明許費っていうのは、もう1年、もう本当は去年やるべき仕事を今年に回して、そうすると、また来年というわけにはいかないっていう予算の執行なんですよ。そういう意味では、やはり今回この時期に早く契約をしていただいて、それで、やはりなるべく早目にできるような状況をつくっていききたい、これが執行部のほうの考えであります。確かに、14日おくらしてもいいんじゃないかっていう1つの意見もあるかわかんないんですけど、やっぱりその前に、今日、本当に議決ができるのであれば、やはり議決をして、早く工事に取りかかり、やっぱり安心してですね、子供たちが通えるような状況をつくっていくことが一番大事なのかなと、そう思ってますんで、どうか御理解をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） よくわかりました。で、最後の確認なんですけども、3月25日までに仕上げるために、この14日間というのは、それほど大切な意味を持ってるってことなんです。それだけ確認しときます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今、町長が答弁したように、一日でも早く、この14日早く終わらせるっちゅうことで、御理解願いたいと思います、はい。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） ちょっと角度を変えまして、えっとですね、これが契約が、契約でない、今日、承認されたということで、一日でも早くといったら、明日から工事かかるんですか。それが1週間、十日おくれたんじゃ意味がないですよ。どうですか、そこは。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 契約をしないとですね、業者さんが動けないんですよ。それで御理解をお願いしたいんですけど、ええ。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第83号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第83号は、原案どおり可決することに決しました。

それではここで暫時休憩いたします。

会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、11番久保谷実君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

議案第84号 阿見中学校校舎耐震補強工事請負契約について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第13、議案第84号、阿見中学校校舎耐震補強工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第84号、阿見中学校校舎耐震補強工事請負契約について申し上げます。

本工事は、阿見中学校校舎の耐震補強工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付いたしました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 何で笑ってんのかな。えっと、入札書き取り書ちゅうんですか、の中で、松浦建設さんが、無効というふうに書いてるんですよ。これ普通、何かあの、最低制限価格を下回ってあるために無効ち書いてんだけど、ここ何も書かないで無効ち書いてるの、これがちょっと私、意味がわからないんで教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 質問にお答えいたします。この案件については、一般競争入札の、まあ公告いたしまして、仕様書なんですけど、公告の中に、この工事入札について、さきの、要するに阿見小学校校舎耐震補強工事で落札候補者となったものは、この工事の入札に参加はできませんということで公告しております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） それはもう、事前に仕様書にそう書いているわけですね。そうすると、この人が入札をしたんだけど無効にしたのか、もう初めっから入ってこなかったのか、入札に、応札しなかったのかと。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） この一般競争はですね、郵便でやっております、札は入っております。ただ、開封はしていません。

以上です。松浦さんの……ですけど。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） だって、あの、初めから資格がない人を入札指名することはないでしょ、業者に。

○教育次長（竿留一美君） はい。

○10番（藤井孝幸君） だって、資格がないんだもん、阿見小学校とってっから、阿見中に

は、もう入札する業者の資格はないわけですよ。それが、入札の行為をやるっっちゃうことそのものがおかしいんじゃない。それは、事前に連絡は悪いのか、向こうが仕様書をよく読まなかったのかとかという2つですよ。どっちですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。公告はですね、阿見小、阿見中一緒なんです。だから一緒に送られてきますから、まずは阿見小を先、開封しますんで、その中で、落札業者が松浦さんが決まりますから、次の部分については、松浦さんはあけないで、そのままっっちゃうことで、よろしくをお願いします。

○10番（藤井孝幸君） 了解。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 阿見小と阿見中の図面見てみますと、今、議題になってます阿見中のほうの完成後、下、1階がバツテンが、何つうか、Xになってて、あと、阿見小の場合には、それがXじゃなくて、片側、片面しかないわけですけども、で、あと、工法も違うみたいなんですけども、この工法が違ったのはどういう理由なのか、あと、このバツテンになった部分ってのは、これ何でバツテンにするのかなっつう感じがするんですけども、この工法について、ちょっと説明をお願いしたいっていうふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） お答えします。まず、工法の選定なんですけども、阿見小、阿見中とも耐震診断というのを実施いたしまして、その耐震診断の結果によって工法を選定してございます。で、それぞれ持っている保有体力が違いまして、阿見小学校のほうが、ごらんになってわかるように、工事費も高くなっております。なぜかといいますと、補強する工面っていうんですけども、柱とはりに囲まれた面を工面っていうんですけども、阿見小学校のほうが補強を要する工面数が多かったということと、それから建物を見ていただいて、グラウンドから見た面、これは補強するのをY軸の方向の補強、それからそれと直行の方面を、あ、X軸の、あのグラウンドから見たのをX軸の補強、それに直行する分をY軸の補強というんですけども、阿見小学校のほうがY軸の補強の必要な面が多かったということで、それぞれ最適な工法ということで、同じ工法ではなくてですね、パラレルユニット工法と、もう1つKTブレース工法という工法を採用しております。

で、バツテンは何かということなんですけども、水平力に対抗するために、木造でいいますとブレース、筋交いのような構造の部材となっております。それぞれ視線を妨げないようにですね、太い鉄骨ではなくて、鋼管なりワイヤーなりというものを採用する工法を採用しており

ます。

あともう1つ何でしたっけ。

〔「工法と」「バッテンだろ」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（黒井寛君）　そうですか。以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君）　ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第84号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君）　御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君）　御異議なしと認めます。よって、議案第84号は、原案どおり可決することに決しました。

請願第1号　土地改良事業関連予算の確保に関する請願書

○議長（佐藤幸明君）　次に、日程第14、請願第1号、土地改良事業関連予算の確保に関する請願書を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君）　御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

休会の件

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第15、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、9月10日から9月20日までを休会にしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時10分散会

第 2 号

[9 月 21 日]

平成22年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成22年9月21日（第2日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	瀬尾房雄君	
総	務	部	長	坪田匡弘君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	川 村 忠 男 君
都 市 整 備 部 長	横 田 充 新 君
教 育 次 長	竿 留 一 美 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	篠 崎 慎 一 君
秘 書 課 長	佐 藤 吉 一 君
社 会 福 祉 課 長 兼 福 祉 セ ン タ ー 所 長	岡 田 稔 君
児 童 福 祉 課 長	高 須 徹 君
国 保 年 金 課 長	吉 田 衛 君
町 民 課 長 兼 う ず ら 出 張 所 長	松 本 道 雄 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 芳 夫 君
町 民 活 動 推 進 課 長	飯 野 利 明 君
都 市 計 画 課 長	菊 池 彰 君
建 設 課 長	浅 野 耕 一 君
水 道 課 長	坪 田 博 君
学 校 教 育 課 長	黒 井 寛 君
指 導 室 長	富 田 耕 大 郎 君
警 防 課 長	川 村 益 巳 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	大 竹 久

平成22年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成22年9月21日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成22年第3回定例会

一般質問1日目（平成22年9月21日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 藤井 孝幸	1. 行政の継続性について	町 長
2. 紙井 和美	1. 火災予防、及び応急処置の習得でいのちを守る 2. 男女共同参画を推進するためのセンター設立と窓口の独立を	町 長 教 育 長 町 長
3. 浅野 栄子	1. 阿見町の家族の絆・地域の支え合いは大丈夫か 2. 35人学級の早期実現を	町 長 教 育 長
4. 細田 正幸	1. 霞ヶ浦湖岸の出来る所からの整備を 2. 水道料金原水の値下げ要望が実現したら、水道料金を値下げするのか	町 長 町 長
5. 川畑 秀慈	1. 丸尾カルシウム土浦工場脇の町道のその後の進捗について 2. 阿見町の窓口業務サービスの拡大について	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，一般質問を行います。

一般質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、10番藤井孝幸君の一般質問を行います。

10番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔10番藤井孝幸君登壇〕

○10番（藤井孝幸君） 皆様、おはようございます。暑いですが、しばらく辛抱して…。ここも暑いんですよ、電気で。通告に従い質問をいたします。

いよいよ本格的な予算編成の時期が到来をいたします。天田丸の新しい船出となるわけであり、天田新船長がどのようなかじ取りをするか興味津々でもあり、我々議会は天田丸の進行方向に注視しなければなりません。新船長が財政状況が厳しい時代に、どのような知恵を絞り18の約束を実現していくか。

そこで、今回私の質問は行政の継続性についてであります。継続性といってもすべて継続するというわけにはいかないと思います。自分の特徴を出しながら船出することは大変重要なことであります。私も町民のためであるということであればもろ手を挙げて賛成をいたしますし、応援もするつもりであります。しかしながら、進路を急激に変更するのは町政を混乱させる場合もあると思います。

このようなことわざがあります。「賢者は歴史に学び、愚者は体験に学ぶ」という。これは、ドイツのオットー・フォン・ビスマルクという鉄血将軍と言われたドイツを統一した初代の首相です。「賢者は歴史に学び、愚者は経験に学ぶ」という。これはですね、要は賢い人は歴史を、つまり過去を学び、愚か者は自分の経験でしか物事を判断しないと、非常に視野が狭くなるということでもあります。

卑近な例が鹿児島県の阿久根市の竹原慎一市長です。議会を無視して専決で何事も決めていく。市は大混乱をしています。後の建て直しに多くのエネルギーと時間を浪費しなければなりません。また、名古屋市の河村たかし市長もしかりです。言っていることは市民受けすることは確かです。間違ったことは言うておりません。ただ、急激な変化と独断専行で議会から猛反発を受けているわけでございます。そして、自分の推薦母体の議員からも反対をされる。これも、市民感情を二分し、市政の混乱と停滞を招き、執行部も議会も大変迷惑な状態でございます。

改革の産みの苦しみとありますが、改革の名のもとに無駄な混乱、時間の浪費、町政の停滞は厳に慎まなければなりません。事によっては時間をじっくりかけて解決することも必要であろうと思います。町政の混乱、浪費、停滞を招かないように厳正にチェックするのが議会の我々の役目であろうと思います。

そこで質問をいたします。1つ、町長は今までの人脈や実績は役に立たないと言っておられます。このことはどういう意味なのか。過去の実績、人脈を無視し、過去を否定し町政をどのようにリードしていくのかをお尋ねをいたします。

次の質問です。町長になったのだから、やりたいことは何でもやると。これは気概、大変頼もしく思います。が、選挙公約の4つの誓い、6つの改革、18の約束、この中から私が気になる点についてお尋ねをいたします。もちろん、これは18の約束は町民のためになるかならないのか、こういう観点から質問をするわけでございます。

質問です。町長退職金の廃止、これは可能なのか。また、公用車の廃止をすと言っておりますし、現実に実行しているわけですが、その結果と現状はどうなっているのか。

3つ目の質問です。入札及び地元業者の育成についてお尋ねをいたします。

1つ、入札改革で随意契約を一般競争入札にすると。これは前町長が常々言っておりましたが、町長就任以来、どのような事業を一般競争入札にしたのか。

2番目、小中学校のパソコン入札の状況についてお尋ねをいたします。この夏、阿見町の全小中学校11校のパソコンを全部入れ替えました。ほとんど全部。大体530台、それからサーバー、プリンター等含めまして相当なものでございますが、落札業者はどこか。なぜその業者になったのか。その経緯と経費の増減についてお尋ねをいたします。

3番目、入札に関連し、地元業者それから地元企業の育成など、どのように考えているのかをお尋ねをいたします。

これは質問3つ目の小項目の1、2、3という質問ですね。

質問の4番目、民間活力の活用と事業費の大幅削減の項目で、民間にできることは民間に任せると言っています。これは、私も大いに賛成するところでございますが、どのような事業を

民間に任せるのかをお尋ねいたします。

質問の5番目、町有財産、未利用地の活用や売却、既存施設の利用促進を積極的に行っていますが、具体的にはどの用地・施設を活用し売却をするのかをお尋ねいたします。

質問6、中学生の医療費を段階的に無料化するという行を言っておられますが、6月議会で無料化はしない、できない、いつ実行するかわからないというふうにお答えております。これはなぜかということをございます。

質問の7番目、私は川田前町長の最後の議会で、町政を担い4期16年、それなりに成果を上げてきておりました。で、次期町長に川田町政16年の間のどんな事業を継続していただきたいかと私は前町長にお尋ねをいたしました。この場で。これは行政の継続性の必要性というのを私が考慮したからであります。そして、川田前町長は実に懇切丁寧に真剣にお答えていただきました。

川田前町長が継続を望む事業を、天田町長はどのように対応するのかをお尋ねをいたします。つまり、継続を見直し・廃止についてであります。廃止・見直しについては、その理由をお答えいただきたい。継続するのであれば、現行の方法で実施するのか、修正をして実施するのかをお尋ねいたします。

で、前川田町長が継続を希望した事業というのは6つあります。その1つは荒川本郷地区の対応を適切にお願いしたい、こういうことを希望しております。それから2番目に、平地林保全対策事業について事業量を拡大し継続実施を望むと。3番目に景観形成道路事業を発展的に継続してほしい。4番目に保育所待機児童の解消と放課後児童クラブ入所枠の拡大をお願いしたいと。こういうふうにお望んでおります。それから5番目に、10年以上の実績を持つ国際交流事業の着実な実施と内容の充実を図ることをお願いいたしますと。こういうことです。6番目に、霞ヶ浦湖岸公園構想の推進。この6つを継続希望事業としてお話をされました。

どうか天田町政、この継続希望する事業にどう対応するのか、その概要をお答えいただきたいと思ひます。詳細は、いずれかまたこの議会で、また議論をいたしたいと思ひます。

質問の8番目、窓口サービスの年中無休と組織をスリム化して人件費を削減すると言っておられます。これをどのようにいつから実施するのかをお尋ねいたします。

で、質問の9番目、天田町長の選挙公約を実施するためには、大幅な予算の組み替えが必要になるわけであり思ひます。現在町は、借金も徐々に減少し、財政状況も県下ではある程度安定した自治体というふうにお言ひすることができます。18の約束を実現するための行程表を御提示いただきたいと思ひます。つまり、いつまで、何をやるか。予算の裏づけはどうするのかをお尋ねをいたします。

以上、9つの質問をいたしましたが、明確な御答弁を期待をしております。終わります。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん，おはようございます。藤井議員の行政の継続性についての質問にお答えします。

まず質問1，「今までの人脈や実績は役に立たなくなっています」と言っているが，この意味は何か。過去の実績は無視，過去をすべて否定し，どう町政をリードしていくのかについてであります。

とてもではありませんが，過去の実績また過去をすべて否定していたら町政のリードはできません。これは当たり前のことであります。

「今までの人脈や実績は役に立たなくなっています」というのはですね，選挙期間中に町選管が発行した選挙公報等に掲載した一部であります。その全文は「政治の流れは大きく変わりました。政権交代によって，今までの人脈や実績は役に立たなくなっています。トップリーダーが，大きな政治的変換に柔軟に対応できなければ，阿見町の発展もありません」というものであります。やはり，木でなくて森を見ていただきたい。

昨年の8月に政権交代がありました。御存じのとおり，現実の自治体運営の中でさまざまな政策を実行するためには，それまでの仕事やつき合いの中で人脈を利用し，時には頼み込みながら，県及び国の補助制度等を最大限活用する必要があります。歴代の町長もそのようにして政策を実行していったものではないかと思えます。

今の政権は民主党であります。このたび小泉俊明衆議院議員も国土交通省の政務官になりました。また，大島衆議院議員は経済産業大臣であります。

私が当選することが，町民の利益になる政策をよりスムーズに実行できるということを申し上げたつもりであります。

「過去を全て否定し」及び「実績は無視」と，通告書にありましたが，広報あみ5月号に掲載した，私の町長就任のあいさつで述べた「しがらみやマンネリは廃止，よいところを引き継ぐ」というのが，町民にお約束したことであります。今後ともその姿勢に基づいて町長の職務に全力を尽くす所存であります。

次に，質問2の最初の質問，町長退職金の廃止は可能かについてであります。

町職員の退職手当については，県内全市町村で構成する茨城県市町村総合事務組合において共同処理を行っておりますので，特別職も一般職の職員も同組合の条例・規則に基づき支給されることになっております。

したがって，阿見町長の退職手当を廃止するためには，同組合の関係諸規定の改正が必

要であることから、現時点においては、関係諸規定の改正を同組合にお願いしているところがあります。御質問の、廃止が可能かについては、他県においての事例もありますので、可能であると考えております。

次に、公用車の廃止の結果と現状はどうなっているのかについてお答えいたします。

前町長が使用していた黒塗りの町長車については、本年7月30日に契約し購入した公用車の下取り車といたしました。また、現状はどうなっているのかとの質問ですが、現在は事務用公用車のうちの一台であるハイブリッド車を使用しております。

次に、質問3についてであります。

入札及び地元業者育成について、3つの御質問をいただいております。

まず1点目の入札改革です。どのような事業を随意契約から一般競争入札にしたのかについてであります。これまで随意契約で行っていた契約を一般競争入札に変更したという案件は、現時点ではございませんが、競争性を高め、より経済効果のある一般競争入札の拡大に取り組んでいきたいと考えております。

次に質問3の2点目、小中学校のパソコン入札の状況についてであります。

これは随意契約で、ある会社に7,700万という金額で提示されてきた案件です。これではひどいんじゃないかと、もう少しよく見直してからやったほうが良いということで、今回の入札になったわけです。

賃貸借業務と設定及び保守業務に分けて、賃貸借業務は9社、設定及び保守業務は10社を指名し入札を行いました。最低価格で入札した株式会社ニューライフと賃貸借業務は5,481万円、設定及び保守業務は3,937万5,000円で契約いたしました。落札率は全体の64%以下となっております。平成22年度で約2,300万円の経費削減になっております。

次に質問3の3点目、地元企業の育成についてどのように考えているのかについてであります。この点については、これまでも議会等からの要望もあり、分離・分割発注や入札参加企業の地域要件の設定等取り組んできたところではありますが、今までも町内事業者の受注機会をなるべく多くするように、そういうことを私は言っております。そういう中で、もう町が町内業者を育成する、そういう時代は過ぎた。あくまでも町民の利益が第一であります。そういう中では、やはり競争の原理を積極的に取り入れなければならない。そう考えております。

次に質問4、民間活力の活用についてであります。民間活力の活用につきましては、行政が担うべき役割を再確認し、民間でできる事業の抽出を行うとともに、費用対効果を勘案した上で、民間に任せることにより、事業費の削減を図ることが大変重要だと考えております。

具体的な事業については、今後、事業仕分け等の手法により検討していきたいと考えておりますが、私も議員時代、指定管理者等による公共施設の管理運営や、里親制度を活用した道路

や公園の管理など提案さしていただいております。町民との協働も含めた中で検討していきたいと考えております。

次に質問5の、町有財産、未利用地の活用・売却についてであります。具体的にどの用地・施設を活用・売却するのかとのことではあります。現時点においては、まだ具体的に申し上げる段階には至っておりません。町有財産は、事務事業を執行するために直接利用する行政財産とそれ以外の普通財産とがありますが、行政財産は用途・目的がある財産であるため、売却等の処分ができず、貸し付けや売却ができるのは普通財産であります。

現在、町有財産としては、土地に関して申し上げますと、白地の道路・水路等除きますが、行政財産が約260ヘクタール、普通財産が約1.3ヘクタールであります。ただし、行政財産の中には、今は無理でも将来的には売却可能な土地が含まれていることも考えられるため、町有財産の現状や将来計画等を踏まえ取り組んでまいりたいと考えております。

次に質問6、中学生の医療費を段階的に無料にするという案が、6月議会で実施しないと答えた。なぜ、についてであります。子供の医療費助成につきましては、厳しい財政運営の中ではありますが、10月から子育て世代における経済的負担を軽減するための支援策として、小学6年生まで所得制限を設けず、入院時の食事代を除く医療費無料化の実施に取り組むものであります。

議員御質問の中学生の医療費無料化につきましては、公約において段階的に実施するとお示ししていますが、対象者の拡大には、毎年経常的に多額の費用が必要であります。そのため財源確保が非常に重要な課題となっておりますので、6月議会の一般質問、細田さんの質問で、今の段階では、すぐに実施できないとお答えしたものであります。藤井議員は特に行財政改革に熱心でありますので、その点はどうか、みずから行財政改革でお示ししていただき、お金を生み出していただきたい、そう考えております。

質問7についてであります。川田町長が最後の定例会の折、藤井議員の新町長に継続していただきたい事業は何かとの質問に対し、川田前町長が答弁した6つの事業について、私がどのようにするのか、1つ1つお答えいただきたいというものであります。

お答えする前に、藤井議員も御記憶のことと思いますが、私の所信表明の中で、私の公約と平成25年度までの阿見町第5次総合計画後期基本計画が目指す方向性は、基本的には一致しているものと認識しておりますと述べたことを申し上げておきます。

それではお答えいたします。まず、1番目の荒川本郷地区の対応を適切にお願いしたいについてであります。荒川本郷地区については、町は土地区画整理事業の中止後、都市計画道路を中心に地区計画による町づくりを行うといたしました。良好な住環境の形成に向け、建築物の制限や生活道路である地区施設道路の配置などを検討し、平成21年度、3本の骨格となる都市

計画道路が供用したのにあわせ、都市計画における用途地域の変更、地区計画の変更を行い、今後の方向性を明確にいたしました。

さらに、市街化区域としてふさわしい土地の利活用を導くためには、地区内の大規模地権者であるUR都市機構との協調協力体制は不可欠であると考えており、また地域住民の方々の意見を十分に反映しながら、今後の具体的な土地利用に向けた検討を行ってまいります。

次に質問7の2番目、平地林保全対策事業について事業量を拡大し継続実現を、についてであります。平地林保全整備事業は、平成19年度まで、年間2ヘクタール強の整備を実施してまいりましたが、平成20年度からは、県の森林湖沼環境税を財源に身近なみどり整備推進事業が導入されたことから、年間5ヘクタール程度まで事業量を拡大し、整備を推進しております。

今後、国・県の補助事業を積極的に活用しながら、主要幹線道路沿いの景観も考慮して効果のある場所で、あわせて整備後の良好な管理を継続できる箇所を重点的に選定し、事業を継続推進してまいります。

次に質問の3番目、景観形成道路事業を発展的に継続してほしい、についてであります。景観形成事業といたしましては、計画的に景観誘導していく必要がある道路として、都市計画道路新町・中郷線をはじめとした、都市軸道路並びに国道125号バイパスを景観形成道路に指定し、沿道景観づくりを進めております。これは前川田町長の引き継ぎの折にもこの問題を出され、私も了解をいたしました。

具体的には、景観形成道路を土地利用の状況から幾つかの区間に区分し、その区間ごとに、周辺環境と調和した町並みが形成されるよう、建築行為等を行う際守っていただく基準を定めております。昨年度は、新たに開通した荒川沖・寺子線について基準を策定いたしました。今後、都市軸道路の整備状況に応じ基準を策定し、良好な沿道景観をつくり進めてまいります。

次に質問7の4番目、保育所待機児童の解消と放課後児童クラブ入所枠の拡大についてであります。保育所待機児童の解消については、積極的な民間保育所の誘致と、あわせて保育ママ制度と呼ばれている家庭的保育事業等についての検討など、本町のニーズに合った子育て支援策を検討してまいりたいと考えております。

放課後児童クラブ入所枠の拡大については、現在も施設の状況を考慮して、受け入れが可能な限り高学年までの受け入れを実施しております。阿見第二小・実穀小・吉原小・君原小学校区で実施しており、平成23年度から阿見第一小学校区でも高学年までの受け入れを検討しております。

今後、舟島小・本郷小・阿見小学校区においても、高学年までの受け入れができるよう施設整備を含めた事業計画を策定した上で、計画的に拡充してまいりたいと考えております。この両者の取り組みについては、子育て支援施策として阿見町第5次総合計画後期基本計画、次世

代育成支援対策後期行動計画を基本とし、継続して取り組んでまいります。

次に質問7の5番目、10年以上の実績を持つ国際交流事業の着実な実施と内容の充実を図ることについてであります。今回も無理に国際交流の会長として川田前町長にお願いをいたしました。快く引き受けていただいたものであります。国際交流事業については、川田前町長を中心に、10年以上にわたり、町民主体の草の根活動を推進してこられました。この実績を着実に継続させるため、町としても支援をしてまいりたいと考えております。

次に質問7の6番目、霞ヶ浦湖岸公園構想の推進についてであります。霞ヶ浦環境を保全するということは、霞ヶ浦湖岸に位置する自治体としての使命でもあり課題でもあります。その中で、他自治体に先駆け、環境保全と観光資源として活用した霞ヶ浦湖岸公園構想を打ち出したことは評価できることですので、私としましても事業を継続していく考えであります。しかし、その内容等については、社会情勢の変化及び当町の観光形態等から判断し、見直しをしていく考えであります。

次に質問8、窓口サービスの年中無休と組織のスリム化についてであります。まず、窓口サービスにつきましては、本年4月より町税等のコンビニ収納を開始し、さらに6月からは休日開庁時間を半日から一日に拡大・延長し、町民課業務の一部と町税等の納付業務を行うなど、サービス向上に努めているところであります。

窓口サービスの年中無休については、こうした現行の取り組みの利用状況を検証するとともに、利用される町民の意見を聞きながら、行政機関のみならずコンビニ等の民間を活用して、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、組織のスリム化につきましては、行政改革により、職員削減とあわせて随時検討を進めているところであります。平成23年度は、消防本部の広域合併等について検討を進めてまいります。また、組織機構の見直しに合わせ、適正な人事評価を行い、職員の適正配置を行うことにより、組織の機能化、機動化を進め、人件費の抑制につなげてまいります。

次に質問9の選挙公約であります18の約束をいつまでに、その予算の裏づけはどうするのかについてであります。私が、6月定例会において、所信表明の中でお示ししましたとおり、18の約束は、最重要課題ととらえ、進めているところであります。議員の御指摘のとおり、本町の財政状況は、ある程度安定しておりますが、しかしながら、世界同時不況による景気低迷の影響が法人税の減収にあらわれているように、依然として財政運営環境は大変厳しいものと認識しているところであります。

本年度も、平成23年度の予算編成時期に入ってまいりましたが、さきに申しあげました18の約束を総合計画上の主要政策との調整を図り、事業進展の方針を立て、予算案の編成を進めてまいりますので、方針が固まり次第、お示しをして説明させていただきたいと考えております。

なお、事業の選択については、諸事業の優先性を考慮するとともに、事業仕分けを導入するなど、行財政改革を実行するとともに企業誘致等による税収の増加策を進め、政策実行の財源確保を図って、その実現に向けて努めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 質問の1番目の、町長が今までの人脈や実績は役に立たなくなってきましたというようなことを、ここで人脈を利用して実績も尊重するというお言葉を聞いて、私も安心をしましたのでよろしくお願いをします。どうもちょっとね、過激な表現だったもんですからね、ちょっと目についたんですよ。まあ今後とも歴史に学びながらよろしくお願いをいたします。

それから、退職金の廃止はですね、これ私も市町村会に電話したんですよ。そしたらね、規則を改正しないとできないと。茨城県下全部同じですから。一般の職員も特別職も。だから、現時点では44市町村長が全部それは要らないと言わない限りは、——全部ちゅうか半数以上ですか、規則の改正ですから——言わない限りは多分廃止できないんですよ、これ。担当者もそう言っていました。供託も難しい。寄附も難しい。ということで、結局現時点では廃止できない。4年後にまた廃止できるかったら、これ44の市町村がどう考えているかですよ。規則改正せないかんから。だから、非常に難しいんじゃないかろうかというようなこと。難しいというか、はっきり県の担当者言いませんでしたけどもね。なかなか困難ではないでしょうか。こういうお話をしておりました。だから、これはまあ多分、私の感覚では、全市町村長が承諾するとは思えませんので、多分できないでしょう。

できないからといって、阿見町が職員の分担金を町長だけ出さないちゅうわけにもいかないし、組合ですから。だから結局棚上げになっちゃうんですよ。まあ、そういうところを含んでおいて。まあ、いずれ退職金は廃止というのができないという現状が出てくると思いますのでね。4年後には。そこの点をちょっと、努力を見守っていきたいと思います。

それから公用車の廃止もね、黒塗りが白になっただけで、大したあんまり影響はない。運転手もついてるし。だから、そんなにその。どれぐらいで下取りしたか、ちょっとわかりませんが、公用車は公用車の廃止じゃないですよ。公用車はあるんですよ。色が変わっただけで。そういうことです。

それとですね、随意契約から一般競争入札というのは、今までですね、4月から160件ぐらいあるんですね。契約したのが。その中で1件も一般競争入札がないちゅうのが、ちょっと私もよくわからないんですけど、随意から一般競争になったのが。これからもやりますということで、ぜひそれはよろしくお願いをします。そういう約束ですからね、はい。随意契約というよりも一般競争入札をやりたい。ね。

それからですね、次パソコンの入札の件ですが、パソコンは全小中学校、先ほども言っていましたけどもね、全小中学校のパソコンを530台ぐらいですかね、それにプリンター、サーバーがだ一つとほかにあつてということで、もうほとんど入れ替えてる。ノートパソコンを含めましてね、入れ替えてるわけです。それで落札価格の総額が8,970万なんです。総額ね。両方、2つあるから。で、両方入れたら八千……。先ほどの何か随意契約で7,700万という言葉をちょっと聞いたんですけど、それは間違いないですか。

〔「はい、最初の」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 間違いない。そしたら、今度のほうが高いですよ。8,970万が落札価格。それで随意契約で7,700万。これはちょっと勘違いですか。

まあいい、いいです。焦らないで。

○議長（佐藤幸明君） 質問の形にして閉じてください。

○10番（藤井孝幸君） これはちょっともう一度、じゃあどういう形か後で教えてください。ね。それでですね、いずれにしてもパソコンの設置、レンタルとそれから保守業務と、これが2つ分かれて指名競争入札ですよ。これね。で、2つ分かれて入札してるわけですが、レンタル契約と保守業務。これですね、どちらも同じ業者が落札してんですよ。ニューライフという、先ほど言っていましたけどニューライフ、龍ヶ崎の会社ですけどもね。

そこで、私質問したいんですが、この2つのですね、仕様書はだれが作ったのか。ちょっとそれを教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。学校教育課でつくっております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） では、学校教育課にお尋ねします。仕様書に書かれてるパソコン教室支援ソフトがありますよね。スカイメニュープロバージョン12、トゥエルブっていうんですか。これはどういう機能を保有して、なぜこのソフトを導入したか。その導入のポイントを教えてください。

○議長（佐藤幸明君） 学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 今回導入しましたスカイメニューについてお答えいたします。

スカイメニューはICT活用教育支援ソフトと申しまして、コンピューター教室の中でクライアント——子供さんたちのコンピューターと先生のコンピューターのいろいろなコミュニケーション、やりとりするソフトと同時にですね、従前ありました子供さんたちがもしコンピューターの中をいじくり回してシステム障害が起こった場合にもとに戻すというような機能とか

ですね、あともう1つリモートの監視、それぞれのコンピューターにどんなソフトが導入されたとか、どういうふうなプログラムを置いているとか、そういうような監視ができるというふうな、先生がですね、そのコンピューターを管理できるような形のソフトでございます。

で、従前入っていたのがコムスクールという内田洋行さんの専用のソフトだったんですけども、はるかにコスト的に安く機能が豊富だということで、今回はこちらのほうに切り替えてございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） それでは次です。2つの質問をします。

これ、本入札に関係する規則でですね、阿見町の契約規則それと阿見町の物品調達入札参加資格選定規程、これは適用されますか。それが1つと、入札業者を推薦・指名した人はどなたですか。それと業者の指名基準はどういうふうになっているか。その2つお願いします。

○議長（佐藤幸明君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 2つになるか一度になるかわかんないんですけど、今のお答えします。町のですね、物品調達入札参加資格選定規程第11条に基づきですね、5社以上を指名してくださいよと。その中で今回ですね、役務の提供それから物品の有資格者名簿の中から技術力等内容に適しているもの、それから不誠実な行為がなく信用状態がよいもの、結果的にハード9社、それからソフトについては10社指名したところでございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 次長、ちゃんと質問に答えんとだめです。いいかい、おれが質問したのは、契約規則か、契約規則と資格選定基準、この規則がこの入札に適用されるかされないかち聞いているんです。これ能書き言わんでいいから、されるかされないって言えばいいんです。

それとあとの指名基準は今聞きましたよ。5社以上ね。はい。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、失礼しました。契約規則に基づいてということですね。あともう1点、だれが選んだかっていうことなんですけど、これについてはですね、各学校教育課のほうで推薦して、入札の審査会というのがあります。まあ部長級なんですけど、そちらで、委員会で審査してそれで決定しております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 下作業はね、下作業は各学校からどんなものがあるかって、そら情報は得たかどうか、それはわかりませんよ。ただ推薦するのは課長でしょう。書いている。

課長が業者を委員会に推薦することができるっち書いとる。課長が推薦してるんですよ。でしょう。そうでないと学校がいろいろ言ったって課長がだめだっちゅったら終わりだし、そういうシステムになってるわけですよ。そうでしょう。課長が推薦することができるって書いてある。通常推薦してるんですよ。

で、指名委員会に諮ると。こういうことで指名委員会に諮ったわけですよ。それで、今先ほど町長が答えた9社と7社かを指名したわけですね。

〔「10社です」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） あ、10社ね。レンタルと保守業務。9社と10社指名してるわけですよ。それですよ、それで、今回入札したのに、入札に当たって、OA機器の納入実績がある業者、いっぱいおりますよね、今まで。その業者を指名しなかったところも結構ありますよね。今まで阿見町の業者として実績ある。その業者に瑕疵があったのかないのか。指名に入れなかった理由ね。今までの業者は入れなかったという、推薦しなかった理由をちょっと。瑕疵があればそれはいいんですよ。それをお聞かせください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今回はですね、平成15年、16年、17年の実績のある業者から選びまして、それから後はゼロベースで9社と10社選んだわけで、今回平成20年度、今の小中学校の学校の先生が今コンピューター使っている部分の業者については、今回は指名に入れてないんですが、これは理由はございません。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） だから、指名業者ちゅうのは、理由がなく外すこともできるし入れることもできるわけやね。結果的には推薦する人が。それで、指名委員会だったって、指名委員会の部長なんかそんなパソコンの業者がどこがいいのか、何がなんかほとんどわからないでしょう。

川村部長どうですかね。いろんな会社がね、指名委員会に多分なってる、今部長ち言ってたからね。指名委員会にこんなものが、業者が出てきましたよ。10社、20社出てきました。その1つ1つは精通はしてないですよ。どうですか。答えできません？ じゃ、お願いします。

○議長（佐藤幸明君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 入札資格審査会の委員長代理をやっておりますので、その審査会の考え方というのをちょっとお話ししたいと思います。

今の説明のとおり指名業者は担当課等が推薦するわけですけども、その業者に対しまして入札の審査会は、その業務に適当な業者か、資格があるかどうかというようなことを中心に審

査をいたします。いろんな業者の力量とか地域のバランスとか、そういうようなことも、数とかですね、指名業者が余り少ない場合はもっと多いほうが、参加できる業者があるんじゃないかということも審査いたしますけども、その参加資格がその仕事に対して適当なのかどうか、力量があるのかどうかというところを審査をいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 1点だけ述べさせていただきます。やはりほかの中で業者がですね、やはり指名停止、茨城県とか、ほかのところで指名停止を受けたというような業者はやっぱり入れないようにしなくちゃいけないと。今回も神栖でありました。耐震の問題。そういうものの業者はやっぱり町が入れてはいけないということを私は積極的に言っております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） それはわかるんですよ。あのね、茨城県の選定基準もそうなんです。阿見町に選定基準があるか、選定基準っていうか阿見町に、選定をしない基準ね、が県にあるんですよ。こういう業者は指名しませんよというのがね。もう入札からも外します。それはあるんですけど、阿見町には多分それはないと思います。

だから、時の課長なりね、が推薦するところが、大体指名委員会で指名されるんですよ。だって指名委員会ってそんな能力ないもん。能力ないっていうか、知識がないっていう意味ですよ。知識がないという意味。それぞれね。あるわけがないんだから、大体その。ずっと前に経験はあったかもしんないけども、今はもうそういうところ離れて、新しい業者がいっぱいパソコンなんか入ってきてますから、その業者がどういう業者なんかちゅうのは多分わからないと思います。

だから指名委員会というのも、一応指名委員会はあるんだけども、課長が推薦した業者が大体通るということにはなってるということです。事實は。間違ってたら教えてください。

それで、過去に瑕疵がなかった業者も指名から外していると。まあゼロベースですよ。だから、過去一生懸命やって、価格に努力しながら入札して落札して、そんで仕事をとって事業をやったと。一生懸命やりました。だけど、何で今回指名がかからなかったんでしょうねと。こういう疑問もあるわけね。そら業者にしたら当然です。そういう疑問も大いにあるということです。

で、その次にですね、仕様書にですね、仕様書にですよ、プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメント、プライバシーマークというのはPマークというんですけど、情報セキュリティマネジメント、ISMSていいます。この2つを有する会社というふうにしてるんですが、この資格で絶対必要な資格なのかどうかをお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） はい、お答えします。仕事をする能力をあらわすマークではないんですけども、学校のコンピューターは個人情報等入っておりますので、扱う場合にはこのような資格を持っている業者が望ましいということになろうかと思えます。

○10番（藤井孝幸君） 望ましい。

○学校教育課長（黒井寛君） 私どもの場合、この仕様書ではこれが必要だということで規定いたしました。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） ではね、パソコンの本体ね、を納入するのに、レンタルするのにPマークは絶対ないとだめですか。本体ですよ。保守ではないですよ。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） 学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） お答えいたします。何もなければ必要はなかろうかと思えますけど、例えばですね、機械が故障いたしました。修繕いたします。当然機械を扱います。このときにやはりそのような情報セキュリティーに対してきちんとした会社でないと都合が悪いと思えます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） まあ、何が何でも必要だということですね。わかりました。

で、落札した会社、これはPマークをいつ……。Pマーク等と言いますよ。両方2つあるから。ISMSとプライバシーマークがあるから。Pマーク等と言わしてください。面倒くさいからね。Pマーク等の資格をいつ取得しましたか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 済みません、確認いたしまして報告いたします。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） いやあ、業者を指名しているんでしょう。資格を保有したって、いつ資格を保有したぐらいは当然調べてるでしょうもう。資格審査会があるんだもん。やみくもにしてるわけじゃないでしょうもう。教えてあげますよ。調べんでいいですよ。22年の3月19日です。これはISMS。ね、22年の3月19日。今年の3月19日です。だってあなたたちは資格審査をやってるんでしょう。推薦して。どのような事業所かわかってるはずでしょ。持っているか持っていないのか。

じゃあ、レンタル業務の指名業者と保守業務の指名業者、もう一度詳しく。それと、そのうちのレンタル業務でPマーク等を保有している業者は何社か。保守業務で何社か。教えてください。

さい。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今回の入札でよろしいでしょうか。

○10番（藤井孝幸君） そうですよ。

○教育次長（竿留一美君） はい。結果的に9社ありまして、うちのほうで把握してるところで言いますと、4社が辞退したわけなんですけど、そのうち入札仕様書の条件を満たせないっちゅうことで、プライバシーマークちゅうことで把握してるのは3社でございます。

以上です。

○10番（藤井孝幸君） 保守業務も。保守業務。

○議長（佐藤幸明君） 挙手の上質問してください。

○10番（藤井孝幸君） はい、済みません。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 今はレンタル業務の話ね。レンタルの契約。それから保守業務は何社ですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 保守業者につきましては、藤井議員もおわかりかと思いますが、10社中7社が辞退しております。で、把握しておりません。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） ここでね、Pマーク等を保有してない業者があるんですよね、これ。辞退というところで。業者が機器の設置で9社指名してるんですよ、9社。そうでしょう。それで5社が入札をしていますよ。そのうちの4社が辞退してるんですよ。その4社はPマーク持ってないじゃないですか。それと保守業務、保守業務の10社を指名をして、10社を保守業務指名して3社で入札してるんですよ。あとの7社は辞退でしょう。

その辞退の理由がわからない。わからないことはないでしょうもう。これね、仕様書にPマークが必要だっち書いてるんですよ。そして、あなたたちも必要だっち答えてるのよ。それで何で持ってない会社を指名するんだっちことになる。Pマーク等を。そうでしょう。資格審査でちゃんとやってるんでしょ。持ってるか持ってないか。当然やりますよね、それは。そんなやれないような資格審査なんてやらないほうがいい。あってもないでも同じ。だから課長が出したそれが全部通っちゃうわけですよ。だっち持ってない会社を指名することがおかしいでしょう。

どうですか、そこは。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 有資格者名簿、130社とか140社の中から、先ほども言いましたように、技術力のあるもの、それから不誠実でないものを選びましてですね、実際2月に入札参加に、今管財のほうに出してきますけど、あの中にはプライバシーマークの資格取得のつち部分が、では把握できなかった部分があって、当然ソフト、ハードを扱ってればこれは持つてるといことで認識してましたので、それでこういう結果になっております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 持つてるといそういう予想したらだめよ。業者はほとんど持つてないだもん、これ。茨城県でPマーク持つてるとい147社ですよ。いろんなOA機器を扱ってるとい。その147社も印刷会社とかあんなも含めてですからね。それでPマークを持つてるとい、ISMS持つてるといってたら一覧表があるじゃないですか。茨城県下でも茨城県で押せばだだ一って出てくるだもん。何でその努力をやらないの。

仕様書に書いてるとい、その資格そのものがないところを指名してるとい。何ですかそれは。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。今の指摘は本当にごもっともだと思います。やはりその資格をきちんと調べてですね、やはり入札業者にする。これは当たり前のことなんで、今後は阿見町ではやはりそういうことのないよう、やはりきちんとした検査をして入札ということやっていきたい。今の藤井議員の指摘、ごもっともだと思っておりますので、今後はそういう改善をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） いいですか。今後とも言うけどもね、8,500万のお金ですよ。8,500万。だって私これ落札価格持つてんだもん。2つの事業合計したら8,500万なるんですよ。

で、そういう入札を、得体の知れない入札をやって、もう済んだことだから今後やりませうはね、これね、税金の使い方が甚だ不適切。いいですか。これでそして、9社中に5社が入札、それで片一方は10社中に7社辞退。これ競争入札っていいですか。辞退のしてる、資格のない連中を全部指名して、そして3社で入札して、はい落札。あなたが一番安かったから、はいあなたですって、そんな入札の仕方はないでしょうもう。競争入札だよ、競争入札。できれば、よっぽどの事情がない限りは10社とも入札せないかんのですよ。そうでしょう。競争入札になつてないもん、これ。

〔「辞退したところは、今度は指名停止しろよ。勝手に辞退したのは」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） ね。勝手に辞退したわけじゃないのよ。資格がないから辞退しただ

けの話で。資格のないところを指名してんだもん。教育長。

〔「金額いくら言ったらいいべよ」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 教育長の管轄じゃないけどね。

〔「いくらだって、言ってやれよ」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 教育長のお膝元でそういうことが起こってるわけ。注視して見ててくださいね。これ、競争入札じゃないんだもん。

それともう1つ。

いやいや質問……。教育長は答えないでいいですよ。

〔「2,300万安くなったと言ったが、高くなったんでは、あべこべだ」「次長、本当の金言ってやれよ、早く」「金額言ったほうがいいよ」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） ちょっと教えてください。先ほど……。ちょっと金額聞きましょう。私の計算とちょっと違うからね。

〔「いくらが幾らになったか言ったほうがいいぞ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「もっと安い場合は……やっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。先ほども言いましたけど、平成15年……。ちょっと3本言います。

失礼いたしました。前回2億8,698万8,000円のところを、今回ソフト・ハード合わせて9,418万5,000円で、契約ベースですと——これ5年間ですけど——2億2,280万3,000円が前回と比べて減額になったと、まあ効果があらわれたっちことです。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 保守点検で最初に随意契約で7,700万という金額が、ある業者から出てきたんですよ。それで私が……。

○10番（藤井孝幸君） 両方で。

○町長（天田富司男君） 1つですよ。

○10番（藤井孝幸君） あ、1つ。

○町長（天田富司男君） それはもうほら、指名停止の業者から出てきて、これではだめだと。ちゃんと、参与あたりからもこれはおかしいよと。そういう中で総務課のIT関係の職員に調べさせたら最初からもう1,500万ぐらい安くなるんだと。こういうことでどうなんだっていう話ですよ。7,700万で随意契約が何にもしなかったら、私が判こ押してればそのままなんです

よ。やっぱりそこをそういう形でみんなが努力して少しでも安くしたいと。そういう努力も買ってやらなきゃね。やっぱりただ単に責めるだけではまずいと思うんだよね。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

〔「内田洋行と仲がいいから頼まれたんだよ」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） おれは名前出してないよ。内田洋行なんか。

〔「頼まれたっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） あの、まあちょっとその話は……。内田洋行は、防衛庁でね、あれ知ってますよ。ほいで県のほうからも指名停止を食らってるの。この10月の30日まで。だけど、それはそれでもうあっこは入れなくていいんですよ。それはもう当然ね、そうやって指名停止受けて、国から指名停止受けて、県からも受けてんだったら、町でそこで入れる必要はない。それはいいんだよ。ほかの、それ以外のところね。

まあ、そんなことより町長は努力を認めろというけども、指名の入札の資格のない人間を指定してて、その努力もへったくれもないでしょうもう、それ。いや、私が質問するんだから。で、要は入札の……。

次の質問に入ります。資格のない者も指名をしたということもわかりますし、それから資格審査もやってないということもわかりました。ね。それで入札の予定価格、入札の予定価格と最低制限価格は幾らに設定しましたか。教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○10番（藤井孝幸君） どうですか。

○議長（佐藤幸明君） 学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） はい。申しわけございません。契約額と予算額しか、今手持ちにございませぬ。予定価格は今手持ちにございませぬ。それから最低制限価格は業務委託なので設けておりませぬ。

○10番（藤井孝幸君） 何で設けないの。

○学校教育課長（黒井寛君） はい。業務委託は最低制限価格は設けておりませぬ。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 入札予定価格は設ける必要があるんですよ、これもう規則に書いてるからね。それでないちゅうのはおかしいんじゃないの。

〔「今、手元にないです」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） いや手元に……。じゃあそれ見せてください。入札予定価格が幾らなのかね。これはもう規則で決められてんだから。幾らちゅうのはね。

○議長（佐藤幸明君） 学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 済みません。業務の予定価格は公表できないということですので御了解いただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 公表できないってさ、建設工事なんかはちゃんと公示をするでしょう。ねえ。それと、それから入札予定価格は公表しないって言ったって、公表しない……。設けたのか設けてないかね、まずね。だって建設のやつだったら落札率何%ってずっと出てるじゃないですか。それで何でこれだけできないの。それが1つ。

それから、入札のですね、時期についてですけども、期間。これ入札の期間というのは、入札通知書を出しますよね。通知書を出して、入札の時期まで何日が必要って書いてるんですか。額によって違うでしょう。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「藤井議員、あんまりふっかけ調査はやらねえんだよ。……は。内田洋行に頼まれたが早く言ったらがっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） はい、総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 予定価格の事前公表についてお答えいたします。町のほうで予定価格事前公表の実施要綱を定めておりまして、この中では建設工事に関して130万以上の競争入札を公表の対象にするというふうに決めております。建設工事に関してっていうことは、やっぱり入札契約制度の透明性を高めるためという趣旨で、この業務に定めております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） これね、契約規則の8条、これ指名競争入札も一般競争入札も同じ。準用されるんだけど、入札に関する事項の価格をその事項に関する仕様書、設計等によって予定しなければならないと書いてるんですよ。契約規則ね。8条に書いてるでしょう、そうやって。だから、それはちゃんと。この場合は予定価格は設けません。ね、この場合は設けません。この場合は最低価格は設けません。そういう性質のものなのか、設けなければならないものなのか。今回は設けてないと言うならそれなりの理由があるわけでしょう。お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

〔「クーラー入れてくださいよ」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（竿留一美君） 御指摘のですね、第8条に基づくものでやっておりますんで、あくまでも工事うちことなので、この規則でやってますんで、これ以外の部分については理由はございません。一応公表はしてません。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） この仕様書に契約規則によるち書いてるじゃない。工事とか何とか

っていう話じゃないでしょう。まして準用するって書いてる。すべて準用するっちは書いてるんだもん。一般競争入札も、ね。だから、そういうところを……。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） じゃあ、契約規則っちゅうことで第8条を読みます。

町長は一般競争入札に付する事項の価格をその事項に関する仕様書、設計図書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格票を密封し、改札の際にこれを改札場所に置かなければならない。ただし、建設工事であって予定価格が130万超の一般競争入札に係る当該予定価格は密封にすることなく、これを事前公表するものとするちゅうことです。

○10番（藤井孝幸君） じゃあそのとおりじゃない。はい。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 予定価格を設けるになってるわけでしょう。ただ建設工事の場合は130万以上は公示しなさいっちは書いてるだけの話で、予定価格を設けるようになってるわけですよ。契約では。聞いている。予定価格を設け……。これはね、地方自治条例の施行規則にも書いてんのよ。設けなさいって。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 勘違いいたしました。予定価格は公表はしてませんが、設けております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） そんならそれで初めからそう言えばいいのに。ややこしなっちゃうよ、そんなもん。それで、公表しないちゅうことは何で。だって、そこに準備するちなってるじゃない。そこに。封筒に入れて、密封して。終わった後はいいんじゃないの。まあ、前はまづいけど。まあそれはちょっともう一遍後で答えてください。

それと、これ先ほど時期を言いましたね、時期。緊急を要する入札だったのかどうか。入札の通知書を出して入札までの時期、期間。これは額によって違うと思うんですが、それを教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今までのですね、契約事務等では適正な入札等を行うために公表はしないと、しないとということで進めておりました。で、建設工事に関して入札及び契約制度の透明性を高めるために130万以上を事前公表するということで新たに決めたものでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 公表はしないちゅう，その一般の公表なのか，我々が例えば情報公開をお願いしますったら出すことができるのかどうか教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 情報公開の中でも公表できないものを決めてありまして，これは公表できないことになっております。

○10番（藤井孝幸君） できない。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 先ほどの質問をもう1回。入札の期間。入札通知から入札するまでの期間。これはどう決められてるの。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） これについてはですね，通知から入札まで一応5日以上ちゅう形で規定しております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） その5日以上ちゅうのはね，その他の項目に入ってんだよね。5日以上，その他の項目というのはどういうことがあるの。どういう条件を満たしたら，その他の項目に入るから5日にしたのかちゅうの。ちょうど22日に通知を出して28日，まあ前日までだから5日になってるわけですね。ちょうど5日。それはいいんですよ。だから，どういう理由があれば5日になってなれるのかということなんです。上記以外の契約にち書いてるでしょう。その上記以外ちゅうこと，その理由。上記以外というものはどういうものなのか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） これも契約規則に基づいてですね，上記以外つうのはですね，1つは土木工事，建築工事，管工事，舗装工事，電気等，あと造園工事等がありますけど。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） その土木とか電気とか，そんなのが上記以外に入るの。それ逆だろ。上記に入るんでしょう。上記に入る。いや，だから土木とか電気とかちゅうのが上記以外に入らないわけでしょう。だから期間が長いわけ。金額によって。15日とか10日とかあるわけでしょう。ね，電気とかそんなの。そういうことでしょう。だから，このパソコンの納入は，前号各号以外というふうになってるわけね。まあいいや，これは。時間がないから。

で，次に新たな質問。入札保証金の免除について。これは仕様書に入札保証金免除ち書いて

ますよね。これ何で免除したんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 保証金に入札保証金と契約保証金がありますけど、入札保証金についてはですね、通常入札保証保険契約を締結してる部分については、今まで例ないんじゃないでしょうかね。入札保証金を取ってつつう部分は。一応この入札保証保険契約をすべて締結してあると。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私が、この入札について質問してんだから、入札に関することは全部読んどきなさいよ。大体ここに出てくる姿勢ができてないよ。

いいかい。入札保証金ちゅうのは、地方自治法の条例でね、施行令で取るようになってるのよ。取らなければならないち書いてんだよ。こっちにも、ここにも、あなたところ、この契約規則にも書いてるじゃないですか、入札保証金は。何だ、阿見町の業者は入札額の100分の5以上を入札保証金として払いなさいち書いてるでしょう。何で通知書に免除ち書いてるのかって。国の法令を違反してるんだよ、免除ちゅうのは。取らなければならないち書いてんです。

ただし、免除するのは2つあるの、2つ。免除できるのは。それを今あなたが1つ言っただけの話。保険会社が町を相手に、町が受取人となった保険に入ってる。これは免除していいのよ。そうでしょう。それは1つある。もう1つあるんですよ。どっちも当てはまらないでしょう、それ。当てはまるわけがない。こういうところも法令違反をしてる。自分とこの契約規則そのものにも違反してるわけよ、これ。

それと同じよ。契約保証金も同じことなのよ。契約保証金も取れち書いてんの。地方自治条例は。ね、地方自治法の施行規則には。167条の16項。書いてる、167条。これは取らないかんよ、契約保証金も。そして落札したら当然支払う。入札をしなくても払うという。もう国の法律も無視するは、そんな入札ってありか。

それともう1つ。プライバシーマークが絶対必要だというふうに言われましたから、入札業者とね、こういうやりとりがあるんですよ。6月の22日に入札通知書を出しました。それで23日までに質問書を出しなさい。各業者に送ってます。指名業者にね。そんで24日の午後に回答しますので取りに来てくださいというふう書いてます。これ、回答、どんな質問書がありましたか。教えてください。どんな質問があったのか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 何で暫時休憩なのよ。いい、わかった。はい。

○議長（佐藤幸明君） 待って。今答弁を求めているから。

○10番（藤井孝幸君） あ、そうか。答えきらねえんだもん。

○議長（佐藤幸明君） はい、教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今、手元にですね、相当な項目がありますんで、手元にございませんで、後ほど。

○10番（藤井孝幸君） いいです。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） もういい。手元に。時間がかかるから私が教えてあげますよ。

いいですか。業者からこんな質問があったんですよ。Pマーク等ね、2つ、I SMSとPマークの会社じゃないと入札できないんですかという、そういう質問があったのね。そういう質問があったのよ、業者から。そしたら教育委員会は何と答えるか。何と答えたかですよ。Pマークは……。22日の通知書出して、仕様書にPマークは必要だち書いてる。だけど業者からは、私自身もPマークを持たないとだめなのか。関連会社、現場で作業する会社が持っておればいいんじゃないですかという質問を出しました。そしたら、何ち答えてましたか。教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 資格に関しては最終的に必要だという回答書をつくって渡しております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 最終的に必要だとは出したんだけど、6月の24日の回答のときに、午後、回答取りに来ましたよ、業者がね。そしたら、あなたが持ってなくてもいいですよ。だけど、関連会社と作業するグループが持っておればいいですよというふうに回答したでしょう。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） はい。その件に関しましては、私どものほうの手違い、間違いでございまして、すぐに訂正の御案内を発送してございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） その過程なのよ。いいですか。訂正、間違いという、そういう問題じゃないよ。業者も必死だからね。そんで、Pマークは関連会社が持っていればいいって、大体普通の市町村もそうやって関連会社が持っていればいいちやってるんですよ。だから、そんだけ……。まあ、こう言っちゃ悪いですけども、今は時流は時流ですよ。あのPマークとかね、I SMSは。時流は時流なんだけど、多くの業者がそんなに大して重要視してないんですよ。だけど、これは阿見町は重要視したから、これはそれでもいいんですよ。

だけでも、そういう関連会社が持ったらいいんですかって言ったら、持ったらいいですち答えてるだもん。だから持ってもいいですよという、その回答するようにだれが判断したの。本来ならば持ってなければ、仕様書にはPマークは必要で書いてるのね。そして、では関連会社が持っていればいいという回答を出した。その回答を出したのはだれが出したのか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 質疑応答書の回答については、学校教育課のほうから提出して、というか学校教育課のほうからつくって、各業者さんに配布しております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） それは学校教育課だけですか。指名委員会は、条件が変わったんですからね。持ってなければならぬっていうのを関連会社が持ってもいいち言ってるから。条件が変わったわけでしょう。関連会社、作業グループが持っていればいいというふうに、仕様書には書いてるとおりにしなきゃだめだと指名委員会が決めて、業者が指名しました。それで、業者から質問があった。なら、それは関連会社が持ってもいいですよというのは、当然指名委員会かどっかに諮らないかんでしょう。資格審査か。それやってないで、勝手に課長が決めたのか。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） おっしゃるとおり、その点が不都合だったので、訂正で各業者さんに資格が要するという文書を配布しております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） だから、そういう過程もね、完全に無視して勝手に自分で持ってもいいよ、持ってないでもいいよちゅうようなことをやってる。この現状が悪いの。これはシステム上よくない。

それで、関連会社・グループ会社が持っていればいいよという回答をした。で、業者が持って帰って、ああ、おれんところもグループ会社が持ってっから入札できるわと思ってたら、1時間半後に、やっぱりだめだというファクスが来た。それはだれがそのファクス出したの。やっぱりだめです。仕様書どおりですというファクスを出したでしょ。だれが出しましたか、そのファクス。どういう権限を持って。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 学校教育課のほうから各業者さんに配布しております。おっしゃるとおり初期の条件を変えておりますので、それが都合が悪いことの判断がありましたので、訂正のファクスを送っております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） だから、非常に業者にとっては大切なことなのね。何千万という入札だから。そこをね、根拠もなくころころ変える。間違っていました、ごめんなさいで済む話じゃないんですよ、これね。

だから、要はですね、今まで聞いてわかるように地方自治法の施行規則、これにも違反をしてる。保証金も取らない、それで仕様書に書いてることころころ変えてる、資格審査もしてない。こういうような入札が阿見町で行われているとは、私はね、信じがたいんですよ。これは今は教育課だけなんだけど、各課共通するんですよ。だから、もう一遍この地方自治法の施行令から読み直して、阿見町の規則が間違ってるんだったら修正しなさいよ、これ。平成12年にできて、今まで1回も修正されてないから。

だから、私が今からね、言うことちょっと約束してほしいんですけども、このようなですね、いいかげんな入札をやってきた責任はだれにあるのか。責任の所在をはっきりすること。で、もう1つは、規則等の不備な点があったら直ちに改正をする。

それともう1つはね、納入した機器にトラブルが当然起こるんですよ。ね。安かろう悪かろうじゃ困っちゃうから。入札したのに対して最後まで責任を持ってもらう、契約期間中ね、責任を持ってもらう。それで、各学校に、これは教育長のことだろうけども、各学校にトラブルがあった内容と業者が対処してくれたことね、対処してくれた時間・内容。これを全部報告させてくださいよ。

それともう1つは、もう2度とこういうことがないように、どういうふうにすればいいのか。これは先ほど町長が善処すると言ったけど、どういうふうな形で今からやるか。

この4つ約束してくださいよ。だれがするのか知りませんが。

1つ、いいですか、こういういいかげんな、町の規則も無視したような入札をやってる、その責任の所在。それから、規則等の不備な点があれば直ちに改善をする。それから学校に対して不備な点と業者がどんなことを対応してくれて、いつ何時に発生したトラブルが何時に解決しました、そういうような報告書を出させること。それと2度とこういう……。厳格なもので入札がやれるようなことをするためにはどうすればいいのか。

この4つ、お答えください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いろいろ、いい御指摘をいただきまして、ましてや今の藤井議員が言われた、やっぱり入札資格者をきちんと把握しなけりゃいけない。これはもう当たり前のことで、私も……。まあ、責任はだれがとるったら、やっぱり私以外にないんですから、これは私に責任があります。また、今の厳格な、やっぱり入札資格の審査をしていく。全然できない人を資格に入れて入札ができるわけないわけだから、これはもうやっていかなけりゃいけない。

まあ、ルールいろいろ述べられたようですが、不備なことはやっぱり積極的に入札制度を変えていかなければいけないわけですから、そういうことも約束してるんで、やはりきちんとした対応をしていきたい、そう思ってます。

○10番（藤井孝幸君） もう1つ。

○議長（佐藤幸明君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 業務報告を必ず出させるようにしますんで、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） それとね、学校側はね、納期が8月31日なのよね。納期ちゅうか保守点検業務がね。で、機器のセットが7月の31日までなんですよ。そしたら機器のセットが7月31日までに済んでない。納期も、保守点検業務が終わった、これは保守点検業務だけが終わってるのよ。それで学校の先生は、今のままじゃ使えませんか、私は9月1日に学校を全部訪問しましたよ。担当の先生に会って、校長先生や担当の先生に会って聞きました。そしたら、今のままでは使えませんか。これ、いつから使えるようになるの。

それと、講習をしてほしいという希望があった。講習をしてほしい。そしたら、予算がないからできませんと答えられたと。これってどういうことなの。講習は絶対やらなきゃならんですよ。どうですか、それ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 私もですね、おくれればせながら11校見てきました。ハードについては7月31日の納期、これ10校が間違いなく仕様書どおり来てます。ただ1校については、ほかの工事とちょっと重なっちゃったんです。上水道の管工事。で、うちのほうから、業者の責任じゃなくて、うちのほうからおくらしてくれちゅうことで……。だから、それを除けば7月31日までに完全に入っております。

それから、保守ちゅうのは今からですから、設定、これについては8月の31日までで、藤井議員きつとあるったのは、その設定で今調整中で、一太郎が動かないとかですね、USBの外のハードディスクが動かなかったとかありますけど、すべて今これ解決しておりますから。すべて。すべてぐーっと11校歩きました。すべて。

それから、毎年1回は、年1回の講習会をしております。講習会。で、今年は9月の29日、全校の教頭先生とコンピューターの担当者と呼ばって、阿見中のコンピューター室で講習会を開きます。

で、いつからちゅうことにはなりますが、本当は9月1日から動かせるんでしょうけど、小中学校の運動会何やらで、ましてコンピューターに精通してる先生もいないし、全部が全部精

通してないんで、ありますんで、当然すべてが、この新しいソフトができるように毎年講習会を開きます。今年は9月29日に開きますんで御理解お願いします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） いいですか、わかりましたよ。ただ、私が9月1日に訪問した時点では、カタログもありません。取り扱い説明書もありません。取り扱いの要領も説明受けておりません。だけど、納期ちゅうのは、それがすべて終わったのが納期じゃないの、8月31日。それが運動会がどうのこうのっていうので、そのために夏休みにやるんだもん。だから、そういうことを厳しくやりなさいって言うてるわけよ、おれは。

そうでしょう。納期ちゅうのは、ちゃんと、どこの業者に聞きましたよ、全部。納期とはどういうことをいうのかったら、ちゃんと先生が使えるようになるまでの講習をやって、もちろん当然カタログも全部何もかんも配ってですよ、そして今までのコンピューターと今のコンピューターがこれだけ違いますと。こういうことでちゅて教えてあげて、それが31日なの。その31日を過ぎてからやってどうするんですか。

だから役場の職員もね、ここだけじゃないと思うんで、先ほど言ったように各担当の課は、もう一度規則をよく読んで、規則に精通をして、そして町民にオープンにいつでもできるように公正公明に入札を、業務をやってほしいんです。特定の一人の課長がああでもないこうでもないち頭を悩まされて、勝手に決めるシステムはよくない。こういうシステムを改めてですね、本当に町民の税金を使うんだから、公明公正にやってほしい。ぜひ、よろしく願いをいたします。

暑かって、ちょっとおれの矛先鈍ったけども、終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、10番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に、5番紙井和美君の一般質問を行います。

5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） それでは、事前の通告に従いまして質問させていただきます。

今回は町民の大切な生命と財産を守るという観点から、住宅火災の予防と心肺蘇生法を中心とした応急手当の習得についてお伺いいたします。

生命と財産をすべてなくしてしまうおそれのある住宅火災。大切な人生の歴史である思い出の品も消失させ、最悪の場合は自身の命と家族の命、さらには何の落ち度もない近隣まで巻き込んでしまうという恐ろしいものであります。

消防庁の今年の発表によれば、放火・自殺等を除く住宅火災による死者のうち高齢者は

59.5%を占めており、今後のさらなる高齢化に伴い増加する懸念があります。また6割以上が逃げおくれによって被害に遭われており、時間帯では午後10時から午前6時までの就寝時間帯に多く発生しているとありました。

そこで、火災の被害を最小限にとどめる策として消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。新築住宅は平成18年6月1日から義務化されており、既存の住宅は平成23年6月1日からの適用で、平成23年5月31日までに警報器の設置が必要となります。設置場所は、寝室と寝室に向かう階段など複数の箇所に設置となります。

しかしながら、総務省の統計によれば、住宅用火災警報器の全国の普及率は平成21年12月現在で52%であり、既に条例で義務化された自治体でも60.8%にとどまる結果であります。警報器の設置は、全住宅が設置することにより、近隣が一体となり火災を最小限に抑えることになり、実際、警報器の音に気づいたために、逃げおくれや初期消火につながったという例も多く報告されております。当町でも普及を促し、1軒1軒が安心の町づくりの意識を高めてもらいたいと考えます。

そこで、当町の現状についてお尋ねいたします。

- 1、当町の火災発生と被害の状況について。
 - 2、住宅用火災警報器の設置促進はどのように行っているのか。
 - 3、1台5,000円前後する警報器ですが、共同購入方式で価格の負担軽減を図ってはどうか。
 - 4、高齢者・障害者への補助はどうか。町営住宅への設置はどのようになっているのか。
- 以上、4点についてお伺いいたします。

次に、火事等の災害や事故や急病により倒れた人を助ける場面に遭遇した場合、救急隊が現場に到着するまでの間、その場に居合わせた人が適切な応急処置をすることにより、傷病者の救命率に多大な効果があることは御承知のとおりであります。

平成17年の東京都を例にとりますと、心肺停止傷病者の8,995人のうち13.5%の1,210人に救命手当が施され、ほぼその中の1割の120の方が回復されました。その反面、救命手当が施されなかった7,785名の回復は、わずか370人と4.3%にとどまっております。この結果から見ましても、迅速な応急手当が効果をもたらすことがわかります。

また、災害時には平常時に比べ、救急車の支援に期待をすることができませんので、手当の必要性は非常に高いものとなります。したがって一人でも多くの方が心肺蘇生法や止血法を中心とした応急手当の方法を完全に身につけることが重要であると考えます。AEDの普及もさることながら、まだまだ設置の数は少なく、家庭内や設置のない場所での応急処置の方法を習得することが必要であります。

当町でも繰り返し講習を受けて、自分の命は自分で守る、自分の地域は自分で守るという意

識と、他人を救おうとする社会を形成したいものであります。

そこでお伺いいたします。

1、救急救命及び応急手当の習得を特に若い人たちにぜひとも身につけてもらうため、中学校での講習をもっとさらに身近に多く取り入れてはどうか。

2、講師の数を増やし、学校や地域の集まりなど、あらゆる場面や要望に応じて講師を派遣できる体制づくりが必要であります。当町の講師の人数と派遣の現状はどのようになっているでしょうか。

3、講師の要請はどのように行っているのか。

以上、2項目7点についてお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 紙井議員の質問にお答えいたします。

火災予防に関連する1点目の当町の火災の現状について申し上げます。

まず、火災発生件数ですが、過去5年間で見ますと各年14～17件発生しております。このうち住宅及びアパート等住居火災における負傷者、死亡者を各年で見ますと、平成18年、発生件数12件、負傷者5名、死亡者3名。平成19年、発生件数9件、負傷者4名、死亡者1名。平成20年、発生件数3件、負傷者・死亡者なし。平成21年、発生件数8件、負傷者1名、死亡者1名。平成22年は8月末現在で発生件数8件、負傷者3名、死亡者1名となっております。年齢では死亡した6名のうち4名が、69歳以上の方でやはり高齢者が多くなっております。

次に2点目の住宅用火災警報器の設置促進における取り組みですが、住宅用火災警報器の設置につきましては町の行事——さわやかフェアや防災訓練——また、自治会の防火・防災訓練においてリーフレットの配布やデモ器の展示を行い、設置場所や機種の説明指導を行うとともに町広報紙を活用して啓発を行うなど設置促進に取り組んでおります。

しかしながら、まだまだ普及していないのが現状であり、極めて重要な課題であると考えております。既存住宅への早期普及は、住宅防火対策の切り札とも言われておりますので、今後とも住宅用火災警報器の設置促進、さらなる意識啓発を図ってまいります。

3点目の共同購入方式により住民の負担軽減を図っては、についてであります。議員提案の共同購入については同一の製品を大量に購入する場合、個人で購入するよりも製品の単価が安くなるメリットを活かし多くの組織等で取り入れられております。また、附帯の設置済シールの活用により悪質な訪問販売を防止するための一助にもなっているという話も聞いております。

今後、住民の負担軽減が少しでも図れるよう各組織に共同購入に関する各種情報を含め、町

民の安心で安全な生活の確保のため、設置の重要性を広く周知していきたいと考えております。

次に4点目の高齢者、障害者の補助は、町営住宅の設置についてはどうかの質問にお答えします。

高齢者への補助について、高齢者サービス事業の日常生活用具給付等事業の1つとして、町内に居住する在宅のひとり暮らし高齢者及び寝たきり高齢者に対し、火災警報器の給付を行っております。費用負担については、前年度の所得税が非課税であれば、無料で給付が受けられます。

障害者の補助は行っておりませんが、障害者地域生活支援事業における日常生活用具の給付として、火災発生の感知や避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、身体障害者手帳2級以上または療育手帳A判定以上の障害を持った方を対象に、給付種目として、住宅用火災報知器を原則本人1割負担で給付することができます。

また、聴覚障害者の方には、住宅用火災報知器の警報が無線によって、腕時計型受信機に文字や振動で、また就寝時には専用の機器で振動により火災を知らせる機器も給付できる体制を整えております。今後とも当事業を推進しながら、日常生活の便宜を図り障害者の安心で安全な生活を支援してまいります。

町営住宅については、入居住宅381戸に設置する計画で、平成19年度から設置を始めております。平成21年度までに299戸に設置いたしました。今年度、残り82戸に設置し完了する予定であります。

次に応急処置関連の1点目については教育長より答弁をさせますので、私からは応急処置関連の2点目の講師の数を増やし、あらゆる場面や要望に応じ講師を派遣できる体制づくりが必要である。また、講師の人数と派遣の現状は、についての質問にお答えいたします。

講師の増員、必要に応じた派遣の体制づくりは理想であり、必要性は十分認識しております。現在、救命講習の指導に従事できる者の制度として応急手当普及員があります。しかしながら、応急手当普及員の活動範囲には制限があり、議員御指摘のような活動まではできない状況であります。応急手当普及員の活動範囲は、主として事業所又は防災組織等において、当該事業所又は組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事するものとされております。

8月1日現在、応急手当普及員認定証が支給された方は55名ですが、当町としては活動場所の拡大を図るべく稲敷広域消防と阿見町消防で組織している稲敷・阿見地区応急手当ボランティア事業の中で活動をお願いしているところであり、活動内容としては消防本部が行う講習会の手伝いになります。稲敷・阿見地区応急手当ボランティア事業の事務局は稲敷広域消防本部が行っており、その中で当町在住の15名の方が登録され活躍いただいているところでございます。したがって講師の数は15名ということになるかと思っております。

また、派遣の現状ですが、延べ人数で平成19年410名、平成20年388名、平成21年260名、今年8月末現在で97名の方が当町の講習会に派遣されております。

次に3点目の講師の養成はどのように行っているかですが、ただ今申し上げましたように稲敷・阿見地区応急手当ボランティア事業の一環として行っておりますので、現時点では特に募集は行っておりません。ただし、応急手当普及員養成講習の受講希望がある場合には随時実施しておりますので、ぜひ受講され、応急手当の指導に積極的に参加していただきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 救急救命及び応急処置の方法を特に若い人たちにぜひとも身につけてもらうため、中学校での講習をもっと身近に多く取り入れてはどうかという質問にお答えいたします。

まず初めに、平成22年度、阿見町内の中学校の実態について、御説明いたします。

朝日中学校では、3年生を対象に、1学期に消防署員の方を講師として、応急処置のDVDを視聴後、心肺蘇生法とAEDの使用法等についての講習を3時間実施しました。阿見中学校では、2年生を対象に、3学期に消防署員の方を講師とし、心肺蘇生法とAEDの使用法等についての講習会を実施する計画となっています。なお、竹来中学校では、講習会実施に向けて計画を立てているところです。

また、各中学校では、保健体育の授業の中で、救急救命や応急処置の方法について学習をしています。学校により実施する時期は異なりますが、生徒にハンドブックをつくらせたり、レポートを書かせたりするなど工夫を凝らした学習をしています。さらに、水泳学習や学校行事などの前には、必ず応急処置について学級でも指導をしています。

救急救命及び応急処置の方法について、中学生が身につけることは、大変有意義なことであります。引き続き、救急救命や応急処置についての学習が充実するように、指導していきたいと考えています。

○議長（佐藤幸明君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま12番吉田憲市君が退席しました。16番櫛田豊君が退席しました。したがって、ただ

いまの出席議員は16名です。

5番紙井和美君、質問をお願いします。

○5番（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き質問させていただきます。

まず、先ほどの火災の予防と、あと火災警報器の設置促進についてですけれども、火災警報器の共同購入、これを図れないものかということをお質問いたしました。その中で、共同購入のメリットといたしまして7点ありまして、消防庁から出ているんですけれども、まず個人個人で購入するよりも購入の手間が軽減されるということとか、あと高齢者世帯への取り付け支援など購入後の設置も近所で協力することができる、そういうこともあったり、あるいは近所で同じ警報音をする火災警報器を聞いたら、すぐに近所の人も気づきやすいということとか、あとメンテナンスも御近所同士でできるとか、交換時期が近所と同時期になるので、交換も一斉にできるということとか、あと、まとめて購入することで先ほどの5,000円前後のものがかなり安くなって購入することが、割安でできるということ。

また、共同購入をすれば悪質販売の被害も減ってくるということ、そういった7つのメリットがありまして、日本消防協会のほうでも、このように火災警報器の共同購入ガイドということで、これは婦人あるいは女性防火クラブに対して共同購入をお願いしますというパンフレットなんですけれども、そういったことで共同購入に関して取り組みをね、していただきたいんですけれども、我が町の中で女性あるいは婦人防火クラブっていうのがあるのでしょうか。まず、お聞きします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） お答えいたします。阿見町には婦人防火クラブという名称では2つございます。1つは、筑見区の婦人防火クラブと、もう1つは女性消防隊がございますね。それが消防隊として、婦人防火クラブとしての登録という2団体になっております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） それは主にどのような内容の仕事をなさっているのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） 消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） お答えいたします。現実的には、筑見区の場合には防災組織がかなりしっかりしていますので、そういう中での活動になっていると思います。それと女性消防隊のほうは実際には防火のほうの寸劇とかですね、啓発活動のほうを重点にやっております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 先ほどもこれ、紹介しましたとおり女性防火クラブによる消防団との連携、消防署との連携ということで、火災の予防ということを推進しているところなんですけ

れども、全国火災予防運動の実施が今年3月に行われたんですけれども、その中でも消防団、女性防火クラブ及び自主防災クラブとの連携の啓発の推進ということでもあります。

女性消防団の設立に関しては、私かなり前に女性消防団をつくってはどうかということを一般質問したことがありました。それで、めでたくすばらしい女性消防団員皆さん集まりまして、全国でも有名なぐらい、いろんな結果を出す消防団と成長していらっしゃいます。その中で、防火……。

例えばですね、石岡市の消防団なんかですと、女性消防団員が火災予防を主としたボランティア的な活動をする非常勤の公務員として位置づけされているということで、いろいろ消防活動行事への参加とかそういうことがあるんですけれども、一般家庭の防火指導、火災予防の広報活動、応急手当の知識と習得、普及指導——後から救急救命のところでもちょっと重複して話が出てきますけれども——、そういったことで、そういった活動をしています。

今の女性消防団、そのようなところはまだないようなお話を少しお伺いしましたけれども、ここを重点的にまた力を入れていくということは、これはいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） お答えいたします。消防団ではなくて、実際は消防隊になっています。というのは、团组织つつと消火等は余りしませんので、啓発等の関係で行っていますので、消防隊ということで登録してございます。で、その中の啓発活動が主ですけれども、小学生以下ですか、保育所とか幼稚園とかの、仮に衣服等に火がついた場合どうするのかとか、そういうことでの寸劇を今やってるんですけれども、それと煙に対してどういうふうな対応をするのかってというようなことで、主に活動しております。

実際のところまだ10名程度しかおりませんので、これ以上ちょっと幅を広げていくのは現状ではちょっと難しいのかなというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 私が以前女性消防隊を設立していただきたいと言ったときには、高齢者のお宅に火災予防のお話をしに行ったりですとか、家庭訪問に行ったりですとか、そういった啓発活動を主にやってほしいということを要望したりしたんですけれども、できれば今後、そういうところにも重点的に女性としての細やかな心遣いというか、1軒1軒回りながら、二人一組ぐらいで回りながら、そういった細かい心遣いをやっているところが地域ではたくさんありますので、そこに力をどうか入れていただきたいというふうに思います。

あとはですね、これちょっと担当課が違っちゃうかと思うんですけれども、町民活動推進課ですかね、自主防災組織、これが国のほうで自主防災組織の手引ということで、これ総務省消防庁のほうで、こういうのを各地域につくりましょうということで。阿見町でも平成17年につ

くられましたけれども、今全行政区に配置されております。この自主防災組織の内容ですけれども、どのように機能しているか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えします。ただいま紙井議員に言われましたとおり、平成17年からですね、まず防災に関しては自助努力が必要だろうというようなこともありまして、全行政区にですね、自主防災組織を設置を促したところでもあります。今現在66行政区で設置されている状況であります。まあ、66行政区の中でもですね、いろいろ温度差がありまして、先ほど消防長からありましたように、筑見地区などはかなりですね、専門的な知識を持った人もおりまして、かなり活動を活発にやっているところもあります。

ちなみに自主防災組織ですけども、すべての防災組織ではございませんけども、約半分近くの自主防災組織では年1回ですかね、各地区で防災訓練などを実施しております。そういったことから各地域の人たちの連携を、防災に関するですね、意識の啓発も図ってるというところでございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） この自主防災組織の手引という中に、当町では防災と防火、これは一緒になってると思うんですけども、主に防災のほうを中心にやっているかと思えます。で、阿見町は幸いにも、今のところ災害はそう多い地域ではございませんけれども、今後、南関東直下型地震の地域内に、想定内に入っていたりですとか、そういったこともあつたりしますので、確かに防災関係は重要な部分ですが、この防災組織の手引の中に、火災等の救助活動、火災の予防っていうのも入っているんですね。

ですから、自主防災組織の中で先ほどの女性消防隊の方がやっていただくこと、女性防火クラブの方がやっていただくような内容の仕事、そういったことも自主防災組織の中で組み入れて、例えばその中で共同購入を進めていくですとか。牛久市なんかは防災会というのがありまして、牛久市でやっているわけではなく、牛久市防災会というところで共同購入を進めておりまして、これは大変喜ばれているんですね。

そういうこともありまして、そういった団体が中心になって進めていくと、漏れなく設置できる。これ、設置も罰則規定がありませんから、中にはつけない場合もあると思うんですね。そういうことがあるとやはり類焼が非常に懸念されますから、どうかそういうところを組み入れていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えいたします。牛久市さんの場合は防災会というのが組織されております。残念ながら阿見町におきましては、防災会は組織されておられません。今後

やはり牛久市さんのような形で各66行政区のですね、自主防災組織の1つの大きい組織として、連合体も今後は必要ではなかろうかということで感じております。

そういった中で、私の勉強不足で、共同購入した場合のメリットというのを、ここで通告を受けて初めて勉強したところなんでございますけども、こういうこともあるということで認識しましたので、いずれかのいろいろな会議等ございますので、その中でそういったものもあるということで推進していきたいというようなことで考えております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） よろしくお願ひします。先ほどの自主防災の手引の中に、学校関係との連携というのもあるんですね。これは学校の中で防災意識、防火意識を常に意識を持っていく。で、後で出てきます救急救命のこともそうなんですけれども、救急救命、防火、防災、そういうことを意識つけていくためにも、そういった各種団体あとは消防団、消防署、女性消防隊と連携をとっていくことが、これ大事なんだということをこの中に明記されているんですね。

ですから、学校のほうでも、ぜひそういうことを心がけていただきたいと思うんですけれども、阿見町の学校の中では現状どういうふうになっているか、もしわかれば、通告に書いていませんけれども、わかればお尋ねいたします。そうですね、防災・防火の習得ですね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 学校としては、連携部分についてはちょっと定かではないんですけど、学校では学期1回、火災訓練と称しまして避難経路を必ずそこでは実施訓練をやっている状況であります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 思ったとおりの御答弁だったので、今後そういった防災・防火で、救急救命も出てきますけど、そういったことの意識づけを例えば常にホームルームですとかね、何かの折に常に常に意識づけて、年に1回の防災訓練をがーっとやるのではなく、そういうとをちょっと意識つけていただきたいなというふうに要望いたします。

それと、あと高齢者・障害者への補助ということですけども、そういったことも、該当の内容を先ほど、どういう方が該当するかというのをお聞きしましたけれども、できれば高齢者、訪問販売などにだまされるようなこと、これからどんどん出てくると思うんですね。もうそろそろ23年ですから、近くなって設置義務があるのでって。大体は2万5,000円ぐらいの機械を買わされて、あるいは30万ぐらいの機械を買わされてっていう苦情が結構あるんですね。そういったこともありまして、今後、消費生活センターとの連携も組んでいかなくちゃいけないなというふうに考えております。そういったことで、ぜひとも、また取り組んでいただきたいと

いうふう要望いたします。

次に、救急救命の部分なんですけれども、9月9日、今年の、先日ですけど、9月9日から9月15日救急医療週間ということで、救急医療の意識を高めていく、高揚させていくということを目的に、これは実施されているものなんですけれども、さまざまな内容を通して、とにかく救急業務に携わる者への意識を持つていくことと、自分自身が救急救命の資格を持って人を助けていくという意識を持つていくということが、これ非常に大事なんではないかなということで、今回この3項目を質問させていただいたんですけど、この3点をお伺いするきっかけになったのは、ある阿見町の60代の男性からの要望だったんですけどね。

阿見町に越してくる前の話なんですけれども、食堂で昼食をとっていたところ、ある方が、まあ知らない方が倒れて、心肺停止状態になってしまったんですね。その60代の男性の方は、救急救命の講座を3回ぐらい受けてたので自信あるつもりだったんですけども、物すごくうろたえてその場になると何かもう頭が真っ白になって、それでも周りの人がだれもできる人がいないので自分がやったんですけども、そこへちょうど若い青年がすっと入ってきて、ささっとこうやってくれたらしいんですね。で、その男性の方が、そういう仕事の人ですかって聞いたそうなんです。

そしたら、ところがその方は、中学校のときに先生がしょっちゅうしょっちゅうやってくれたものであったから、だからいつの間にか身について、7年間もたって、空白期間があったのに身につけていましたって、自分でも驚きましたっていう話をお聞きして、やはり若いときにしっかりと体の中にすり込むように覚えていくってということが、とっさのときにもうろたえないでできることなのかなっていうふうに、その方はもう力説してらっしゃったんですね。自身の体験も踏まえて。

あと救急救命、私も何回か講座を受けましたけれども、やはり、やるたびに、えっとこの次はどうだったかなって、やっぱり思ってしまうんですね。だから、何回も何回も何回も何回も繰り返しやっていくことで、完全に習得するということなので、年に1回学校でやるとか、1学期に1回やるとか、そういうことではなく、できれば保健体育の時間にもそういう授業をやるっていうふうにお聞きしましたけれども、それ以外にもホームルームの時間ですとか、あるいは運動会のお昼休みのときに少しそういうことをやってみるですとか、そういう意識を持っていただきたいんですけども、学校のほうで……。

ここでちょっと御質問します。学校の中で、先ほどの先生の話が出ましたけど、先生が何回も教えてくれたので僕の友達みんな習得してると思うんですよって話がありました。学校の先生方は、救急救命の講座、特に受けているかどうか。研修があるのかどうか。そこをちょっとお尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。小中学校の先生については年1回講習を受けております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 年1回、どういう講習でしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほど教育長が答弁しましたが、先生の方についても救急救命及びAEDの使い方についての講習を受けております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） それ、消防署の方が来て何時間かってやるわけですか。2時間程度。それでですね、それで先生方も完全に習得なさってるのでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 消防署の職員が来ていただきましてですね、時間的には4時間程度実施しましてですね、当然すべて使えると考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） じゃあ、できれば各学級で、それ生徒たちに、また時間あるごとにぜひやっていただきたいというふうに思うんですね。先生にそのこととお話できますでしょうか。そういった時間を割いてやっていただけますでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 紙井議員も御存知かと思うんですが、各学校では年間指導計画がありまして、それに沿って授業もやってるわけで、当然引き続き指導……。先ほども言いましたけど水泳教室の前とか、それから各行事の、運動会の前とかち部分についてはAEDとか救急・応急処置の指導をするという、引き続きそういうことで指導をしていくち形で、今限られた時間の中で指導をしていくちことをやっていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひぜひよろしく申し上げます。先生にもお伝えいただきたいと思っております。

で、講師の養成なんですけれども、県のほうでバイスバインダー、これは救急現場に居合わ

せて応急処置を実施する者をバイスバインダーって言うそうですけれども、これの実施要綱が来てるのを消防本部のほうでいただいて拝見いたしました。

で、とにかく応急処置をしない場合には、命が助かったとしても三、四分以内に脳への酸素が供給していかなければ脳が回復することは困難になるということ。応急手当をすれば、3分以内に人工呼吸や心臓マッサージをすれば4人に3人が助かるということ。

そういったことから、まず成人の20%の人が心肺蘇生法の訓練を受けていれば心肺停止患者の死亡率の減少に効果的とされているっていうか、まあ、これアメリカのデータなんですけど、これをもとに当町でも20%の方が受けていると、消防長のほうからもお聞きしましたけれども、ぜひともですね、どんどんどんどんすそ野を広げて行っていただきたいんです。

どこでどういう方が倒れても、あるいは家の中で家族が倒れてもすぐに救急救命を施すことができるように、またAEDがないところでも自分の手で応急手当ができるようにやっていただきたいなというふうに強く要望いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

それで、次の質問に入らせていただきます。

次の質問に移ります。男女共同参画を推進するためのセンター設立と窓口の独立についてであります。

昨年12月に質問いたしました、再度進捗状況も兼ねてお伺いいたします。本年4月1日に、御存じのとおり阿見町男女共同参画社会基本条例が施行されました。そこで、お伺いします。

1、条例が施行され、現在の状況と今後の展開についてお聞かせいただきたい。

2番目、センターの設置となるべき拠点施設の選定についてお尋ねをしたい。男女共同参画においてのさまざまな相談を受けたり、また活動を行うに当たっては、拠点活動となるセンターの充実は、これ大変大切な基軸になってまいると思うんです。で、男女共同社会の構築に向けて基盤整備となる総合的な拠点施設の整備についてのプランをどのように考えているか。前回答弁いただきましたけれども、再度お伺いいたします。

3番目といたしまして、行政担当の窓口、これを独立させて、名称等明確にして、町民からここがそうなんだとわかりやすくなるように明確化していただきたい。現在当町では男女共同参画の窓口は町民活動推進課町民参画係となっているんですね。男女共同参画の行政担当窓口であることを明確にするために、課あるいは推進室及び係として担当職員の役職名も明確に配置すべきと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 紙井議員の男女共同参画を推進するためのセンター設立と窓口の独立をについてお答えします。

まず、1点目の阿見町における男女共同参画の進捗状況と今後の展開についてですが、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するために、阿見町男女共同参画社会基本条例が、先ほど紙井議員が言われたとおり平成22年4月1日から施行されたところであります。

条例が制定され間もなく半年近くがたちますが、この間、男女共同参画社会の推進を円滑に図るため、条例に基づき一般公募委員を含めた阿見町男女共同参画推進会議を設置し、8月に第1回の会議を開催いたしました。また、推進会議の下部組織として、一般公募委員による阿見町男女共同参画社会推進会議検討部会を立ち上げ、8月に2回の会議を設け、基本計画策定に係るアンケート調査の内容について協議を行ったところであります。

今後の動きとしましては、条例に基づき、現在の阿見町男女共同参画プランの後継となる男女共同参画推進に関する基本計画を平成23年度に策定していく予定であります。今年度は、基本計画策定の基礎資料とするため、町民2,000人を対象としたアンケート調査を9月に実施いたします。このアンケート調査の結果を分析しながら、来年度、基本計画の策定を進めてまいります。

2点目のセンターの設置となるべき拠点施設の選定については、条例第10条に「町は、町民及び事業者が男女共同参画社会の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供、総合的な拠点施設の整備を図るものとする」と位置づけております。今後、基本計画を策定していく中で、今回実施するアンケート調査の結果や男女共同参画社会推進会議及び検討部会の意見を踏まえながら推進してまいりたいと考えております。

3点目の担当窓口を独立させることにつきましては、現時点での事務量からして、独立した課や推進室の新設は考えておりません。しかしながら、町民活動推進課町民参画係に専任職員を配置した体制となっておりますので、係名については町民の皆様にはわかりやすいように明確にしていきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

まずセンター設置に関して。あ、その前にあれですね。男女共同参画、かなり進めていただいて、担当の方非常に頑張ってくださいとていろいろ進んでおります。例えば、審議会における女性委員の比率なんかは平成19年は20.7%なんですけれども、25年あたりまでに30%まで持っていく目標ですとか、あるいは講演会の参加に関しても19年には120人、これも25年には200人まで持っていく。町内就業者の女性の割合なんですけど、平成18年は43%から25年は47%にまで持っていく。これはもう少し高くてもいいかなと思うんですけれども、そういったことで、かなりいろいろ進めていただいております。

また先ほどの話、御答弁にもありましたように、推進会議ですね、そこに長谷川幸介先生を

お招きしてやるということをお聞きして、すばらしいなあと思いました。かなりね、担当課の方も、また委員の方々頑張ってくださいんじゃないのかなと思うんですね。かなりこれは先生もお力を入れてくださってるようですので、ぜひぜひこの機会に推進を強化していただきたいというふうに思っております。

そこで、センターの設置についてですけれども、前回の12月議会のときに、基盤となるセンターを整備するに当たって、役場以外で利用できる既存の施設や建物はないでしょうかということをお尋ねしたところ、町で所有している建物が幾つかあるにはあると。多角的に検討して今後進めていくように努力するというお答えをいただきましたけれども、その後の検討、どのようなものか。まあ、大まかで結構なんですけれども、教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えいたします。その女性センター、男女共同参画センターですか、そのセンターの設置につきましては、いろいろこれまで検討してきたところであります。特に公共施設の中でできるものかどうか。ないとすればほかのどこか施設かということで検討してまいりました。

で、今回岡崎にあります職業訓練校がございます。そこが今現在休止状態と、休眠状態ということで、議員さんの方々からですね、そこに暫定でもいいからセンターの設置をお願いしたいと、要望したいという要望がございました。その件に関しまして、内部でいろいろ検討したりしまして、直接、最近立ち上げました検討部会の方々にも現場を確認していただきました。

女性センターとなりますと、かなり機能的には幅広く、県内でも6市ですか、センターを持っているのはですね、今のところ。ということもありまして、まだ本格的なセンターまではまだいかない。当然ながらプランがまだできてないわけですから、プランの中で女性センターの機能をいかにしていくのか、そこら辺をまず検討しながら、こういった形で、町としてセンターがいいのかどうか。

とりあえず今のところは、その職業訓練校の跡地について利用が可能かどうか、今現在検討部会と協議をしているところであります。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 私も当初、そこがいいかなと思ったんですけれども、中を見てみるとかなりもう古くなってしまっていると。使えないかなって思うんですね。そういったこともありまして、お気持ちはありがたいんですけれども、ちょっと違うところに考えていただくといかないというふうに思うんですね。

例えばですね、うずら出張所の一角ですとか、あと庁舎内の中にまた考えるですとか、さわやかセンターの一角ですとか、あと、まい・あみショッピングセンターの町活センターの隣あ

たりですとかね、そういったところではできないかどうか。ちょっとぜひまた委員会の中で検討していただきたいというふうに思います。これは、ぜひとも早急に進めていただきたいんですね。

で、そこが来ますと、例えば消費生活センターなんかもその中に入ったりですとか、いろいろ、いろんな多角的にできることと、あと相談窓口として非常に通いやすくなるということもありますので、ぜひ、そのセンターの設置について御尽力いただきたいというふうに思います。

次に、窓口の設置についてですけれども、当町は先ほど申し上げました推進課の町民参画係。今湯原さんが主任やっていますけど、女性の方で、非常によく頑張ってくださいって感謝しています。飯野課長を初め本当に前向きに推進していただいて、実質独立しているような形にもなっているかというふうに思います。しかしながら、やはりホームページを開いたり、あるいはそれを目的にそーっと見えるような方、DVの相談に来るような方、そういった方々なんかもすぐわかるように。また専門でやっていますよということをわかるように明記していただきたいんですね。

例えば新しい課を新設する、推進室を新設するっていうのは、これ難しいというふうにさっき答弁ありましたけれども、確かにそれはなかなか機構改革もあって難しいかと思うんですけども、名称を変えていくっていうことは、例えば部課設置条例の中で、課長・係長の采配で名称を変えることはできるのではないのかなというふうに思ってるんですね。

そういったことから、まず男女共同参画条例ができたんですから、窓口もちゃんと独立してるんだよということを他の市町村にもぜひとも知らせていきたいというふうに思うんです。ちゃんと明確にされているところがほとんどで、取手、牛久、つくば、ひたちなか、那珂市、筑西市、坂東市初め、全部男女共同参画室、男女共同参画係、女性行政係ですか——これ美浦ですけど——、そういったことで、あ、ここはちゃんと明記されてるんだなということをきちんとわかりやすくしてほしいんですね。

で、先ほどのDVの問題ですけど、その参画係女性の主任、湯原さんやっていますけど、かなりDVの相談に関してなんかも尽力いただいているようであります。それは一般の方からのそういったお話で、ちょっと耳にしたんですけども、そういったことですぐに飛んで行けるような窓口、助けを求められるような窓口もぜひつくっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えします。町長の答弁にもありましたように、今現在で課・室を設けるといふ事務量まではございません。これからさらにですね、プランが作成されて、その後、実際に施策を推進するに当たってはそういうものも必要であろうかとは思

ております。ただ、今現在の事務量としては、そこまでの必要はないということで、先ほども答弁にはありましたように係名として明確にはしていきたいということです。

今、町のですね、行政組織規則というのがございまして、これは先ほど紙井議員からおっしゃった内容ですけれども、町民活動推進課の中には町民活動係と、それから町民安全係と、この2つの係で、男女共同参画に関しては、町民参画係の中の1つの事務分掌ということになっております。これらにつきましてはですね、今後阿見町としてもですね、男女共同参画社会を積極的に推進していくんだということであれば、先ほど申されたとおりに明確な係名も必要であろうということでもあります。

これから、町も23年度に向けて機構の見直しがございます。その中で、その推進課の中にですね、男女共同参画係ですか、といった位置づけをしていきたいということで生活産業部のほうでは考えております。

以上です。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。前向きな御答弁。ぜひとも、また今後どんどんさらに進んでいきますようにと本当に願ひまして、私の質問とさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（佐藤幸明君） これで、5番紙井和美君の質問を終わります。

次に、9番浅野栄子君の一般質問を行います。

9番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔9番浅野栄子君登壇〕

○9番（浅野栄子君） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして2点質問をさせていただきます。

まず初めに、阿見町の家族の絆、地域の支え合いは大丈夫かという質問です。

抽象的な表現ではありますが、今が旬のフレーズですので御理解くださいませ。東京都足立区で111歳とされる男性のミイラ化した遺体が見つかった事件を発端に、所在不明の高齢者の問題が浮上しました。消えた100歳というショッキングな見出しで、大きな社会問題としてクローズアップされ、菅・小沢代表ニュースと同等に掲載され、その報道が継続的に行われています。

9月3日の紙面では不明者が297人と発表され、9月5日には県が100歳以上の高齢者について、原則として本人に面会して調査するよう求める文書を県内44市町村へ送付したとのことです。その結果、戸籍上生存しているのに現住所がわからない100歳以上の方は、全国で23万4,354人、茨城県では3,312人に上り、阿見町にも該当者が7名いたとの記載がありました。

ここで質問します。阿見町の高齢者の安否確認はどのような方法で行っているのか。確実に

実態を把握しているのかについてお尋ねします。各紙の報道を見ると、年金問題、所在確認の不備、縦割り行政のひずみなど、行政側の責任を問う意見も多くありました。

不明高齢者という文字が紙面を大きく占めていますが、私はもう1つ違う角度から見詰めなければならない問題があると思います。高齢者とはいえ家族の一員であります。その親があって現存の家族が存在しているわけであります。亡くなったのにそのまま放置している。家族が不明である、生存しなくなった時点で、何の違和感もなく過ごしているというこの現実には、全く想像がつかないことです。国や社会、家族を支えてきた方である高齢者が、私たちの隣で音もなく崩壊しているということですから。

8月14日の発表では、不明高齢者が242人と判明し、所在不明者の世帯構成内訳を見ると、家族と同居が42人、一人暮らしが36人、不明・未発表が164人ということでした。継続調査から9月3日にも発表があり、297人と大幅に増えました。年齢を引き下げ90歳以上とか75歳以上とかにすると、また驚くべき実態があらわれるのではないのでしょうか。

家族は産まれた瞬間に最初に営まれる一番大切な血の通った集団であります。人としての生活の場、よりどころでもあります。3世帯家族、祖父母、親、子供、そして孫と、強い絆で結ばれていた家族構成も核家族化が進み、高齢者を弱い立場に追いやった風潮も、時代の流れと関心薄く傍観していたツケが回ってきたのか。行政も住民もここでしっかりと軌道を修正しなければ、家族の絆はますます薄れ、人と人のつながりも薄くなり、地域社会や家族の崩壊へと突き進んでいくのは当然であります。家族の大切さ、結びつきを深めるため、何らかの対策が必要です。

阿見町から行方不明人や尊属殺人や無差別殺人など絶対に発生することがないようにするためにも、早急な行動をお願いしたいと思います。福祉の町阿見、思いやりのあふれる町としても取り組むべき課題であります。

家族とのつながりがある人ほど、精神的安らぎが得られると申します。家族が触れ合う場づくり、家族と家族が交流する機会を考え、家族の絆・地域の絆をしっかりと深く結ぶ。まさに薄れる家族の絆、行政の信頼を揺さぶる不明高齢者問題を含め、この問題についての具体的な考えをお聞かせください。

高齢者問題から幼児問題へと移りますが、どちらも根底となる要因は類似しているのを取り上げました。

7月末、大阪の23歳の母親が遊ぶのが楽しくて育児が面倒になったと、3歳と1歳の姉弟を置き去りにし、遺体となって見つかったという、これもまた衝撃的なニュースがありました。児童相談所が機能していない、社会全体が子育てを支援する体制を構築する必要があるなどコメントの話がありましたが、その後、コンビニのトイレで無銭飲食する児童が存在し、

親の虐待が発覚、虐待問題が注目されました。

11月は児童虐待防止推進月間に当たります。平成19年第4回の議会にて質問をした経過もありますが、その当時、当町の現状として虐待通告件数が平成17年度は12件、18年度は19件、19年度は23件と年々増加傾向にあるとの答弁がありました。県の虐待防止パンフレットにも県内の児童相談所に寄せられた児童虐待に関する相談は、平成10年度までは年間100件前後だったが、平成16年には662件と6倍以上に増えていると書かれてありました。

年々増加しているという虐待について、阿見町の現況はどのような状態なのでしょうか。お伺いします。

高齢者と児童、どちらもかけがえのない阿見町の住民です。高齢者問題同様、幼児児童問題について、しっかりと施策を立て取り組み、実践していただけるよう問題を提起いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 浅野議員の質問にお答えいたします。阿見町の高齢者の実態と安否確認や支援体制の現状等についての御質問にお答えいたします。

初めに、高齢者の実態につきましては、平成22年4月1日現在、65歳以上の方が9,616人おりますので高齢化率が20.6%であります。そのうち敬老会の対象になる75歳以上の高齢者は9月1日現在4,533人です。

次に、高齢者の安否確認につきましては、今月12日に行われた敬老会では、各行政区の区長に招待状の配布を依頼して、敬老対象者に直接手渡しをお願いしております。これにより安否確認ともなっております。しかし、確認ができなく招待状等が返送され、そういう場合には、実態調査を町民課に依頼し、居住実態が明らかでない場合は、職権削除などの対応をお願いしております。

また、町内には100歳以上の高齢者が平成22年8月1日現在、13名おまして、8月5日から8月9日にかけて全員訪問し面会して安否を確認しております。

高齢者の支援につきましては、町では町内66行政区に73名の民生委員児童委員がおり、社会福祉課と連携して福祉活動を行っており、ひとり暮らし高齢者の実態把握をするため、町や地域包括支援センターの情報により、必要に応じて訪問等を行い、福祉票の提出をお願いしております。これにより、ひとり暮らしの情報の共有化を図り、支援体制の強化に努めてまいります。

次に、家族や地域の絆が弱まっている問題については、地域福祉を推進する上で非常に大き

な課題となっています。現在、町では地域福祉計画を策定しています。地域福祉は住民や福祉団体・行政がお互いに力を合わせる関係をつくり、地域ぐるみの福祉を展開する計画です。地域の座談会の中でも、地域のコミュニティーが低下している問題が指摘されています。今後は座談会の意見やアンケート調査の集計・分析により総合的な地域福祉計画を策定し、よりよい地域福祉を目指してまいります。

次に2点目の、児童虐待防止、早期発見に関する町の現状等についての御質問にお答えいたします。

本町の児童虐待防止対策については、町の関係機関のほか児童相談所、保健所、警察署、民生委員児童委員協議会等の代表者で構成する阿見町要保護児童対策地域協議会を平成17年度に設置し、子供への虐待の予防や早期発見、また、長期的な視野での保護者や家族への支援がスムーズに連携が図れるよう、毎年、児童虐待防止推進月間である11月に会議を持ち、意見交換等を実施しております。

これにより、関係各課・各機関・地域の皆さんと連携し、実務者会議であるケースの検討会議を必要に応じて開催しながら、個々の問題解決に当たっております。

児童虐待の通報先は、児童相談所・警察署・市町村などで、本町では児童福祉課が窓口となっております。児童福祉課では、住民からの通報を初め、児童相談所・警察署・小中学校・保育所等から寄せられた虐待が疑われる情報をもとに、速やかに当事者宅を訪問して様子を確認した上で、緊急を要すると判断した場合には、その場から警察署と児童相談所へ通報することにしております。

緊急を要しないと判断した場合には、必要に応じて児童相談所へ報告し、対応の仕方等指導を仰ぎながら対応に当たっております。保護者や家族への指導や支援が必要な場合には、関係各課・各機関や担当の民生委員児童委員、主任児童委員へ情報を提供し、おのおのの役割の中で連携しながら当事者への指導支援に当たっております。

また、児童虐待の背景には、親自身の子育てについての知識・経験の不足から来るストレスなどが要因として挙げられており、虐待へと進んでいくことの未然防止や虐待の早期発見の取り組みとして、母子保健担当の健康づくり課と地域子育て支援センターが連携して、新生児・乳幼児訪問、乳幼児健康診査事業や子育て広場の提供事業などの中で、気にかかる親子がいた場合には、双方で情報交換をし合いながら、定期的に家庭訪問などを通して、相談相手になったり必要に応じてアドバイスなどを実施しております。

これからも、保育所や幼稚園または学校等で子供の日常生活の様子の確認や各種の健康診査、相談事業、家庭訪問など子供にかかわる機関の日常業務において、虐待防止、親子支援の視点を持つことで、その発生予防と早期発見に努めてまいります。

さらに、民生委員児童委員、主任児童委員など地域の方々との協力・連絡体制を強化し、連携を図ることで、身近な生活の場における見守り体制の充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） では、お伺いします。高齢者が100歳のときにお祝いを贈る際に、各市町村の長さんがですね、お祝いを持ってじかに、直接会いに行くという、それが多いというふうに聞いてますけれども、本町はいかがなのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今回は私もちょうど病気をしていましたので、今回は訪問できなかったですけど、来年度からやはり体調がよいという状況になれば、私が訪問をさせていただきたいと、そう思っております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 先ほど、安否確認を敬老会のときの招待状で各区長さんをお願いして、それで持って行って、それでじかにそれを確認するというものでしたけれども、今、町で75歳以上の方が4,533人とおっしゃいましたけど、その4,533人の中で実際にいて、または不明の、そのような方はいらっしゃいませんでしたでしょうか。どのぐらいの安否確認ができ、返送されたのは、いないとですね、不明というか、返送されたのは何人ぐらいいらっしゃったのでしょうか。

先日の不明者の中にですね、阿見町も7名という数字が出ていましたけれども、これについてもお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。今回の敬老会の招待の通知に関しましては、返却された分、この件については3通というふうに伺っております。その他、直接手渡せない、施設に入所してるとか入院という部分については、これは別ということになっております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 新聞に報道があった、その7名についてはいかがですか。

○議長（佐藤幸明君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。新聞報道等で100歳以上の戸籍上7名が載っているということでございますが、この件につきましては、新聞報道等から100歳以上で阿見町に戸籍があって住所不明の高齢者は何人おりますかというようなことでございまして、当町においては7名が該当しているということでございます。

7名の内訳につきましては、そのうち6名はそのまま住所が不明のまま、こちらに死亡届等

が送られてこないで戸籍が残っていると。そのうちもう1名は他市町村で職権消除になっているというようなことでございます。

いずれにしても戸籍の削除については、法務局に申請して削除しないとできないということで、その手続については法務局と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 先ほど民生委員の方も出ましたけれども、75歳以上が4,533人、65歳以上が9,616人ということで、それを支援する民生委員の数が66行政区に73名の民生委員さんがいらっしゃるとおっしゃいましたけれども、例えば65歳以上9,616人を民生委員73で割るとですね、70としたとしても一人百三十何名、130名ぐらいですね。その民生委員さんの限度もあると思いますが、一人130名強というこの支援する側ですね、民生委員さんの限度あると思いますが、いかがなんでしょうか。民生委員さんからは何もありませんか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。確かに高齢者はここ増えております。75歳以上につきましても阿見の町民の約1割近くがもう75歳以上というようなことでございます。このすべてを民生委員でカバーするっていうのは確かに困難であると思います。

現在、高齢者の中で支援を受けてるというのが、その全員が受けてるわけではございません。民生委員さんは要援護者、そういう部分について支援をしていくということが主な仕事になっているかと思えます。ただ、いつそういうふうに支援が必要になるかもわからないというようなことがありますので、そういう情報についてはすぐ把握できるような、そういう活動を民生委員さんにはお願いしてるといったようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） では、確認させていただきます。阿見町の高齢者には、不明高齢者はいないということでございますね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。現時点ではそういう方はいないというふうに認識しております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） その認識もあると思うんですけど、民生委員が活動するときに、個人情報保護法が活動の障害になっていると、そういうお話を聞きますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。ただいま浅野議員がおっしゃったように、個

個人情報の保護という部分については確かに民生委員の活動について障害と申しますか、ハードルが高くなったと申しますか、そういう部分が確かにあろうかと思えます。

この点については今後……。先ほど町長の答弁にもありましたように、地域の中でもコミュニティの低下という部分が、そういう個人情報の保護という部分でコミュニティの低下というような部分にも影響が出てきております。新しく転入された方が地域の自治会に加入できないとか、区長さんがそういう部分について、町からの個人情報をもとに加入を推進できないとか、そういう障害が出てきております。

民生委員の活動の内容についても、その辺もう一度内部でその個人情報の取り扱いについての辺まで町が協力できるのか、その辺を研究していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） やはり民生委員がですね、本当に思いやりを持って活動するには、個人情報保護法は大変な壁になっていると思えます。安否確認の際もですね。

行政がその権限を持って確認に動けるような仕組みが要るのではないかと申されますが、その仕組みについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。先ほどもお答えしましたとおり、個人情報保護法については国の法律があって、それを基本とした町の条例があって、その中で施行している状況でございます。現時点ではそういう中で対応していくということです。

先ほど申し上げたように、その中で町がどういう部分で協力できるかという部分を今後研究していきたいということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） ありがとうございます。高齢者はやはり阿見町の宝でございます。高齢者の支援につきましては、これからはますます向上するように強く要望して、お願い申し上げます。

児童虐待の、児童問題についてですね、前回の質問のときに、17年には12件、18年には19件、そして19年には23件と、どんどんこの虐待の通告、相談件数が多くなっていると、そのような傾向があるとおっしゃいましたが、それでは20年、21年と現在に至るまではどのような経過がありましたでしょうか。現況をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。ただいま児童福祉課のほうで把握をしているその児童虐待の件数は22年度9月1日現在で10件でございます。

○9番（浅野栄子君） 20年、21年の……。

○議長（佐藤幸明君） 挙手の上お願いします。

9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 19年に23件ということなので、22年に10件になったということは、それに対する効果があったということでしょうか。20年、21年はいかがなんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 失礼しました。お答えいたします。19年は23件ということでお答えしていると思いますが、20年度ですね、これは3月末現在では16件でございます。それで21年度、やはり3月末で16件というようなことございまして、この間事案が続いているもの、新たに案件が増えたものがございます。それぞれ20年、21年につきましては、新たな案件がそれぞれ9件ずつ発生したというようなことでございます。

それで22年、今年度の9月1日現在におきましては、新たな案件が8件というようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 虐待がゼロになることは不可能かと思いますが、虐待された子は心に深い傷を負い大人になっても苦しみ続けるということがあると、体の傷は治っても心の傷は簡単にはいやすことができないと、こう言います。

その後のですね、虐待された子はその後どのようなケアをして、どのような支援をしているのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童福祉課長高須徹君。

○児童福祉課長（高須徹君） お答えいたします。先ほどの町長の答弁でもお答えしておりますけれども、施設等に入所以外の御家庭のお子様や保護者に対しては、児童福祉課を初め児童相談所の指導を仰ぎながらですね、各関係機関がおのこの役割分担をしながら訪問なりして、それぞれの役割の中で確認しながら、臨機応変に指導・アドバイスを行っております。

また小学校、保育所、幼稚園等が絡んでおった場合には、そちらの先生方の御協力等も連携させていただいております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） その後のケアをしているというお話でしたけれども、それでは、その中の一人の例をとっていただいて、ケアをしてこのように立ち直ったという例がありましたらお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童福祉課長高須徹君。

○児童福祉課長（高須徹君） お答えいたします。なかなか、浅野議員も御承知かと思いますが、こういった案件につきましては早急に改善できるという案件がなかなかございませ

んで、長期にわたって継続していく案件がほとんどでございまして、改善が認められたというようににつきましてはですね、保護者からの暴力とか、暴言とか、育児放棄とか、そういう中で保護者さんのほうが自分の行った今までの行動を反省しながら、以前よりもそういう改善がされているというような案件はございますし、またこれは完全にということが適切かどうかもわかりませんが、引き続き見守りの中で、逆に保護者さんの理解が得られないでエスカレートするというような中で、指導を重ねた末に子供を施設に入所させて親御さんから離して適切な場所で養育していると。それにあわせて親のほうにも引き続いて指導・アドバイスを重ねているというような案件もございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） なかなか直らないというお話もありましたけれども、例えばですね、17年に12件があったと。そして22年に10件あったというお話がありましたが、17年の12件の人が22年の10件の中に入っているということはありますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童福祉課長高須徹君。

○児童福祉課長（高須徹君） 17年からの継続かどうかは、ちょっと手元にはデータがございませんので調べて確認いたします。それでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） もしですね、その12件の中に入ってる、17年の12件の中に入っていて22年のその中に入っているとしたらですね、17、18、19、20、21、5年間もずっとそれが続いているということになってしまうわけですね。本当にその子にとっては、地獄まではあれですけど、大変なつらい日々でございますよね。

そしたら、虐待した親に対してどのような注意または指導をしていらっしゃるのか、そのことについてお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童福祉課長高須徹君。

○児童福祉課長（高須徹君） お答えいたします。先ほども御答弁させていただきましたけれども、やはり長くかかる案件がほとんどでございまして、それにつきましてはやはりきちんと、最終的には私どもも児童相談所を入れて引き続いて指導を当たっている中で、その中で施設や、そういった親からの隔離が、まあ確保が、法的なりそういうものができるものについては児童相談所の判断でしておりますけれども、それまでに至らないという案件がほとんどでございまして、先ほどもお話しさせていただきましたように、引き続き、関係担当がおのおのの役割の中です、引き続き家庭の訪問なり親の確認なり、子供の確認なりをしながらですね、長いですね、まあ指導・支援というか、そういうのをやっているというのが現状でございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） やはりその子にとっては大変つらい日々ですので、全国児童相談所所長会議でも親子の名前が不明でも強制的に立ち入り調査をし、指導をできるという、そういうことになったという通知が来たというお話もありますので、そういう虐待をしている親に対してはですね、強く強く指導または啓蒙してほしいと思います。

また、未然防止・早期発見が大変大切だと思います。先ほどそれを発見するために、小学校・保育所、そういう学校関係または公的な施設関係がお話に出ましたけれども、先ほども通告の中で発表しましたように、コンビニ、そういうショッピングの中ですね、そういうところで無銭飲食またはトイレでそれを見つけたという、そういうこともありますので、ファミリーマートとかそういうところとも連携を組んだほうがよろしいかと思いますが、これはいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。ただいま浅野議員がおっしゃったように、それは警察とか学校関係、PTA関係、防犯関係、いろんな関係機関と連携をとってそういう情報の収集、早期発見に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それでは、この高齢者問題も、そして虐待問題も、家庭の絆というのがまず一番根底にあるのではないかと思います。これの希薄化したことによっていろんな問題が起きているということで、家族の絆をつかめる、つかむという方法で1つこういうチラシがありました。

阿見町でも時々広報紙などに載るんですけども、家庭の日ということで、「毎月第3日曜日は家庭の日です」ということで、家庭のつながりを持つためにですね、第3日曜日を家庭の日として皆様をこの日に家族そろって食事や買い物をしたり、スポーツ・レクリエーションをしましょうという、こういうチラシがありますけど、この家庭の日について当町はどのような見解を持っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。家庭の日ということで、町の取り組み状況についてはどのようなことかということでございます。主管している課は私どもの児童福祉課のほうで主管としておりますが、この実際の取り組みとしましては、まず児童福祉課のほうでは、県が家庭の日を第3日曜日というふうに定めてございます。

そういう関係で、県のほうから、いばらき子育て家庭優待制度というような事業を県で実施しております。それは通称いばらきキッズカードというようなものでございます。その申請とそのカードの交付を児童福祉課のほうで行っております。それと県のほうが毎年開催してお

次長さん、いかがですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 家族の絆ちゅうことで、私も初めてですね、第3日曜日の家庭の日ちゅう部分が浅野議員さんの質問で初めてわかったんで、まことに申しわけないんですけど。だから今回の君原のほうで、そのふれあいミーティングちゅう部分をより成功して、今後のいろんな部分に参考にしていきたいと思いますんで、御理解のほどよろしくお願いたいたいですが。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 次長さんがまだお知りにならなかったというのもちよっとですけども、やはりじゃあ、広報紙にですね、毎月の広報紙に、第3日曜日は家庭の日というのは、これを毎月出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○9番（浅野栄子君） 広報紙の余分なところがあると思うんですよね。啓蒙がなければいつまでたっても知らないですよね。町長さん、出しましょうって一言言っていただければすぐ出していただけるんじゃないですか。

○議長（佐藤幸明君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 町民の方の認知もなかなか少ないようで、まあ職員でも少なかった状況ですので、周知を図るようにこれから検討していきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） よろしくお願いたします。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） では、次に2点目の質問をいたします。

35人学級の早期実現を、についてです。

町づくりは人づくり、人づくりは教育にあり。まさに教育が人間社会の源であります。そして、義務教育はいかなる地域の子供にも平等に公平に施され、望ましい人間形成と基本的な学識をしっかりと身につけなければなりません。小中学校の知識がしっかりと身につけば社会生活は送ることができます。しかしながら、基礎基本となる学力・知力・体力がしっかりと身につかず次の段階へと進んでしまうところに問題があります。

私はかねてから少人数学級、特に28人が最適であると提唱してまいりました。7人制の4グループです。手が届く、目が届く、心が届く、落ちこぼれなんていう言葉はここにはありません。特に中学生は学ぶ知識も徐々に難しさが加わり、精神的にも敏感な時期であり、一人ひとりをよく見届け触れ合う時間をより多く持つことのできる少人数が最適であると思います。

中学校が荒れているといううわさを聞くと、授業がわからなくてやってられねーよという気分になるのも当然です。中学校は少人数に、阿見町が一番先で取り組んでみませんか。阿見町の教育が注目されることは間違いありません。

ところが、先ほど文科省が公立小中学校できめ細かな少人数学級指導を行うという計画を発表しました。1学級当たりの上限を小中とも現行の40人から35人に、小学校低学年は30人に引き下げるという改正案を提示しました。初め45人から40人へ変えた1980年以来30年ぶりです。教職員も6万人増やすという発表がありました。教師からは一人ひとりと向き合える、子供の発表の機会が増える、作文や算数の個別指導もしやすいなど、期待の声が聞かれます。校長先生は35人以上いるとテストの採点などで先生の負担が大きい。人数が少なくなれば授業の準備を手厚くできると、先生方からは早期実現を望んでいます。

阿見町はこれに対し、県の様子、周りの学校の様子を見てから、予算がないからなどと言わず、積極的に素早く対応していただきたいと思いますが、このことについての考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 35人学級の早期実現を、の質問にお答えいたします。

児童生徒の学力を向上させるためには、少人数での指導は有効な手法です。教育委員会といたしましても早期に実現したいところです。浅野議員さんの御意見を伺い、教育委員会の背中を押していただいている感じがいたします。まず、お礼を申し上げたいと思います。

さて、茨城県では、35人学級実現の第一歩ということで、文部科学省の施策に先駆け、平成22年度より、小中学校で学級の増設を行っております。

小学校では、楽しく学ぶ学級づくり事業という名称で、小学校1年生から4年生までで、35人を超える学級が3学級以上ある場合は1学級増やし、担任を配置するようにしています。また、35人を超える学級が2学級までの場合は、各学級に1名、非常勤の講師を配置しています。

中学校でも、中学校生活スタート支援事業という名称で、中学1年生で、35人を超える学級が3学級以上の場合1学級増やし、担任と非常勤の講師を配置しています。また、35人を超える学級が2学級までの場合は各学級に1名、非常勤講師を配置するようにしています。

阿見町としては、このような茨城県の事業に該当しない小学校3校に、ティーム・ティーチングのための講師を3人配置しております。また、担任が円滑に授業を行えるように、支援員を9校に12人配置しております。

冒頭に申しましたように、浅野議員さんのおっしゃるとおり、35人学級の実現は、阿見町教育委員会としてもいち早く取り組みたい課題です。しかし、現在、町では、校舎や体育館の耐

震化の工事等が優先されております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 予算がないと言われてればもうそのままなんですけれども、先ほど御回答の中に、35人が3組あったときには1学級増やし、35人が2組のときには各学級1名の非常勤講師と、こんなふうにな人数学級にしても同じような感じだとは思いますが、例えば少人数学級にすると教職員の数は何人ぐらい、そしてまた予算化するとどのぐらい予算が、経費がかかるのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。教職員の増員につきましては、今年9月の1日現在で来年度の児童生徒数を見込んで考えてみますと、小学校で3名、中学校で2名、町全体で5名の教員が必要になります。

また、それに伴う経費については、県派遣の指導主事を参考にすると、5名分で約3,000万円の経費がかかります。先ほど教育長の答弁にもありましたように、浅野議員さんの言われたとおり、35人学級の実現は教育委員会としてもいち早く取り組みたい課題の1つでもありますので、国や県の方針に従って35人学級を実現してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） よろしくと言われると、何か言いにくくなっちゃうんですけども、先ほどの耐震化のことで予算がそちらのほうに行っているの、しばらくは、教育委員会としての予算はないというお話がありましたけれども、世界的に見てもですね、日本の教育費というのは、経済協力関係機構の中でもですね、28カ国の中の28番目なんですね、この教育費がね。この阿見町も20年度は17億2,285万5,000円。21年度21億5,841万1,000円。22年度15億1万1,423円と、この予算がですね、削られてるんですね。

そこで私はたと思いましたが、小学校、中学校の学校耐震化ですね、なぜ教育委員会だけが100%の予算を使うのかっていうんですね。小学校、中学校、もちろん管轄は教育委員会だと思うんですけども、あそこは何かがあったときの避難所またはスポーツ・体育系の方々が使っております住民のための施設なんですね。

ですから、教育委員会が100%の予算をそこから捻出しないで、総務課とか違うところから50%ぐらいずついただければ、教育委員会のその3,000万なんかをすぐですね、届けるんじゃないかと思うんですが、教育長さん、阿見町でこれをやれば、阿見町の教育は素晴らしい、全国から注目されるのは間違いないんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 本当に学力学力で、先生たちにも子供たちの学力をお願いします。何とか勉強一生懸命やらせてください。こればかり言っているんですが、まずは学力の前に命だと思います。先ほどどなたか議員さんからありましたように、この県南地区は地震面でも大変心配な地区ですので、まずは耐震化を。子供たちの命を守れる施設にすることが何よりも大事だと考えておりますので、もうちょっと御辛抱いただきまして、できるだけ早く35人学級のほうも頑張ってもらいたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） その、ですから予算の問題なんですね。だから教育委員会がすべてその15億四千……、そこを出さないでですね、半分総務課とか違うところからいただければ3,000万は出ると思うんですけども、町長さんいかがでしょうか。出してください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 全然所管が違うところでこっちもこっちもというわけにはいかないでしょうね。やはり耐震化に対しては、あくまでも教育委員会のほうに予算づけをされているわけですから、国のほうから。まあほら、今後一括交付金ということでどういう状況になるかわかりませんが、ただ、今の現状においても35人以下の学級が相当多いんじゃないかと私は思いますよ。そうじゃないんですか。

○9番（浅野栄子君） 中学校です。中学校。

○町長（天田富司男君） 中学校においてはすべて35人以上ですか。

○9番（浅野栄子君） 2学級あります。

〔「2学級あります」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 2学級じゃないですか、もう少し我慢してください。

○9番（浅野栄子君） いや、2学級だってその子に対しては100%なんですから。

○町長（天田富司男君） いや、それはみんな100%……。ほら私も前にも言いましたけど、やはり危険だ何だっていうものはみんなこの小学校、どんな人数が少なくてもそれは100%ですよ、親にしてみれば。だからすべての学校にやはりやったのがいいよって話をしました。

だけど、今回の場合のね、また違うと思うんですよ。人数的には。いや、非常にもう四十何人だなんだ……。40人近くにもなってるっていう状況じゃないんですから、やはりそこはやっぱり我慢というね、そういうことも人間としてね、やっぱり教育の現場の中で人間としてやっぱり我慢するというのも大事なことですよ。

何でもこちらで物をね、やってやればいいんだっていう。今は物をやり過ぎるからかえって教育がよくないんですから。すべて自分が何かやってもらえる、やっぱり行政に対して何でも

やってもらえるというそういう意識じゃなくて、こないだも敬老会で言ったんですけど、自分たちが何が今、75歳でも町にとってできるか、それと同じような意識を持って、やっぱり教育も同じ。

○9番（浅野栄子君） 教育には過保護はありません。

○町長（天田富司男君） 教育も同じです。何でも同じ。

○9番（浅野栄子君） 教育には過保護はありません。

○町長（天田富司男君） 自分が何ができるかということをおね、やっぱりやったほうがいいです。

○議長（佐藤幸明君） 個人個人のやりとりはしないでください。

○9番（浅野栄子君） はい、済みません。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。挙手の上発言をしてください。議長の用がなくなっちゃいます。

○9番（浅野栄子君） はい。ただいまの教育長が大変、耐震化が終わったらそちらのほうに目を向けますという、そういう真摯な態度がありましたので、我慢をして少しお待ちしたいと思いますので、早期実現のほうは心にとどめておいていただきたいと思います。

次なんですけれども、やはり小学校は学力でございます。学力テストの結果が先ほど公表されました。やはり4回目の学力テスト。1位はやはり福井で、秋田・福井がやはり少人数学級で集中的に行っていると。私は学力になぜ執着するかですね、やはり小中学校の基礎基本をしっかりと学んで、その上に進んでいかなければ、土台がきちんとしていなければ、上に行ってもやはり小学校のときに小学校のものをきちんと身につけておかないと、中学校に行ってもやはり授業がおもしろくない、じゃあ逃げ出そう、ああバイクに乗ろう、そちらのほうに行きますね。

で、高校に行くと中学校のまずおさらいをしてから高校の勉強をする。大学に行くと大学1年生はまず中学校の勉強をしてから。そのようにしていったら本当にしっかりと基礎基本を身につけないで行ってしまう。ですから、学力テストの結果というのは、よく重要視して見ていただきたいと思うんです。

で、今回4回目の学力テストが終わりましたが、阿見町の平均ですね、それからどこが弱いのか、弱いところにどのように施策をしているのかということについてお尋ねします。

○議長（佐藤幸明君） 通告にはございませんが答えられますか。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 全国学力テスト、今回の4回目ってことですね。傾向とその対策っちゅうことでよろしいでしょうか。

○9番（浅野栄子君） はい。

○教育次長（竿留一美君） 昨年度まではですね、3回すべての学校で実施してまいりましたが、今年は抽出実施となりまして、小学校4校それから中学校1校が選ばれたわけです。希望により町ではすべての学校、小中学校で実施いたしました。

調査の結果については、毎年問題や対象となる児童生徒が違うという実態がありますので、単純に比較することは難しいのですが、実施した過去4年間の町の状況は、全国・県平均と大差がなくほぼ平均値ということでございます。

また、児童生徒の意識や生活の様子を見てみると、基本的な生活習慣が身につけている児童生徒は問題に対する解答の状況や成績がよい結果となっております。また、町内の各学校では調査結果を分析して学校ごとに学校改善プランを作成し、学習指導、それから児童生徒の基本的な生活習慣の定着などの改善に活かしております。

弱いところちゅうことの御指摘がございますが、算数が町としては弱いつちゅことで聞いております。今後とも町内児童生徒の学力向上に役立てていきますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） そのほか教育のICT教育ですね。それからやはり強力な支援者として評議員制度というのが阿見町にあるというので、その活用をということで御質問しようと思いましたがけれども、もう時間が押し迫ってまいりましたので、阿見町の教育が日本全国から注目されるような教育行政にぜひ実現していただきたいと思ひます。

やはり阿見町初めての女性教育長でございますので、教育の頂点としてこれをやろうと新しい感覚で阿見町の独自の教育を築いていただきたいと思ひます。教育行政のさらなる前進をお願ひいたしまして、強く要望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで9番浅野栄子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後3時からといたします。

午後 2時46分休憩

午後 3時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願ひます。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） 私は通告しました2点について質問したいと思います。

まず1点目は、霞ヶ浦湖岸のできるところからの整備をという提案でございます。霞ヶ浦湖岸の整備につきましては、前町長時代に何回か具体的に質問いたしましたが、積極的な回答はありませんでした。予科練平和記念館が開館し、5万人というそれなりの入場者が湖岸近くまで訪れているわけですから、霞ヶ浦湖岸の町として積極的に湖岸の整備を進め、観光地としての付加価値を高める必要があるのではないかと思います。

既に町のPRポスターつくりましたけれども、そのタイトルは「浦に在り、時を編み、風と遊ぶ」というふうになって、霞ヶ浦を前面に出しております。また町の案内標識が新しく整備されました。阿見町の出入り口に「霞ヶ浦湖畔のまち阿見」の標識が整備されました。このような町としての霞ヶ浦を重視する姿勢が強まっているわけですけれども、具体的には霞ヶ浦湖岸の整備については、予科練平和記念館以外は何も整備をされておられません。

私はその点3点について、これからの整備について提案をしたいと思います。

まず1点目は、湖岸のサイクリングロードとしての整備でございます。これには既に湖岸は昨年全面的に舗装されております。で、サイクリングロードとして整備するためには、まず自転車がなければ利用できないわけですから、レンタルサイクルの設置。それから隣の美浦村との相互乗り入れのための話し合い。また美浦へ行くのには島津の技研前の農道の整備、これを整備すれば旧125号まで出なくても湖岸を真っすぐ通れるわけです。そのためには舗装と高位部排水路への自転車横断橋の設置、これは約3メートルぐらいのコンクリートの島津の排水路がありますが、その上に橋を設置してその先90メートルぐらい農道があるわけですが、これは用地は4メートルの舗装ができるわけですから、そこを舗装すればサイクリングロードとして美浦へ100%舗装になるわけです。

2番目には、町が管理している島津小公園の枯れた桜の植え替え。これについては、前町長時代、桜が植えて枯れてんですから植え直せっていうことを言いましたけれども、町の桜の状況を調査してから考えるというような答弁がありました。

それから3つ目は大室地先湖岸砂浜のカヌーの発着場としての整備でございます。この大室地先海岸の砂浜ですけれども、ここ昨年、その前の年、2年間にわたって植栽を増やすということで既に砂浜が約200メートル近くできております。これは堤防との間は切れておりますので、1カ所堤防から砂浜ですね、土を戻したところまでスロープをつければ、カヌーの発着場としての利用は可能ではないかというふうに思います。

以上3点については、余りお金をかけなくても整備できる事業ではないかというふうに思います。これは、阿見町も町長、政権が変わったわけですから、阿見町をより具体的によくしていくと、そういう点では新しい町長の実行力が問われているのではないかというふうに思いま

す。

また、そのほかに湖岸の観光地としての付加価値をつけるためには、湖岸の桜堤の計画等国と協議し具体化していったらどうかというふうに思います。霞ヶ浦湖岸は、今堤防があるだけで木陰がございません。景観的にも何の特色もないというのが今の状況です。私はそれを少し改善して桜並木をつくる。そうすれば夏にはその下で町民が涼めるし、外部の人も来て涼めると。また、4月には桜も見られるというふうに1つの観光地のスポットとして利用できるのではないかとこのように思います。

この件については国では桜堤の事業があると。これは私、2年前に土浦の事務所行って直接聞いてきましたけれども、堤防のいわゆる広げる部分ですね、そこへ桜を植えるということなんですけれども、要するにハス田側のその部分の土地を町で買うと。それができれば湖岸に土を盛って堤防を補強して増やすというのは国の事業としてできるということがわかりました。今、ハス田ですね、湖岸のほうは坪何万という土地ではないので、例えば5メートルとか10メートル買収してもそんなにお金の支出はないのではないかとこのように思います。

これは少し長期的になるとは思いますけれども、1つ1つ霞ヶ浦湖岸の利用、また観光地化、付加価値を高めるということをやっていく必要があるというふうに思います。

この3点プラスもう1点について、天田町長はどういう考えを持っているのか質問したいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 細田議員の質問にお答えいたします。

霞ヶ浦湖岸公園構想については、藤井議員の質問にも答弁したとおり、霞ヶ浦の環境保全と観光資源にするため、湖岸に位置する自治体の使命として継続して実施する考えであります。

しかし、その内容及び整備のスピードにつきましては、必ずしも現状の内容で早急に実施するという事は考えておりません。事業の第一段階である霞ヶ浦平和記念公園事業が完了し、予科練平和記念館には半年で5万人を超える来館者がありました。他方、あみプレミアム・アウトレットには1年間で550万人の来場者がありました。観光施策は、これらの町内来訪者の需要を的確にとらえたメニューづくりを、町全体で検討することが肝要であると考えておりますので、霞ヶ浦湖岸公園の整備内容等についても再検討する方向であります。

まず平成10年に作成した霞ヶ浦湖岸公園構想を基本として、社会情勢の変化等に対応し見直しをしていくことを考えております。この件につきましては、昨年、細田議員の質問に対し、同じ内容で答弁をしておりますが、実際の作業がおくれております。

見直しの内容としては、観光施策を多く取り込んだものとし、その中には、細田議員が今回3点ほど提案をしていただきました、サイクリングロードの整備を初めとした様々な提案についても、私がやはり考えております霞ヶ浦の観光施設また霞ヶ浦の湖岸を使った施策はやはりやっていかなければならない私の施策の1つであります。

いずれにしましても、霞ヶ浦の湖岸整備につきましては、細田議員の提案等をかんがみながら、やはり積極的に推進していく、そういう認識でおります。ただ、今現在ではすぐにこの政策が実行できるかというとなかなかできない状況でありますので、よくこの湖岸公園構想をやはりもう一度見直して、やはりどういう状況にしていっていいのか。特にサイクリングロード等は美浦の中島村長等と話をしながら積極的に進めていきたいなど、そういう思いでおります。

また、カヌー等の問題はもう少し考えないといけないのかと。やはり阿見町の場合は、ここにヨットのオリンピック選手、そういう人たちがいますので、やはりヨット等を使った湖岸を考えていったのがいいのではないかと、そういう考えもありますし、今後そういう面での施策をやはりきちんと考えながら実行に移していきたい。そう考えております。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 町長の考えも湖岸の施策の1つについて積極的に推進していくと。で、整備を考えていくということなんですけれども、私はいわゆる平成10年に計画されました霞ヶ浦湖岸公園構想ですよね。これは42ヘクタールということで膨大な面積の計画ですけども、その計画を見直すっていうことも早急にやらなければならないと思うんですけども、現実的にはそれを待っていたのでは、私は1つ1つの具体的なことは進まないっていうふうに思うんですよね。そう思うから、いわゆるお金がかかなくて、今の湖岸を利用してもう少し町がPRするような観光地としての付加価値をつけると。これは1つ1つやっていかなければ、全然前へ進まないわけですよ。

で、今の町長の答弁ではやっていきたいっていうことなんですけども、じゃあ、いつからやるのかということになると、その辺はないわけですけども、まず一番お金のかからないのが島津小公園の桜の植え替えですよ。これは地元の人も町がそういう計画があれば手伝いたいっていうふうにも言ってるわけですよ。

今、環境保全組合っていうものができておりますけれども、そこでお金もあるわけですよ。だから桜の木が枯れたのは、いわゆる土盛りした土が悪かったわけですから、その植えるところを土の入れ替えをして桜の木を植えれば桜の小公園になるわけですよ。これは本当にお金がかからないわけですから、やるといえば来年度から。来年度からつつつても今年の桜の植える時期ですよ。春先、芽が出る前だと思うんですけども、私はそれはできるというふうに

思うんですけども。

あと、その次に金がかからないのは、美浦までのサイクリングロードですよね。これは1つはサイクリングロードとして案内標識をつくと。それから、町が観光案内のようにパンフレットをつくってちゃんとトイレの場所とか、それから距離ですよね、そういうのを考えればすぐにできると。その後、レンタサイクルについても、それと同時にその後考えればこれもお金がかからないわけですよ。

私は阿見町の付加価値を高めるためには、そういう点を1つ1つ前向きにやっついていかないと、今町長が、これは前の町長が平成10年できた霞ヶ浦湖岸公園構想を見直すということを行っていますけども、見直すのにはやっぱり町の職員じゃなくて、どっかへ委託するみたいな感じになるでしょうから、お金がかかるわけですよ。

私はそれも大事だと思うんですけども、お金のかからない具体的にできるところをですね、からやっついていくということがより町の付加価値を高める1つ1つの方法ではないかというふうに思うんですけども、その点、来年度はじゃあ、どれをやるのかということを変更してお聞きしたいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 来年度すぐという状況を今つくれるかどうか、まだわからないんですけど、町が管理している島津小公園の枯れた桜の植え替えていいですが、この場所もやはりサイクリングロードを踏まえた中でどういう位置づけにしていくか、ただ公園でいいのか、そういうことも考えていかなければならないと思います。

やはりレンタルサイクルの設置とか、またはトイレとか、そういう施設もやはり必要になってくる。そういう中でこの島津小公園の位置づけ、そういうことも考えていかなければならないし、まあ、サイクリングロードに関してはやはり美浦との関係を強固にして、美浦の村長とやはりきちんとした話し合い、事務方とも話し合いをしなければならぬかなと。

いろんな面で1つ1つの問題点をクリアしながらやはりやらないとできない事業なので、特に、先ほども島津技研前の農道ということですが、これはやはり防衛省関係の問題もあります。そういうものもやはりクリアしていくということが大事なので、今すぐこうやればできるということではなく、やはりきちんとこのサイクリングロードに対しても立案をしながらやっついていかなければいけないなと。

私自身は今すぐにでもやりたい気持ちはありますが、そういう面では1つ1つ問題点をクリアしていきたい。そして実現していきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） まあ歯切れは悪いんですけども、前向きに実現していきたいという

ことですので、来年度からきちんと具体的に計画をして前へ進まないといつまでたっても同じ状況には変わらないっていうふうに思うんですよね。

で、今、島津小公園についてもトイレって話がありましたけども、トイレは、例えば桜の木を植え替えてからでもできるわけですし、まず金のかからないということならば、町が植えた桜は植え替える。で、ちゃんとすべきだというふうに思いますので、何か歯切れの悪い答弁ではなしに、きちんと前向きに一步步湖岸整備をやっていただきたいというふうに、私は思います。

で、そういう点で、今年の冬からでもいいんですけども、来年度から具体的に取り組んでいくということなんでしょか。それとも、もっともっと考慮をしないと前へ進まないっていうことなんでしょか。今の町長の答弁ではちょっとよく理解できないんですけども、やりたいけども、すぐにはできないみたいな話では、ちょっと困りますんで、その辺、来年度からできるものから具体的に計画して前へ進めていきたいっつうことになれば、前へ進むわけですけどね。

そういう点、もう一度はっきりした答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども言ったとおり、町が管理している島津小公園の枯れた桜を植えるというね、だけの話ではないので、やはりこのサイクリングロード、やはり実現するためにどういう位置づけにこの小公園をしていくか。これはもういろんな面でね、来年度あたりからきちんとした考えを持ってやっていかなければ、自分が3年間、あと3年しかないわけですから、その中で実現していきたいっていう思いはしております。

そういう中でほら、この問題はやはり国交省の問題でありますし、そういう面では非常に話のしやすい国のほうの人もありますから、そういう面で陳情に上がったたりして、やはり実現に向けてね、やっていきたい。ただ来年ね、この小公園に桜を植えると、そういう考えはありません。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 小公園のことだけになっちゃいますけれども、桜を植えるつもりがありませんっつたら、前の川田町長と同じ答弁をしてるっつうように、私は思うんですけども、そうすると天田新町長の湖岸をもっと整備したいっつうことと私は矛盾するんじゃないかなっていうふうに思いますんで、地元も協力するっつうことを言ってるわけですから、これはまあサイクリングロードもお金はあんまりかかんないと思うんですよね。だから一緒に前向きにやってもらいたいというふうに思いますけども、その点もう一度お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 何度でも同じなんですけど、やはりサイクリングロードをつくるに

当たってこの小公園の位置づけをどうしていくかっていうのは、非常に大事な観点になります。そういう意味で桜を来年植えるっていう、そういう考えはない。今後やはりサイクリングロードをつくるに当たってのこの小公園の位置づけをきちんとしていかなければ、やはり前倒しですね、桜を植えてどうなのかなんていう、そういう考えは今ありません。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 桜はすぐ植えないつつう答えですけども、私はその前提となる霞ヶ浦湖岸のサイクリングロードの位置づけをね、きちんと決めてそれからやるという意味だと思うんですけども、じゃあその位置づけをきちんとやる、それから、今町長が美浦との話し合いもしていきたいということですけども、そういう方向で来年度はやるんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 来年度に向けてね、この問題を立案していきたい、そう思ってます。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 来年度に向けてその問題を試算検討していきたいということを期待して、より一層湖岸の町としてのイメージづけが、付加価値が高まるように今後努力していただきたいと思いますというふうに思います。

次、2点目の質問をいたします。2点目は水道料金原水の値下げ要望が実現したら、水道料金を値下げするののかという問題でございます。これは、6月の一般質問で水道料金の値下げ問題を出しました。その後、先月ですね、8月12日付で橋本知事に県南広域水道料金見直し・値下げの要望を県南の全市町村長9名の連名で要望しております。当然、天田町長も要望者の中に入っております。原水値下げの運動を行って実現しましたら、阿見町の水道料金の値下げ、見直しを行うべきだというふうに考えております。その点について、お考えを聞きたいというふうに思います。

この水道料金の見直しを考える場合に、じゃあ阿見町の水道会計はどんなふうになっているのかというのをもう一度考え直す必要があるのではないかとこのように思います。今、町の水道会計の利益金ですね、積立金は現金で11億2,600万あります。で、水道会計の利益で、21年度だけで1億2,790万が単年度でも利益を上げております。この1億2,790万上げている内容ですよね。これは今阿見町が農村部で進めているループの水道本管ですね、この本管の工事をやっていてこれだけ利益を上げているわけですよね。

建設改良費で21年度2億4,000万ほど支出しております。そして1億2,700万利益を上げていると。そのうち建設改良積立金に9,700万利益金を繰り入れてますよね。それから減債基金に3,000万と。そういうことを考えれば、例えば、原水が10%値下げということになれば、6月の定例議会で回答がありました金額ですね、幾らですか、3,200万ぐらい減収になるというこ

とだと思ったんですけども、今、町の県から買っている受水費ですよ、これは3億4,000万
お金を出しているわけですよ。10%値下げされれば3,400万値下げになるわけですから、そ
うすれば土浦と同じような1立方からの料金体系にしても町としては全然痛まないという結果
になるわけですよ。

そういうことを考えれば、県全体では県西広域水道は原水が値下げになってるわけですよ。
県南広域水道でも県はこれも利益金をためこんでいるわけですから、値下げになる可能性があ
るわけですよ。そういうことになれば、私は阿見町も当然値下げしてくださいって運動
の一翼を担っているわけですから、値下げになればそれは当然受益者に還元するっていうのが
私は当たり前だというふうに思っておりますけれども、この点について町長はどう考えるのか
お答え願いたいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 水道料金原水の値下げ要望が実現したら、水道料金を値下げするの
かについての質問にお答えします。

毎回同じような数字を並べていただきまして、よくいろんな面で数字が頭に入ってきました。

しかし、細田議員の質問のとおり、平成22年8月12日付で、県南地区の4市長、3町長、1
村長、1企業長の連名により、県南広域水道用水供給事業料金見直し要望書を、茨城県知事及
び茨城県企業局長に提出をいたしました。

要望書の内容としましては、茨城県企業局に支払っている受水費用が高額であり、費用に占
める割合が最も高く、水道事業経営の健全化に大きな影響を与えているため、県南広域水道用
水供給事業料金の値下げを要望する旨の内容でありました。

しかしながら、要望書を提出した際の茨城県企業局の回答としては、1点目として、県南水
道事務所の1期及び2期事業、利根川浄水場の更新、管路更新など安全・安心な水道水の安
定供給のために施設整備を行っており、施設整備費に多額の費用がかかること。2点目として、
政権交代に伴い、国が八ツ場ダムをダム事業の見直しの対象としており、先行きが不透明であ
ること。特に、八ツ場ダムの動向については、企業局の将来の収支に大きな影響を与えること
が懸念されるため、料金の見直しは厳しいものがあるとの回答でありました。

そのとおりだと思いますね。企業局は非常に厳しい状況だと思います。

また先日、企業局に対して、その後の料金見直しに関する進捗状況の確認を行いました。八
ツ場ダムを含む個別ダムの検証は、スケジュールを含め、具体的なことが何も決定されていな
いため、八ツ場ダムの動向の見きわめが重要であるとの回答でありました。

このようなことから、当面の間、料金の値下げに関しては実施されないものと判断されま
すが、仮に今後、料金値下げがなされるにしても、どの程度の値下げ幅になるのかも判断ができ

ない状況にあり、見通しがつきません。また、この補正によって利益剰余のほうから5,000万ほど出し、水道会計では補正をしております。そういうことも頭に入れておいていただきたい。そのため、当町としては、現段階での料金値下げは考えておりません。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 県のほうで八ツ場ダムの方行きが不透明だっていることですが、これは不透明だつことは、要するに民主党政権が八ツ場ダムは中止するということを出したわけですよね。それが確定していないということだと思っておりますが、八ツ場ダムについては、やめるっていうのは、これは既定の事実だと思っております、この点についてのこれからの支出つうのはないと思っておりますよね。

八ツ場ダムをやめれば茨城県でも今まで支出した二百数十億ですよね、それは返ってくるというふうに言われてるわけですよね。そうすれば当然、今でも剰余金はあるわけですから、その分は当然値下げにしてもいいっていうふうになるわけですよね。

そういうふうになった場合、今町長は現段階では値下げは考えてないということですが、将来そういうことになれば、当然町の経費には全然企業会計として影響ないわけですから、その分浮くわけですよね、原水の分は。それは住民に返すというのが私は当然だと思っておりますが、そういうふうになった場合は料金改定をするんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やっぱり、たればの話はここではしないのがいいと思います。なった場合、いつなるか、そういうこともわかりません。そういう話ではやはり事業計画は進みませんので、その話はやはりまずいんじゃないかなと。あくまでも今の阿見町において水道のやっぱり水道管の布設、これを積極的にしていく。やはり利益剰余も取り崩してもやっていかなければならない状況も必ず出てくると思います。そういう点では今、水道料金の値下げを考えていないということを前回は話しましたし、今回も今話しております。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は水道を初め、行政については長期的な展望が当然必要だと思うんですよね。6月の定例議会で阿見町の水道普及率が土浦市が95%、それから阿見町が82%ですか。おくらしているから値下げはできないっていうことを言いましたけれども、それでは……。土浦市では既に1立方からの料金体制で実質値下げになっているわけですよね。

じゃあ、阿見町が何%までになったらそういうことを考えるのか。これは長期的に考える場合は当然考えてしかるべきだというふうに思うんですが、例えば土浦と同じように95%の普及率になったら、じゃあ考えましようというのは1つの方向だと思うんですが、その点は長期的にどんなふうに考えているんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 1つの視点はやっぱり土浦95%以上にやはりならないと、やはり普及率が上がったとは言えないと思いますね。なるべくなら98%ぐらいにしたいんですけど、95%に行けば、やはりそこで考えることができるんじゃないかな、そう思います。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は既に11億からの剰余金を持っているわけですから、そこまでなくてもお金を持っていながら工事もやっている。取り崩しはそんなに行っていないわけですよ。そういう点で、年間三千二、三百万のお金で済むわけですから、1億2,000万からの利益を上げてれば4分の1強なわけですよ。それはやり方によっては料金体系の値下げですか、そういうことも考えられるというふうに思いますので、今後の課題として検討していただきたいと思います。

また、今町長の答弁では95%ぐらいの普及になれば、そのときには料金の問題も考えられるということ言ってましたけれども、私はその前に利益金がプラスになるようでしたら、その前に料金の体系の改定、値下げをしてもらいたいということを要求して、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） これで18番細田正幸君の質問を終わります。

次に、3番川畑秀慈君の一般質問を行います。

3番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔3番川畑秀慈君登壇〕

○3番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。通告に従い、質問いたします。

天田町長も現政権と同様にマニフェストを掲げ、新しい町づくりのスタートをされました。さて、今回の国政選挙は現政権の惨敗でした。昨年8月の総選挙では現政権が勝ち、今年の参議院選挙で現政権が圧勝し、政権の基盤を固めるであろうと多くの方は予想し期待しておったようです。ある人の論文では、政権交代の意味を取り違えていたようだとあります。昨年の総選挙直後に、朝日新聞が世論調査を実施しています。民主党が大勝したのは、有権者が自民党からの政権交代を望んだことが大きな理由だと思いますかというのに対して、賛成は81%でした。そして、民主党が大勝したのは有権者が民主党が掲げた政策を支持したことが大きな理由だと思いますかと聞いている。この問いに対しての答えは、賛成は38%にとどまり、反対が過半数の52%でした。これは朝日新聞の昨年の9月2日の4面に載っております。

総括して言いますと、今の政権の政治に前の政権の政治に不満であったから民主党に投票したのであって、その政策を望んだから民主党に投票したのではなかったことになります。実際、

民主党の目玉政策である子ども手当と高速料金の無料化について賛否を尋ねています。それによりますと、子ども手当に関しては賛成38%、反対49%。高速料金に関しては賛成は20%、反対は65%とありました。

それにもかかわらず、現政権は自己が掲げたマニフェストが国民に受け入れられたと勘違いして、マニフェストの予算化に奔走しました。多くの政策実現の予算は既存の予算の削減で賄うとマニフェストに書いてありましたが、削減はほとんどできずに終わりました。その結果、膨大な国債発行になりました。

さて、当町においても、今年の町長選挙はある意味で政権交代であり、町民が町政に変化を求めた結果であると思います。阿見町での世論調査はありませんが、マニフェストの賛否をとってみると同じような結果になると思われます。今大事なことは町民が何を望んでいるのか、これから町をどのようにしたら発展していくのかを話し合いながら、知恵を出しながら、新しい町づくりを推進していくことではないかと考えます。

そこで、前回質問したことに対しての進捗状況をまずお尋ねいたします。

丸尾カルシウム土浦工場脇の町道の使用・整備に関して、その後の進捗について質問いたします。

1点目に、工場脇の町道を適正に管理し、安全確保を図っていくとは、具体的にどのようにしていくのですか。

2点目、丸尾カルシウムの建物が町道にかかっている点を指摘しましたが、その後どのように対処したのですか。

3番目、車両ナンバーのついてない車が町道を通っていた問題は、どのような対処をしたのか。

以上3点について、まず質問させていただきます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） お答えいたします。まず、1件目の丸尾カルシウム土浦工場脇の町道、その後の進捗状況についての質問についてお答えいたします。

1点目の工場脇の町道を適正に管理し、安全確保を図っていくとは具体的にどのようにしていくのかについてですが、通常の砂利道と同様に区長要望によりでこぼこになった場所については、地ならし等の補修を行いながら安全確保に努めてまいります。

次に、2点目の丸尾カルシウムの建物が町道にかかっている点を指摘しましたが、その後どのように対処したのですかですが、丸尾カルシウム側でもコンクリート塀・犬走りの部分等に

ついて町道にかかっていることは認識しております。しかし、町道も境界を越えて丸尾カルシウム側を使用している状況もあります。そうした道路形状の問題について、現在の町道から、つけ替え道路等の考え方を視野に入れ、解消に向け丸尾カルシウム側と対応策の協議を進めております。

次に、3点目の車両ナンバーのついていない車が町道を通っていた問題はどのような対処をしたのですかについてですが、過去において、ナンバーのついていない車両が道路を運行していたと思われませんが、現在は、ナンバーのついていない車両が道路に出ることはなく、運搬については適正な車両で運行しております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 前向きな答弁ありがとうございます。

さて、1点目の通常の砂利道と同様ということで、答弁がございました。で、通常の砂利道と同様ということで、あそこの丸尾カルシウムの脇の道路に関しまして、あそこって並行して走っている町道は何本ありますか。答弁願います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 並行して走ってるのはエリアとしてはどの辺までを。

○3番（川畑秀慈君） 上郷地域です。

○都市整備部長（横田充新君） 上郷地域ですか。じゃあ、ちょっと今手元に資料がございませんので、ちょっとお待ちください。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 8本で、あと1本は砂利道でうねって非常に細い道が1本プラスで、それが町道なのかどうなのか、そうするとプラス9本。それは車1台やっと通れるくらいなんです。

そうしますと、1点はその細い砂利道を抜きますと5.4メートルと前回道幅お答えありましたが、それと同様または工業団地の道路もありますが、それを含めて8本のうち舗装されてる道路は何本あると思いますか。御存じでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 手元にちょっと台帳がございませんので、申しわけありません。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 8本のうち7本が舗装されております。で、通常の砂利道と同様、その並行して走ってる町道ももともとは砂利道で、あそこの砂利道と同じような条件だったんで

すが、実際にあそこの脇だけ、町民が使うとなると非常にでこぼこが激しく、また雨が降ったりすると非常に足元が悪い。で、高齢者の方はとても危険で通るにたえない状況がずっと続いて、現状でも非常に足元が悪く、不自由な方があそこを歩くということは非常に難しい。

そうしますと、先ほど町長のほうから、担当課のほうからの回答だと思うんですが、通常の砂利道と同様ということになって、同じテーブルでほかの道路と比べるのが通常の道路と同様なのか、あの地域全体を見て検討するのが妥当なのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） お答えいたします。阿見町に、町全体ですね、舗装の要望が100件からあるということは御存じかと思えます。そういう中で、その中で町道の審査会で、特にスクールゾーン等は優先順位が上がりますが、そういう要件等を含めて審査して舗装を実施しているというような状況でございます。

あそこの道路につきましては、6月議会のちょっと前ですか、町のほうに申請が上がってきました。そういう状況ですんで、ほかの100本と同じようにその審査会で優先順位を決めて整備していくということになるかと思えます。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） やっと今年の6月に上がってきたのは私も知っておりますが、なぜそうなったのかということは、町長もよく御存じだと思うんですね。前回の答弁でもいただいております。要は自分のものというような形で、もう何十年も、という形で使われてきたということは事実皆さんもわかっていると思えます。これは町長もよく知ってらっしゃる。

で、本当に道が悪くて、まずなかなか町民が通れるような状況ではなかったということは周知しております。要は今までなぜ申請が出てこなかったのか、おくれたのかというその原因は、やはり道路を管理している行政側にも大いにこれは起因してるんじゃないのか。町民も私もあそこは、知らない人は町道であるという認識はないような、作業場のような形で使われていたのは前回は写真をお見せしたんでおわかりのことかと思えますが、やはりそういうことも含めまして、建前上は通常の砂利道と同様という形で答弁はなるかと思えますが、やはりその道に関しては早目に。地域の住民の方は、前々から問題にしてなかなか口に出さなかったことでもありますし、ぜひ速やかな解決を、前向きな検討をしていただいて解決をしていただきたいと、このように思います。

で、先ほど町長のほうから今、丸尾側ともいろいろ協議をして進めていると。何とか舗装を含め、またいろんな整備を含めての検討をやるというお話もありましたが、いつごろまでに完成させたいと町長は考えておられますか、この問題は。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 丸尾カルシウムのね、あの道路は、道路がきちんと土地の確定がしなればできないんですよ。こちらはね、やっぱり入ってるわけでしょう。それじゃあ、どういう解決方法を。現実的にどういう解決方法があるかっていうことはやっぱりきちんと考えないと。

後ろにね、道路を敷設替えて持っていきって言うてるけど、それはなかなか難しい。おれはこれで答弁してるけど難しいと思うんですよ。それであるならば、現実的な解決方法はどうなんだと。あのうちを壊すわけにいかない。そういう場所っていうの結構あるんです、阿見町は。そういう意味ではね、今できたものを壊すわけにいかない。それであるならば、やっぱり現実的にじゃあ地取り替えはどうやってやるんだとか、そういう形でやっぱりきちんと解決して、道路を確定させなければ、ねえ、今道路を舗装しようとしても無理なんで、そこら辺のことをきちんとやっていかないとだめなんじゃないかなと思っています。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） はい、そのとおりであります。おっしゃるとおりで、要は、どういう形でそれを進めていくか、現状あそこを取り壊すってわけには、これなかなか難しい問題あります。何十年ももう使ってる問題もあります。ですから、やはりそれに関しては、1点は町民の立場から見ますと、あそこを安心安全で歩ける道に早くしていただきたいというのが、1点でありますので、その観点からなるべく早いうちに計画を立てて、またどういう対処をするか、地域の人が本当に安心して喜んでいただけるような、天田町長のリーダーシップの発揮を私は期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、もう1点質問をさせていただきます。

次の質問で、窓口業務のサービスについてなんですが、阿見町の立地は非常に広大な立地でございます。で、農村地域、工業地域、住宅地域、商業地域によって成り立っております。阿見町においても少子高齢化が進む中、交通網を充実させていく——これもなかなかきめ細かな充実は難しい——、その中で、今まで車で運転をしていた人も免許を返納し、車を運転することができなくなる。生活をしていくのに非常に不便を感じる人が増えてきております。

で、その中で税の納税はコンビニを使うようになったり、また、うずら出張所また役場の本庁等でやっております。また、証明書の発行等はずら出張所と役場で今現在行っております。その中で、この窓口業務のサービスの拡大。拡大といいますと、内容の拡大というよりも、その窓口の数を各地域にいかに広げられるかというような内容の趣旨であります。まず1点目、うずら出張所の町民の年間利用状況は何件あるのか。

2点目に、うずら出張所の年間の維持管理にかかる経費は幾らになるのか。

3点目に、本庁の役場での窓口業務の町民の年間の利用状況は何件か。また、町の出先機関

は何件あるのか、幾つあるのか。それを踏まえまして、将来町民の利便性を考慮し、町としてそういう出先機関での窓口業務のサービスの提供は可能であると考えているかどうか。その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） お答えいたします。うずら出張所についての御質問ですが、うずら出張所は、開設から21年が経過し、これまで、うずら野周辺の身近な行政窓口として町民サービスを提供してまいりました。主な窓口サービスとしては、証明書発行事務や税金・使用料等の収納事務を行っております。

まず、1点目の御質問の利用件数について申し上げます。平成21年度の証明書発行関係の利用者数は5,690人です。異動等を含めた取り扱い件数は1万101件、また収納関係の利用者数は1万3,351件であります。

2点目の維持管理費については、電算システム使用賃料、電気料金、上下水道使用料、保守点検、土地借上料等に人件費を含めると年間約2,600万円となっております。

次に3点目の本庁町民課の年間利用状況ですが、証明書発行関係の来庁者数は3万1,769人、異動やパスポートを含めた件数は5万8,249件となっております。うずら出張所の約5倍の利用人数となっております。

4点目の出先機関数ですが、窓口サービスが検討できる施設として中央公民館ほか4つの地区公民館や図書館、水道事務所、総合保健福祉会館の8カ所となります。

5点目の出先機関で窓口業務サービスの提供ですが、人員体制や環境整備が整えば可能ですが、現在、町では、日曜開庁時間の延長や民間活用したコンビニ収納等を初め、サービスの充実を図っているところです。今後、出先機関で行う窓口業務サービスについては、組織体制や費用対効果を考えるとなかなか困難であると考えております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 費用対効果、また組織の整備、またいろんな形での整備が必要だという話でしたが、窓口業務、例えばうずら出張所でこの約5,700人、1万100人、1万3,000人を足しますと、どのぐらいになりますか。約2万9,000ですか。約2万9,000人ですよね。約2万9,000人、年間で。そうしますと、例えばそれが1日に換算してみますとまずどうか。

本庁の庁舎もちょっとお願いしたいんですが、1日はどのぐらいの方が利用されるのか。これを営業の日割りにしていただいて。去年のあれで結構なんで。ちょっと計算機が手元にないもんですから。それとあと窓口業務が混雑する時期、また曜日、もし時間帯がわかれば教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民課長松本道雄君。

○町民課長（松本道雄君） お答えいたします。まず曜日で一番込むのはやっぱり月曜日、金曜日になりますね。あとですね、1日当たりの人数なんですけど、22年度5月からは総合窓口が始まりまして、今番号札をとってるような形になってまして、その番号札利用する人は1日平均270件ぐらいになります。その番号札については、総合窓口をやっています関係上ですね、証明書発行のほか各国民年金の関係とか、税金の関係とか、ありとあらゆるものを足して270人ほど番号札とっているような状況でございます。

以上です。

○3番（川畑秀慈君） うずら出張所は1日何人になりますか。

○議長（佐藤幸明君） 挙手の上お願いします。

3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 先ほど聞きましたうずら出張所のほうは、何人になりますでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） 町民課長松本道雄君。

○町民課長（松本道雄君） お答えいたします。うずら出張所につきましては先ほどちょっと町長のほうの答弁ありましたように、収納関係で年間1万3,351ということで、1日に直すと55件ですね。あとですね、異動を含めた取り扱い件数ということで、先ほど1万101件ということがありましたが、1日に直しますと約42件ほど、実際のところレシートですけど、出した人なんですけど、それが42件ほどになります。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） そうしますと、まず、うずら出張所のほうで1日証明書の発行が42件、税金の納付が55件ということで、これは1日あそこは何人体制で仕事をされてるんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民課長松本道雄君。

○町民課長（松本道雄君） お答えいたします。職員が2名と、あと臨時職員が1名です。臨時部分につきましては2日に一遍交代交代で、1日交代でやっているのが現状で、計3人になります。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。そうしますと、1点ですね、町長が初め、なかなか、これはまあ、職員の方の答弁で言われたんだと思うんですが、各地域に分散してこういう窓口業務をやることはなかなか現状では整備しないと難しい。組織形態もちょっとそれをつくらないと難しいかと思うんですが、この件数を見ますと特殊な、窓口業務は技能を必要としますか。必要としませんか。その辺をちょっとお尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 特殊なものはないと思いますけど、ただ前にも、まい・あみショッピングセンターのほうでですね、やったことがございます。やはり費用対効果ということを考えてときに、非常に効率が悪いってということでやめたわけですね。だから何カ所でもやることが本当にいいのか、それが本当の利便性なのかっていうね、ただ利便性ばかり考えて費用対効果を全然考えないわけにはいかないと思うんですね。

そういう面では、やはり先ほど言われたとおりのやっぱり今の状況の中では考えられないのかな、そう思っております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ちょっと、私と町長の認識がそこがちょっと違うところなんですけど、今の例えば公民館・図書館の職員の方たちが、この業務をやるということは大きな負担になるかならないか。要は、私も仕事上、IT関係の仕事もしましたし、今コンビニ等もやっておりますが、一人の人間の能力ってのは結構パフォーマンスは高いもので、やればかなりのことはできるんです。

1日、例えば42件の証明書発行なんてのは、申しわけないんですが、民間でやれば間違いなく一人要りません。まあ一人ついてなきゃできないんですが、これ両方やってもね、100件程度のものであれば全然問題ないです。これは全然そんなに忙しいものでも何でもありません。十分これはね、できる業務内容だと思うんですね。まあいろんな申請があり、細かい審査があり、またいろんな話を聞いて、それを何かの形にして進めなきゃいけないとなるとこれはまた別なんですけど、税金を納めたり証明書の発行であれば、そんなに大変なことでは、これはあり得ないと思うんです。

私の店でも実際にチケットも、民間ではチケットも取り扱っておりますし、お金は当然取り扱っております。いろんなそういうものを取りに来たり、また収納代行も1日百何十件あります。でも、その中であらゆることが正確にできるわけで、それでトラブルとかいろんなことがないわけですので、これは考えてみますと一般の会社では、私も前サラリーマンやっていたときはジョブエクspansionといって、やっぱり一人で1つのことじゃなくて、2つ、3つできるようにして、臨機応変にそのときに対応してやっていく、そういう形をとって、仕事の幅も広げてやるのが民間の経営感覚なんですね。

ですから、これをやることによって、新しい人をその出張所に窓口業務として置かなきゃいけないということはちょっと考えなくても大丈夫だと思うんです。皆さんそこまで目いっぱいぎりぎりの仕事でそれ以上手が回らないのかということ、多分そういうことはないと思うんですね。1時間に換算したらそんな何人もない。

2カ所あるうずら出張所だけでこうなんですから、もし分散したときにはそんなに大きな負担にならないと思うんですが、町長どうですか。もしこれが現状の体制の中で、現状の人員の中でできるとなったら進めていってもいいと思われませんか。どうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） ただいまの質問にお答えいたします。公民館等で証明書を発行するにはそんな労力は必要ないだろうというようなことでございますが、現在、町では町民課で発行している証明書関係、これは町、町長部局のほうでやっている仕事でございます。で、公民館は教育委員会の部局でやっている仕事でございます、それを職員が町の執行を教育委員会でできるっていうふうには今のところ自治法上できないので、それは困難であるということです。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） そういうところ町民の……。例えば君原であるとか、また、この役場からちょっと遠い農村地域、その地元の地域で取れるとなると非常に利便性が高くなり、で、なおかつ管轄が違うことも、やっぱり法律を変えたり、中の行政の枠のものを換えたりしてできないものではないでしょうか。

できない理由は現状やってないんで、いろいろハードルは当然あるとは思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。全く不可能ということではないとは思いますが、それは構造改革特区とかそういうことで申請すれば可能になるということも考えられますが、現時点では地区公民館には正職員は置いてございません。そういうことからすると、そこにやはり町の職員が行くということになれば、先ほど町長が答弁で申しましたとおり、その組織体制、費用対効果、その辺を考えますと困難というようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） できない理由をいろいろお聞きいたしました。まあ1点は、将来、時代の変化の中でいろんな要望が上がっていくのは当然でありまして、その中でやはり1点は、うずら出張所で例えばこの3人が、まあ所長もおられるので申しわけないんですが、100件ぐらいの件数で3人果たして必要なかっていったことで、要は地域の住民の方々からやはりいろんな話を聞くんですね。で、かわいそうなんです。やる仕事がないようなんですよ、そんなに。いやあ、1日100人の件数ってのはそんな大したことないです、本当に。そうしますと3人そこにいるとなると見えない仕事はあるかもしれませんが、町民の皆さん非常に厳しい目で見えていらっしゃるんで、とても忙しくて汗流して一生懸命やってるようには見られない。である

ならば、やはりそういうことも含めまして分散して経費の、やはりより有効に使う。または人のマンパワーを有効に使うということを考えても、将来に向けて、これは今すぐ必要かという、今すぐどうこうという話はなかなか出てこないと思うんですが、将来、やはり経費の削減と、また住民のサービス拡大っていうことになる、どうしてもこれは必要になっていかざるを得ないんじゃないのか。

何でもかんでも役場に来なきゃいけない。またそういう専門の出張所をつくってそこに行かなきゃいけない。そういうことは町のそういう建物もあり、職員の方がいらっしゃるんであれば、組織の改革、また、そういういろんな法令の改善等を、また改革を行えば私はできると思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。できない理由ということではございません。決してそういうことじゃありませんが、先ほど町長の答弁にもありましたように、これからは民間の活力を導入して、コンビニ収納も開始したわけでございます。既に古河市のほうでは住基カードを利用して住民票の自動交付機、そういうものもコンビニで交付できるようになっております。

町としても将来はそういう方向に進んでいきたいというふうに考えておりますので、町のそういう出先機関を利用して人件費、費用対効果も考えますと困難と。そちらの民間活力を導入していくという方向で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 民間活力の活用、大いにいいと思います。やはり今、かなりコンピューターも発達しておりまして、そういうセキュリティーなんか民間のそういう端末もよくできております。使えるところも当然あります。うちの私の仕事でも当然使っておりますんで、その状況はよくわかります。まあ、1点は費用対効果を考えて、利便性考えて、いかにサービスを拡充していくか、それは何も町の公民館でやらずとも極端な話いいわけで、民間をそれは活用してやっていただきたい。

ただ、このうずら出張所に関しましては、これはやはり大いに民間の活用を考えてく中で、別な形をとってもらったほうが、ちょっと費用対効果を考えたときに高いのかなっていう感じは私はいたします。ですから、今コンビニ収納も入ってまいりました。住基カードの推進もあれば、また大きくいろんな端末を使って証明書等も当然取ることもできるようになるかと思っておりますんで、ぜひそれを進めていっていただいて、あそこのうずら野地域はまだまだほかにもいろんな形で土地、建物なんか使えることもできると思いますんで、大きく総合的にあの地域、また町のそういうサービス業務の拡大ということも考えていただきまして、よろしくお願ひし

たいと思います。

いま一点は、最後に出ましたけども、民間の活力を利用してということではありますが、それを準備進めてできるようになるのにはどのぐらいの時間がかかりそうですか。概算で結構です。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。先ほど申しましたように、コンビニのほうで証明書のほうの交付ができるようになっていくことに、どのぐらいかかるかということですが、その辺についても町として住基カードの発行にかんがみて、費用対効果、どのぐらいの効果が出るのか検証しながら進めるということが必要になるかと思っておりますので、そんな短期間で実施できるというふうには考えてございません。

今の段階は、今住基カードの交付については無料交付でやっております、その普及に努めているところでございます。無料交付でもなかなか普及が進まないというような状況でございますので、その辺の普及の拡大を図りながら、状況を見ながらということになるかと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。民間活力、また住基カードに関しては、これはどっちにしろ将来つくって活用していかざるを得ないかと思っておりますので、それは速やかに大いに推進していただきたいと思っております。

公民館、またそういうところを利用してということも、現在の費用対効果ということもありますが、1点は組織変革をしてやり方を変えれば、お金なんかそんなかかりません、絶対に。現状の枠の中で、現状のやり方でやろうとするからお金がかかるので、それは町長もよく認識されてるんじゃないかと思っております。

ですから、現状の組織、現状の枠の中でやるのではなくて、やっぱり新しい組織形態をぜひ、天田町政、天田町長をもとに、次の時代に、将来に合わせた町の行政サービスと体制づくりをまた進めていただければと思います。その辺、天田町長どうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いろいろ川畑議員にはいろんな提言をしていただきました。そういう中でやはり形を変えて、どういう形にしたら経費の削減ができるか。先ほどのうずら出張所においてもですね、あそこは必要ないんじゃないかなんて言う人さえいます、実際にはね。ただ、あそこ自治体が税金を扱う、金額を扱う場所なので、どうしても役場の職員が必要なのか。じゃあ、役場の職員が必要じゃない場合は、どういう形にすればそれができるのかという、そういうことを考えていかざるを得ないと思うんですよね。

やっぱりある程度の金額がそこに集まります。億っていう金額が集まりますので、そういう

面でのセキュリティーの問題とかそういうものも出てきますからね。そういうことを考え、まあ新しい形がどういうふうにつくり上げられるのかというようなことはやっぱり考えていかなければならないと思います。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。一般の企業ですと、1つのことをやっても5年間で大体見直しをして、ゼロベースにして、見直しをして、それをどうするかということをやります。ですから、やはりすべてのやっぱりそういう業務、また公民館にしても図書館にしても、あらゆる部分でいかにそこで何ができて、いかに何をすればサービスが向上して経費の削減ができて、それを必要なところに回せるのかどうなのか、それを本当に知恵比べになってくるかと思えますので、その点含めまして、また新たなサービスの拡充、そしてまた経費の削減、また組織の変革、これを厚くお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、3番川畑秀慈君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 4時19分散会

第 3 号

[9 月 22 日]

平成22年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成22年9月22日（第3日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

12番	吉田憲市君
-----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	瀬尾房雄君	
総	務	部	長	坪田匡弘君
民	生	部	長	横田健一君

生活産業部長	川村忠男君
都市整備部長	横田充新君
教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	岡田稔君
障害福祉課長	柴山義一君
国保年金課長	吉田衛君
健康づくり課長	朝日良一君
町民課長兼 うずら出張所長	松本道雄君
商工観光課長	鹿志村浩行君
町民活動推進課長	飯野利明君
下水道課長	大塚康夫君
建設課長	浅野耕一君
水道課長	坪田博君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久

平成22年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成22年9月22日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成22年第3回定例会

一般質問2日目（平成22年9月22日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波 千香子	1. 福祉行政について 2. 安全安心の街づくりについて	町 長 町 長
2. 石井 早苗	1. プレミアム付き商品券について 2. 道の駅構想について	町 長 町 長
3. 柴原 成一	1. 荒川本郷地区の調整池とその近隣地区の上水道普及について	町 長

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、4番難波千香子君の一般質問を行います。

4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔4番難波千香子君登壇〕

○4番（難波千香子君） 皆様、おはようございます。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず福祉行政についてでございます。

敬老の日20日を前に総務省が発表いたしました高齢者推計人口によると、65歳以上の割合は23.1%、当町におきましても20.3%、国立社会保障・人口問題研究所推計では2030年には65歳以上の高齢者の割合は全体の32%を占め、2055年には41%になる見込みとしております。つまり日本社会の将来像を考える上で人口3割から4割の高齢者の前提が必要となるということです。見守り支援の充実・拡充が重要になってまいります。

全国で今、新たな社会問題が顕在化しております。100歳以上の高齢者で所在不明が続き、続々と判明いたしました。また、ひとり暮らしの高齢者の数が増え続けていることも見逃せません。地域社会とのつながりが希薄になる中、単身所帯の6割が孤独死を身近に感じ、不安を覚えております。さらに自殺者は年間3万人を超え、その原因のトップは健康問題、中でもうつ病が最多です。増加の一途をたどっており、有病者数は推計250万人、15人に一人とも言われ、深刻な実態であります。

これらは、これまでの社会保障制度では想定し得なかった新しいリスクです。町長は就任に当たり、政治と行政の原点は住民の命を守り笑顔を増やすことと約束されております。まさに、

福祉の光が届きにくい人たちへの公助や共助を含めた新しい福祉について、町長の見解を求めるものであります。

まず1点目、高齢者不在問題の認識と対応についてであります。生存していれば111歳になる男性の白骨遺体が東京都内で発見されたことに端を発し、社会問題になっております。第一の課題は住民基本台帳の管理であります。同居してははずの家族が高齢者の所在を知らず、台帳が放置されている事例が多数明らかになっております。

これは、台帳の記載内容の変更が本人や家族らの申請を原則としているからであります。一方行政は、台帳を職権削除する権限を持っております。客観的に所在に疑問が持たれる高齢者については、この権限を行使し、実態に即した台帳を管理する体制を築くべきであります。

第2に個人情報保護の問題であります。高齢者の所在確認はプライバシー保護を優先する余り困難となっております。民生委員すらも本人や家族との接触が難しいのが現状であります。さらに今回の問題は、台帳や戸籍、社会保障の部局が関係しており、この問題が起きた要因の1つに部署間の連携欠如が指摘されております。まさに縦割り行政の弊害であります。

明治大学大学院教授の青山やすし教授は、今回の事件の背景には現代社会が抱えるさまざまな問題が潜んでおり、特に互いの安否を日ごろから気にかけて、もしものときにきちんと弔うという家族の機能が失われている、隣近所あるいはコミュニティーのつき合いが薄くなっていると指摘しており、今後コミュニティー単位の自治を強化すべきであり、コミュニティー活動、すなわち住民の把握、高齢福祉サービス、環境維持、まちづくり、治安、防災などの地域活動については、町会・自治会・商店会など自治権を強める必要があると述べております。

100歳以上については国から指示があり調査がされたが、100歳以下の特に独居老人の把握について伺います。

次に2点目、地域福祉についてであります。これまでの福祉は生活困窮者、高齢者、子供、障害者など、対象者別に施策が展開され、それぞれ種別ごとにニーズを特化し、その結果を、対策を講じてきました。しかし、ニーズも複雑多様化し、支援する側の体制も財政の逼迫や家庭地域の相互扶助の弱体化など大きく変貌してきております。

社会福祉法では、市町村に対して高齢者が安心して生活できるように福祉サービスの利用促進や地域福祉に関する活動への住民参加の促進などを盛り込んだ地域福祉計画の策定が求められることとなりました。そこで、地域住民の見守り活動等の取り組みを具体化する地域福祉計画の策定の状況についてとともに、今後の取り組みについてお伺いいたします。

3点目、うつ病対策についてです。幾つかの要因があって、急激に増加しておりますが、国・県・市町村とそれぞれ取り組むべきものがあるわけではありますが、とりわけ最も身近な町においては、うつ病にならないための予防と予備軍への相談事業ではないかと考えます。統合

うつ・総合うつ対策といたしまして、薬物療法が主軸のため、現代医学での治療にもある一定の限度があると言われております。この病気を克服した人もいるわけではありますが、この病気の広がり傾向を見ると、能力を持ちながら社会でそれが発揮できないことは、人材の財産損失と言わざるを得ないのであります。

うつ病の治療は、これまでの薬物療法に加え認知行動療法の有効性が注目されています。今年4月の診療報酬改定により保険が適用になりましたので積極的に町民に周知をお願いしたいと思えます。薬を多用せず、カウンセリングを重視する認知行動療法は、副作用もございません。当町の取り組み、また町民への周知についてお示してください。

次に4点目、電子データ化したレセプトの活用についてです。国民健康保険加入者への安価な後発薬品情報ジェネリックを当町は昨年12月から御案内の送付を始めており、高く評価するものでございます。

呉市では電子データ化した診療報酬の明細書——レセプトを使用し、必要以上の受診や飲み合わせの悪い薬を併用する国保加入者への訪問指導を始めました。市では新年度もレセプトデータを使った健康づくり事業を拡充する方針で、医療費分析などにも乗り出したいとしています。指導対象者は月15回以上受診している、同じ疾患で月3医療機関以上受診している、複数の医療機関から処方された併用禁止の薬を飲んでいる可能性があるなどの市民です。

電子化を委託した事業者が毎月送ってくるデータから実際に指導する保健師や看護師が該当者を抽出し、そのリストをもとに1カ月で平均約20人の自宅を訪問し、直接本人と症状や医療機関へのかかわり方など話し合います。電子データを使う今のシステムは、毎月の情報をいつでも確認できるため、指導結果の追跡もできるということです。

市はジェネリック通知サービスで、昨年度約4,400万円の医療費を削減しました。通知だけでは効果は限定的、適切な受診による健康保険が市民にとっても保険者にとっても一番いいとしています。

阿見町としての電子データ化されたレセプトの活用についてお伺いいたします。

5点目として、緊急医療情報キットについて再度伺うものです。高齢者等の多くの命を守ることができる大変有効な手段だと考えます。不要になったペットボトルを再利用して、対象者を増やしながらかキットを普及させていくとしている自治体等、各地で取り組みが始まり、適切な救急医療活動をできるようにしておりますが、その後検討はどのようになされているのか伺うものでございます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。難波議員の福祉行政についての御質問にお答えいたします。5点ほど難波議員提案・提言等が、質問の中にいろんな意味で入っておりますので、本当にありがとうございます。

初めに、1点目の高齢者不明問題の認識と対応についてお答えいたします。

高齢者不明問題の認識と対応については、浅野議員の答弁でも御説明しましたように、ひとり暮らし高齢者の実態を把握するため、地域包括支援センターが行っている特定高齢者把握事業や相談業務により、必要に応じて民生委員にも訪問をお願いしております。

その状況により、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスにつなげていきます。また、必要に応じて定期的に行われている地域ケアサービス調整会議や地域包括支援センター定例協議において、事例等を検討しております。

これからも、地域包括支援センター・関係機関等と連携を図り、地域住民やボランティアの協力も得ながら、高齢者の情報を収集し、支援を行っていきたいと考えております。

次に、2点目の地域福祉計画の策定についてお答えいたします。地域福祉計画は、今年度中に策定しますので、中間報告としてお答えさせていただきます。

地域福祉計画の策定につきましては、既に策定委員会を5月と7月に実施しました。そして、「地域福祉（私たちが出来ること）」と題して講演会を開催し、あわせて4つの福祉団体の代表の方々にパネラーをお願いし、それぞれの立場で地域における福祉活動を発表していただき、シンポジウムを行いました。

その後、実際に地域住民の意見を聞くため、中央公民館を初めとして町内6カ所で座談会を行い、住民の皆様の御意見をお伺いいたしました。地域住民と福祉団体及び行政が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、住民のボランティアや関係諸団体の活動や行政サービスを連携させ、自助・共助・公助を組み合わせた地域ぐるみの福祉について、話し合っていました。

またアンケート調査を2,000名に対し実施、現在4割以上を回収し集計・分析を行っています。さらに講演会や座談会に出席された方や町のホームページ上でも、地域で困っていることや地域でできること等の地域福祉に関する意見や提言をいただきました。これらの意見や提言を総合的に取り入れ、今後策定委員会を経て、地域福祉計画を策定していく予定でございます。

特に地域福祉計画においては、自助——自分で何が出来るか、このことが肝要だと思います。続いて3点目の、うつ病対策の認知行動療法の町民への周知についてお答えいたします。

この認知行動療法は議員御質問のとおり、本年4月1日より保険適用となりました。保険適用については平成22年3月5日付で告示され、都道府県知事に通達されるとともに医療機関へは国より都道府県医師会を通じて連絡がありますが、町へはこの告示及び通達に関する連絡は

ありませんでした。

町ではこのようなことから、認知行動療法の保険適用に関する周知は国及び県において行うべきと考えております。

現在町ではうつ病を初めとして、心の健康に不安を抱く方などに、県で実施しているいばらきこころのホットラインや、町や保健所で実施しているこころの健康相談の周知を図っておりますが、今後は窓口において認知行動療法の保険適用病院等を含めた精神科・心療内科等の医療施設及び医療費助成制度の周知に努め、適切な医療に結びつくよう支援していきたいと考えております。

続いて4点目の電子データ化したレセプトの活用についてお答えいたします。

現在、町国保におきましては、ジェネリック医薬品の使用促進をより一層図るため、茨城県国保連合会から提供を受けた後発医薬品促進情報データを活用し、生活習慣病や慢性疾患の治療のために医薬品を長期服用している国保被保険者で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担の軽減がある程度見込まれる方を対象とした、軽減額の周知をお知らせ通知ジェネリック医薬品の御案内の送付を昨年12月から実施しているところであります。

この自己負担額軽減通知は、全国的に見ても、まだ40数市町村、県内では初の実施となっており、先進的な取り組みを行っているものであります。また、同連合会からは電算処理した各種紙資料が提供されており、その資料から重複受診・頻回受診該当者を選定・抽出し、健康づくり課保健師による訪問指導も既に実施しているところであります。

また、前段で述べました後発医薬品促進情報データは、国におけるジェネリック医薬品の普及促進を図るための市町村国保への支援策として、国保連合会保有となっている調剤レセプトデータからデータの一部を抽出し、市町村国保へ提供を可能としたものであります。これ以外に市町村国保が提供を受けられるものは、医師や調剤のレセプトのイメージ画像データとなっておりますが、このデータは一般的なパソコンソフトで活用できるテキストデータ等ではないため、汎用性がなく画像として見るだけのものとなっております。

議員の御質問の中で、広島県呉市におけるレセプトデータの活用例をお話しされておりましたが、この場合のデータは、広島県国保連合会から、医師と調剤のレセプトのイメージ画像データ等の提供を受け、レセプト情報を特殊な変換方法により電子データ化し、ジェネリック医薬品促進通知サービスを実施するために導入した健康管理増進システムに取り込んで、同通知サービスや重複受診、頻回受診、併用禁忌薬——これは飲み合わせが悪いと言われる薬のことです——その服用者に対する訪問指導等に活用しているということでもあります。

しかし、呉市に現状を確認しましたところ、併用禁忌の薬を服用している可能性のある国保被保険者に対する訪問指導については、併用禁忌薬を服用していても、実際には医師によって

管理・処方されている場合もあり、データだけで判断することは非常に難しく、危険な面がある、医師や薬剤師等の確認・調整も必要になる、個人情報の問題や医師と患者の信頼関係を損なうおそれも懸念されることから慎重な対応が必要であることなど、クリアしなければならないハードルが多く、併用禁忌の薬の服用者に対する保健指導については、まだ準備段階であり実施に至っていないとのことでありました。

また、呉市が導入した健康管理増進システムは、かなり高額な経費が必要となることも認識しております。

したがって、当町におけるレセプトデータの活用につきましては、引き続きジェネリック医薬品の御案内の通知を実施するほか、呉市が実施しようとしている事業の成果を精査するとともに、その他の活用法についても、費用対効果も含め、検討をしてみたいと考えております。

次に、5点目の緊急医療情報キットの検討についてお答えします。先ほども難波議員が言われたとおり、平成21年12月議会でも質問をいただいております。この緊急医療情報キットは、高齢者や障害者の安全安心を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報、薬剤情報等を専用の容器に入れ、どこの家にもある冷蔵庫に保管し、消防との協力で救急医療に活かすものです。

前回の答弁では、現在作成中の災害時の要援護者避難支援プランの中で、町、民児協、福祉部局、防災部局が互いに連携しながら協議を行うというお答えをしております。

この協議の中で、民生委員児童委員協議会において、災害時一人も見逃さない運動を実施しており、これにより作成された要援護者名簿を阿見交番と社会福祉協議会に提供しています。この名簿には、医療機関や血液型や親族等を記載する項目があります。この項目の情報が、議員御指摘の緊急医療情報キットの情報と重複する点が多くあり、現在は民生委員児童委員の災害時一人も見逃さない運動を優先するため、このキットの導入は今のところ考えておりません。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 大変に、御説明ありがとうございました。

まず最初に、地域福祉計画についてお尋ねしたいと思います。今策定中ということで、2回ほど5月と7月に委員会を開催されたということでもあります。また座談会等も開き、またアンケートもホームページ等でも募集、意見・提言をとという御答弁でありましたけれども、それぞれの程度の住民参加があったのか、また委員会でもどういった方が参加しているのか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。地域福祉計画の策定に関しましては、

今まで策定委員会を2回ほど実施しております。策定委員のメンバーとしては、20名ほど策定委員としてお願いしております。そういう中で8月1日に、先ほど町長の答弁にもありましたように長谷川幸介先生による地域福祉に関する講演会、これを開催しましたところ約200名の参加者がございました。

そのほか地区の公民館を会場として、地域の座談会を実施しております。都合6カ所に参加を合わせますと都合381名というようなところでございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） あとホームページ等でも私も見させていた……。その辺抜けてますけど。その回収あれですか。あとアンケートも4割程度ってことは、2,000のうちってことは……。その辺数わかったら。はい、お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長岡田稔君。

○社会福祉課長（岡田稔君） はい、それではお答えします。アンケートのほうがですね、2,000通出しまして825通の回答をいただきました。こちら41.25%でございます。またホームページとですね、座談会等でお願ひしました「ご意見お伺いシート」、そういったものでアンケート以外にも皆様の御意見をとったんですが、そちらのほう73通の回答をいただいております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、わかりました。思ったより座談会には381名ということで出席されているんだなと思いますけれども、これは6会場ということで、いろんな公会堂とか、いろんなところでやられたと思うんですけども、そのやられた場所、またあとこれは全区長……。これはあくまでも地域福祉というのは、今まで地域の人にいかに協働の作業していただくかというねらいで今回つくるわけでありまして、やはりトップに立っていただくのは、やはり行政区にあっては区長かなと思うんですけど、またあと民生委員さん、そういう方にはどういった方法で今回通知をされたのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。地域の、地区の座談会においてはやはり区長さんとか民生委員さんの協力がなくなかなか周知のほうも、地域の住民の方に徹底できないということで、区長さん初め民生委員さんの協力を得て周知の協力を依頼しております。

それで、先ほど381名というようなことにつきましては、その講演会も含めた人数でございます。ですから、実際地区の座談会に参加していただいているのは181名というようなことでご

ざいます。大体30名ぐらいの平均、1地区当たり30名前後というようなことになろうかと思えます。

それぞれその地区の座談会においては、その地域におけるいろいろな福祉における、福祉だけではなく、いろんな交通の問題やら高齢者、それから育児に関すること、障害者の問題、それぞれの地区の状況に応じた問題提起、状況など話し合っていて、それについて先ほど申しましたような地域でどういう、そういう問題に対して自分たちができること、あるいはその地域同士で連携してできること、どういうことができるかというようなことを話し合っていたということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、わかりました。阿見町におきましても、さまざまなこういった計画がございます。今度は新しく天田町長になって初めての地域福祉計画というものができるわけでありますけれども、本当に期待するものでありますけれども、区長によりましては、先ほどの答えでは、知らなかった、通知がなかったとか、かなりそういう声を聞いておりますので、そういう通知をするのにもやはり前もってするというのが必要ではないのかなと思えます。

またあと今後のスケジュールですね。今年12月に作成、計画書はできると思えます。やはり今までもすべてそうなんですけれども、やはり実施の計画、やはりPDCA、やっぱり計画、それからDO、またチェック、あとアクション、そういったことをどこまでして初めて現場に即したものができると思えます。

今回も委託して、いいものは確かに専門家できてくると思えます。ただその後どういった方法でやれるかというのは、町の度量になるかと思えます。その辺のところは、これからかなと思えますので期待するものでありますけれども、これは6会場ということで、我が町にとってはその地域のとらえ方、日常生活っていうのは中学校単位あるいは小学校単位、ふれあい地区館は我が町においては小学校単位でやっておりますけれども、これに関してはどういった思いで取り組んでいかれるのでしょうか。お伺いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。6カ所につきましては、先ほど中央公民館初め6カ所ということでございます。それで地区公民館ですね。そのほかかすみ公民館、本郷ふれあいセンター、君原公民館、舟島ふれあいセンター、それと策定委員のメンバーにもなっております筑見区の自治会館、そちらのほうで実施をしております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） あと単位は、それはまだ決まってないってことでしょうか。お答え

がないっていうことは。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい。できれば小学校区単位とか、細かい地区で設定できればいいとは思いますが、なかなかそれだけ細かく区切った座談会っていうのもなかなか難しいということで、今回この地区館の公民館を会場とした地域の対象者、その地区に該当する地区の参加者を呼びかけて実施したということで、この地域福祉計画をつくるに当たって、この地区でこういう計画、小学校区単位でこういう計画ということではございません。

ただ地域のいろんな状況を把握するために会場を設定して行ったものでございます。それを1つの計画にまとめ上げていくというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい。そうしましたら、こういったものをつくるに当たって、皆様は、担当者の職員の皆様は、いろんなお声を聞きますと地域じゃなくて、いろんな例が出てたと、いただいたということでもありますけれども、こういうことをやっていますよ、こういうこともやっています、そういう例をいただいたということで、なかなか人ごとのように思って聞いていたっていう声があるんですけれども、実際視察等もやられて、こういうものだっていう生の声を、実際にきているのか。また今後、そういう先進例をしていくおつもりがあるのかどうか。どうでしょうかその辺は。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい。この地域福祉計画を策定するに当たっては、この策定委員として先進地の視察等は行っておりません。ただ、事務局とか社会福祉協議会、こちらでは先進事例、例えば茨城県でいいますと東海村とか、そういうところは視察してございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 社会福祉協議会とか、いろんな部門と提携を組んでいくと思いますけれども、ぜひそういうところは関係するわけでありますので行っていただきたいと要望しておきます。

また、町長にぜひこういった町民が英知を集めた協働のまちづくり、町をつくることということで、全力で傾注していくとお約束されております。そういった意味で、今回こういったものができるんですけれども、町長のそういう心意気、またリーダーシップがやはり大事ななって。チェックが必要だと思っております。その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。地域福祉計画は茨城県の中でも少し阿見町はおくれてしまったのかなという、そういう状況だと思います。ただやはり皆さんがいつも言うように、地域が

なくなる、地域がなくなるという、そういう時代になってきてますよね。近所隣が本当に何やってるかわからないような状況、農村部でもそういう状況が見受けられるんじゃないかなど。そういう中での、やはり地域福祉計画は非常に大事な視点だと思います。

やっぱり全力で地域再生のためにもね、やっていかなければならない、そういう事業だと思いますので、まずやはりやれることは、いつも言うんじゃないですけど、やっぱり自分たちでやれることを一緒にやっていこうという、やっぱり協働でやらなければならない事業なんで、そういう面では地域住民の人にも積極的にお声かけをして、やはりやっていきたい。そう思っております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。期待するものでございます。ちょっと通告にはございませんでしたけれども、以前見守りということで、新聞配達員、また郵便配達員にも見守っていただけるように検討していくというようなお話がありましたけれども、この際その辺はどうなっているのか、ちょっと付随事項ですけれども、答弁いただけますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。現在のところ新聞配達とか郵便局の集配してる方に見守り・安否確認ということは実施しておりません。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、わかりました。今後もそういうことは余り考えてないっていうことでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。この点につきましては、前にもそういう御質問があったときにお答えしていたかと思いますが、有料によるサービスということになるため、その親族並びにそういう家族の方の同意が必要というようなこともありまして、実施には至ってないというようなことです。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。いろいろ障害あるかと思いますが、本当に前向きに、どうしたら多くの事業主また地域の人、その辺をまた考えるに至ってはこういうことも必要ではないのかなど、一市民としても思うわけでございます。

また、次に質問移りたいと思います。

うつ病対策でございますけれども、我が町としては相談体制を行っているということでありまして、治療機関といたしまして、こういったどこでやっているのか、近辺でわかる範囲でお答え願えればと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。今御質問の認知行動療法を行っている医療機関ということでございますが、県内では3カ所の医療機関が行っているということでございまして、つくば市のとよさと病院、古河市の総和中央病院、牛久市のいずみ内科医院と。この3カ所になります。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。またぜひ、そういったことも周知して、関係者には周知していただきたいと思います。また、保健師の中では精神保健福祉士といった資格を持って対応している自治体もございます。阿見町においては、いろんな財政面もあるかと思いますが、やはりこういった研修、また対面的な相談事業としてゲートキーパーというのがございますけれども、そういったこともぜひ研究していただいて、そういう保健師の皆さんにも、ぜひそういった資格をとっていただいて、さらにきめ細かな相談をしていただきたいなど、これは要望したいと思います。

また、県のほうで地域自殺対策緊急強化基金というのがあるのを御存じでしょうか。そういううつ病の方、そういうものを活用いたしまして、自治体でさまざまなそういう、いのちの電話の事務長さんを茨城県のを呼んだりとか、そういった、やっておりますので、これは今後ぜひ期待するものでございます。認知行動療法の周知徹底を今後よろしくお願い申し上げます。

最後に、最後というか、レセプトのほうですけれども、これは阿見町でも本当にやっておりますけれども、どのくらいまたジェネリックの後発剤の期待が持てるのか。これはまだ出ていないと思いますけれども、戸別訪問をやっているということですから、どのくらい年間やっていると、また目標等みたいのをやっていらっしゃるのか、その点だけお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。ジェネリックの重複禁忌の訪問指導ということではなくて、重複受診、頻回受診、こういう方に対する訪問指導ということでございます。

そういうことにつきましては、21年度については6人が該当しているということで、保健師のほうに依頼しましたが、実施できたのは一人ということでございます。で、その人については、その指導以降は重複受診はなくなったというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。じゃあ、目標等は今、答弁ございませんでしたので、来たる者に対してできるだけ頑張っていただくという、本当に限られた中でやっていると

のは重々承知しておりますので、ぜひまたその辺からもそういった昨年、いろんなことを願います。

最後に、緊急医療情報キットでございますけれども、これはやらないという御答弁でございましたけれども、そういった中で、救急隊のほうで駆けつけたときに、民生委員さんはある場所がわかってる、しかし救急……。それぞれみんな下げる場所は違うわけですね。玄関に下げたり、また自分はわかってる。ただ倒れたときに、果たして救急隊員がどこにあるのか。意識不明、言葉……。これだけ高齢者が増えてるわけです。今まではいいと思います。でもやっぱそういう方に関して、やはりそこにきめ細かなやはり対応をするべきかなと思うんです。

その辺、希望が持てるのかどうか。消防長みずからお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） 御質問の意味がちょっと御理解できないんですけれども、そういうシステム自体、他町村でやってるところ、システムというか、導入してるところありますけれども、まだ阿見ではやってないということで、絶対行ったときにそれをやっているっていうことはまずないわけですね。阿見では実施してないわけですから。

ですから、そういう制度的なものच्छゅうんですかね、そういうふう構築できれば活用できますけれども、現時点でのやってるかやってないかわかんない状態の家庭に入っていくって、そういう行動はちょっと今できないというふうに思っています。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） じゃあ、今はできないということで、将来的にはぜひ、こういったね、御存じだと思いますけれども、できるところから、喜ばれるところから、こんなものと思わないで、ぜひやっていただければなと期待するものでございます。

はい、以上でございます。

じゃあ、次の質問に移りたいと思います。

安全安心のまちづくりについてお伺いいたします。

第1点目といたしまして、高齢者運転による交通事故の実態について。

第2点目といたしまして、高齢者運転免許自主返納支援事業の創設についてお伺いいたします。

警察庁によりますと、認知症のドライバー、全国で30万人いると推定されており、近年認知症ドライバーによる事故問題が飲酒運転と同じように深刻な社会課題となっております。そうした背景を受けて、道路交通法一部改正が昨年6月から施行され、高齢者運転対策として講習・予備検査・認知機能検査の導入・高齢者講習を受けることのできる期間の延長が一部改正されました。

75歳以上の方の免許更新時の高齢者講習が、更新期間満了日前3カ月以内から6カ月以内と改正され、半年前から講習が受けられることになりました。高齢者所帯の3分の1がひとり暮らし高齢者となり、認知症高齢者も団塊の世代がすべて高齢者となる平成27年には現在の1.5倍に増えると予想されております。

交通事故防止対策の取り組みによって、全体的に交通事故による死者数が減少傾向にある中で、平成6年以降連続して最も死者数の多い年齢層が高齢者で占めているのは憂慮すべき事態であります。記憶や判断力は個人差があり一概に年齢だけで免許返納を勧奨することは問題がありますが、加齢とともに記憶力や判断力も低下してまいります。運転に自信や不安を覚えるようになったら、自主返納をできるような後押し、支援が必要ではないでしょうか。

各地の自治体でさまざまな免許自主返納支援事業が始まっております。運転免許にかわる公的身分証明書となる住民基本台帳カードの交付や、公共交通機関の乗車カードや共通商品券の贈呈、商店街での割引サービス支援と、さまざまな工夫で自治体の支援事業の取り組みが行われ始めております。

当町におきましても、高齢者の方々からの要望があるところの高齢者運転免許自主返納事業の創設を行い、明年4月から有料となりますところの住民基本台帳カードの無料交付継続や、今後導入の公共交通機関の乗車券の割引サービス、またこれから始まるところのプレミアム商品券等々の商品贈呈等の提供を講じて、高齢者の重大な事故発生を未然に防ぐ手だてを講じていくべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

最後に3番目ですけれども、カーブミラーの連絡先表示であります。担当課の建設課の職員の皆様には連日、常日ごろ迅速に対応していただいております。感謝申し上げる次第でございます。さらに危険と思われる箇所への新たな設置、破損とか調整、シングルからダブル等と担当課に連絡する際に、また町民の皆さんにも気軽に連絡ができるように、現在阿見町役場との表示がある場合もございますが、連絡先の表示やさらに防犯灯のようなナンバリングがなされると管理点検がよりスムーズに済むのではないかと思います。御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい、それでは安全安心のまちづくりについてお答えいたします。

最初に県内の高齢者運転による交通事故の状況につきまして、平成21年1月から12月までの間で2,440件発生し、死者数は35名、負傷者数は3,152人ということであります。そのうち、町内では34件事故が発生し、死者数はゼロ、負傷者数は43人となっており、発生場所としては、特に交差点が多く、時間帯としては、14時から18時の間に多く事故が発生しております。

次に2点目の高齢者運転免許自主返納対策事業の創設についてお答えいたします。

高齢の運転者に運転免許証を自主返納していただくことは、高齢運転者による交通事故の防止に有効であるとは思われます。高齢者運転者が当事者となる交通事故防止策として、運転免許自主返納を促進するため、県内では、つくば市、守谷市、笠間市、結城市の4つの自治体で自主返納支援事業を実施しております。それぞれのサービスにつきましては、事業内容に違いがあります。コミュニティーバスの乗車回数券の交付やデマンドタクシー利用チケットの支給、住民基本台帳カードの無料交付等を行っております。

運転免許証の自主返納を促進していくためには、高齢者が運転しなくても生活できる環境づくりが必要であります。そうしたことから、他自治体の取り組み状況を踏まえ、警察署や交通安全関係団体とも協議しながら、今後研究してまいりたいと考えております。

次に3点目の、カーブミラーの連絡先表示についてですが、今年度は、道路パトロールを昨年の週1回から週4回に強化し、町内全域のカーブミラーを含めた安全施設の修理・調整等を行っております。カーブミラーの連絡先表示は、個々に設置するのではなく、広報等で周知し、地域住民の情報を得ながら維持管理に努めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。2点目の自主返納対策事業でございますけれども、また今後ぜひそういう御支援を願えるような施策を、ぜひお願いするものでございます。

また、この住民基本台帳カード、今実際になかなか皆さんに周知徹底がされておられません。老人会等々でお話しされてるようなことは聞き及んでおりますけれども、その辺は再度徹底を呼びかけていただければと思います。

次の、3番目のカーブミラーでございますけれども、この表示、これから新規においては、ぜひやっていただければ、阿見町は3つの中学校があるわけですが、設置していただく場合にもどこどこという場合になかなか説明できないような場合がございます。そういった場合にも、ぜひそういう調整、ナンバーぐらいはそんなに大変なことではないと思うんですけども、その辺をお聞きしたいと思います。

あと、阿見町にはどのくらいのミラーが設置されてるのかもお聞きしたいんですけども。お願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、カーブミラーについてお答えいたします。町内には1,777カ所設置してございます。それは建設課のほうで場所につきましては把握しております。

それで、カーブミラーの設置なんですけど、個人の敷地内をお借りしてということもあります。そうすると、ブロックとか植え込みに支柱が隠れちゃって、そのミラーだけが出てるとい

うなこともございますので、要するにそのカーブミラーにナンバー等を設置する場所が、場所によってばらばらになるということもございますので、広報等で周知しまして、建設課のほうに連絡いただければ速やかに調整するような形にしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。今回要望・提言をさせていただきました。

以上で終了いたします。

○議長（佐藤幸明君） これで4番難波千香子君の質問を終わります。

次に、7番石井早苗君の一般質問を行います。

7番石井早苗君の質問を許します。登壇願います。

〔7番石井早苗君登壇〕

○7番（石井早苗君） 皆さん、こんにちは。新しい町長になってから本当に傍聴の方が大勢いらしてくださるようになって、私たち心強いと思っております。どうぞ最後までゆっくりお聞きいただきたいと思います。

それでは始めさせていただきます。

既にお届けしている通告に従いまして、まずプレミアム商品券についてお伺いいたします。

町長初め、町担当課の前向きな御回答を期待しております。

今年度のプレミアム商品券についての予算は、今定例会に提出されている平成22年度一般会計補正予算に500万の予算が計上されていることは、議員も承知しております。しかし、この町の個人商店の低迷ぶりは、皆様方が目にし肌で感じているとおりでございまして、125号線バイパス沿いのみはチェーン店が軒を並べていて、一見阿見町は元気だと思われていますが、商工会加入店は激減し、個人商店はいつ廃業したら一番傷が少なく済むかとうかがっているところが多いそうです。

そんな中、昨年国が地方経済活性化政策の1つとして定額給付金を支給し、このお金を地元で落とすことで活性化してもらおうと、我が町でも10%のプレミアムをつけて1億円分が販売された商品券は御存じだと思います。銀行預金の金利が限りなくゼロに近い低金利に抑えられている今日、10%のプレミアムはさぞかし人気沸騰するかと想像されました。

期間終了後に、このことにつき町民の意向を知りたいと、阿見町消費者リーダーの会がアンケート調査を実施し、その結果は既に町長及び商工会へもお届けしてございます。この調査によりますと、調査対象者の6人に1人はプレミアム商品券の存在を知らず、知っている人で券を購入した人は約2割でした。8割の人は買わなかったと答えておりました。

その買わない人の理由を尋ねますと——多い順に並べます——，1番利用範囲が少ない，2番利用期間が短い，3番どこで使えるかわからない，4番売っている場所がわからない，5番おつりが出ないとなっております。また，購入した人に尋ねますと，1番町の活性化に協力したい，2番得だから，3番大型店で使えるからとなっております。

このアンケートの中で，プレミアム商品券事業を毎年続けることにより認知度も上がるのではないかと，という意見もございました。今後もこのような券が販売されたとするのならこうやって使おう，こうして使えば無駄がなく使えると町民は昨年のもので学習したことと思われま

す。そうであっても，この券の町民への周知度の低さがとても問題だと思われま

すので，質問の第1として，本年度の発売について町民への周知はどのようにする予定でしょうかをお尋ねいたします。

ところで私の何より驚いたことは，アンケートで町の活性化に協力したいという町民が多かったことです。先ほども申しました町内の商店の元気がまるでないのを目の当たりにし，商工会も体力が落ちてしまっているのを見ると，多くの町民のこの気持ちは大変ありがたく，うれしく，そして大切にしたいと思

います。町民の気持ちを救い上げる上でも，今後この事業をぜひとも続けていただきたいと願うものでございますが，今春は市長選挙があったために，町は骨格予算の編成となり，この事業への予算が不透明であったため，商工会のほうでも当初は予算化されなかったと聞きました。

そこで質問の第2は，この事業を継続事業として最低何年は行い，動向を見るところとしていただけないかをお伺いいたします。

質問の第3は，アンケートの結果の3・4番に出ているように，どこで売っているかわからない，どこで使えるかわからないの意見を解消する手段の1つとして，今春町が行った「たけのこほっぺ」ののぼり旗が大変目を引きましたが，これと同じように加盟店が店頭

にプレミアム商品券の旗を立てたなら目を引き，認知度も上げられ，町民もこの店でも使えると安心できると思われま

すので，かような旗の政策予算の上乗せは可能かどうかをお尋ねいたします。

第4に，どこで販売してるかわからないの声が多い中で，役場，出張所，公民館などでの取り扱いは考えられないのかをお尋ねいたします。質問の最後に，再三再四申し上げてまことに恐縮でございますが，町の商工会は非常に体力が落ちてい

ると聞きます。この事業を行うに当たり，一例を挙げると，換金作業に非常に人手がかかると聞きますので，役割分担の間口をもう少し広げてさしあげるわけにはいかないのかお伺い

いたします。以上5点をよろしく御答弁お願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願

います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 石井議員の質問にお答えいたします。

先ほどは町民の声ということで、非常にうれしいですね。やはり町を活性化させるためにこのプレミアム商品券使うんだっていう、そういう意識の人が多っていうことはやはり喜ぶべきものだと思っております。

プレミアムつき商品券につきましては、当町では、昨年度、定額給付金の支給に合わせ、町商工会の事業として初めて「まい・あみクーポン券」を発行し、地元商業者の売り上げ増に貢献するとともに、町民からも多くの賛同を得たところです。

このようなことから、町としましては、プレミアム付き商品券の発行が町内の消費を拡大し、商業の振興に寄与するものと認め、今年度も引き続き商工会が行う当該事業を支援するため、今定例会に補正予算案を提出いたしました。これは6月にやろうという状況だったんですけど、なかなか商工会のほうがかまもらないということですね、この9月の補正のほうでやらせていただくということになります。

商品券事業の内容については、現在、商工会との協議を進めておりますので、その状況から質問を一括して答えさせていただきたいと思っております。

まず、町民への周知ですが、昨年度は、公共施設等へのポスター掲示や新聞折り込みチラシの配布、広報あみへの掲載などを行いました。今年度は、さらに商品券取扱店の店頭へのぼり旗を設置し、商品券のPRに努めてまいりたいと思っております。また、販売所については、昨年度は、商工会やクーポン券取り扱い26店舗のほか、役場にも臨時販売所を開設し、商品券の利用を促進しました。今年度は、議員から公民館での販売の提案をいただき、商工会からも同様の要望がありましたので、公民館にも臨時販売所を設置できるよう調整してまいりたいと考えております。

なお、商工会における換金作業については、銀行振り込みから小切手支払いに変更し、省力化を図ることとしております。

このような協力体制のもと、今年度商品券事業を円滑に進めてまいりますが、来年度以降の事業の継続につきましては、やはり商工会の意向をやはり踏まえなければなりません。やはりこの事業主体は商工会でありますから、幾ら体力が落ちたといっても、やはり商工会会長初め、役員の皆様、商工会の会員の皆様が積極的にこの事業を推進していくんだ、そういうことを踏まえて次年度の計画を十分審査した上で、町の支援のあり方を判断していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 御答弁，ありがとうございました。

本当にうれしいお答えをいただいたと思います。公民館にも販売所を設けていただけると聞いて，私も安心いたしました。というのは，阿見町の場合，周辺地域がとても手薄でございまずので，やはり公民館の販売というのは大変ありがたいことだと思います。

それからあと，昨年1億円のプレミアムに対して1億円の補助をいただいたんですが，1億円じゃない1,000万。ごめんなさい。1,000万の補助をいただきましたが，今年は5,000万円ということで，500万の補助をつけていただいたと思います。補正で見ますと。そうすると，何か1億円に対して1,000万だから，5,000万だから500万でいいんじゃないかっていう感じに受けとれるんですが，私どもの考えとしましては，事業経費っていうんですか，それはほとんど1億円だろうが4億円だろうが変わらなくかかってしまうと思うんですね。

現に私なんかも選挙のときにポスター制作，本当は20枚でいいんです，30枚でいいんですと思っても500枚単位と変わらない値段なんですよね。ですから，例えば5,000万になったから券が5,000万分で安いかというと安くないし，人手がかからないかといえば人手はかかるし，そういう意味で事業費の負担っていうのを少し盛り込んでいただけないかと思いますが，いかがなんでしょうか。質問いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えいたします。このですね，今年度補正予算で計上させていただきました。先ほど町長よりも説明ありましたけども，本来は骨格予算あるいは肉づけ予算の中で予算計上，議案提出をしたかったわけなんですけども，商工会等ですね，その調整がなかなかつかないということで，今回の9月の定例会になってしまったということであります。

で，昨年場合はですね，定額給付金ということもありまして，町のほうが100%ですね，1,000万の補助をしたということであります。その後ですね，今年度の補助支援，町の支援につきまして，商工会等の協議をした中でこういった形の数字が出てきたわけであります。

実際に近隣市町村でも同じような形でこういったクーポン券を発行しております。その中には全額補助をしている市町村はゼロということで，その中でも特に近隣の牛久市さんがかなり補助を支援してるというような形で，それでは阿見町としてもですね，牛久市さんと並んでというような形で，一番いい支援の仕方かどうかということで，商工会と協議しましたところ，それならいいだろうということになりましたので，今回は5,000万の10%の500万ということで，それは……。失礼しました。60%になりますから，300万ということ。

それから，事務費につきまして，これにつきましてもいろいろ商工会と協議をしたんですけども，最終的にはやはり町の支援が欲しいというような形で100%事務費のほうも補助をした

ということで、あわせて町の支援としては500万ということになりました。いずれにしましても、近隣市町村とあわせましても阿見の場合、一番いい支援の形となります。

このクーポン券につきましては、基本的には商工会事業ということですので、とりあえずはまず自主事業という形で自助努力をまずしていただきまして、今年度の状況もかんがみながら来年度はいろいろ検討していきたいというようなところでございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） ありがとうございます。ただいまのお話で、隣の牛久市さんが補助率60%でということをおっしゃっておいりましたね。で、阿見町もそれに合わせて60%、大変高い数字を補助していただけて、私もうれしいと思います。質問したかいはありますが、牛久市さんの場合は、ただ60%のほかに人件費とかそういうほうもたしか補助してもらってますというお答えを聞いたので、その辺がもう少し色をつけていただけるとありがたいかなと。

と言いますのは、商工会に私が行って尋ねましたところ、のぼり旗がですね、予算として入っておりますが、とりあえず今加盟してる192店舗ですか、それにあと販売所の旗が30本ということで一応予算してるそうですが、町民からもっと売る店を増やせと、取り扱ってる店を増やせという要望があるので、一生懸命歩き回って加入を努力しているが、店が増えてしまうと旗が足りなくなってしまうということになって、ちょっと痛しかゆしなんですよねっていう話を聞いたので、その辺をどのようにクリアさせていただけるか。

まあ、どうせ商工会がやるんだから負担するのがいいんじゃないかとはおっしゃると思いますが、何しろ先ほどから申してますように、商工会は本当に体力がなく、今度の商店もこのプレミアムに対しては20%でしたっけ、負担しなきゃならないというんで、これ以上商店に負担をかけるわけにもいかないということで、町民の利益ということも考えて、この町が、商店が栄えれば町税も増えるということも考えていただいて、少し含みをいただければなおありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えします。まず最初に1点目のですね、牛久市の場合人件費の補助をしているということですが、それはこちらで調査したところ、人件費の分までは支援はしてないということであります。

○7番（石井早苗君） そうですか。

○生活産業部長（川村忠男君） はい。それとですね、いろいろ今御質問ありましたけども、いずれにしましても今定例会で最終が24日ということになりますので、今のところ詳しくは説明できませんけども、それについて仮に議決いただけた中で、商工会とさらに協議をしていき

たいということで考えております。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） とりあえず公民館も販売していただけるということですので、一步前進だなと思います。ただもう少し継続事業にさせていただきたいという気持ちがあったのですが、それは今後商工会と話し合っということなので、それも何分よろしくと。せんだっての産業建設常任委員会でも難波議員も継続事業を要望しておりましたので、あわせましてよろしくお願ひしたいと思ひます。

ということで、この件は終わりにさせていただきます。

次にですね、届けてありましたが……。済みません、これですね。

町長の町民への18のお約束の中に道の駅構想の推進というのがございました。このことについて、お尋ねさせていただきたいと思ひます。

私、実は先日、県のある会合で橋本県知事と親しくお話しする機会がございました。その折に知事より、阿見町にも道の駅をつくりたいと言ってくるがどんなことなのかいと尋ねられまして、私は天田町長がマニフェストに書かれていられたとは承知していますが、どの程度のことなのかはお答えできませんと答えるしかなかったわけです。

そこで、この構想を町の産業と農業の活性化のためにも、本気で町長がお進めになりたいと思っておいでだと思いますが、ならば、町が一丸となつて望んでいるんだよということを表示したいと思ひますので、これからもいろいろな意見もありましようし、そういうこともかんがみて町長の土台の意見を、構想を伺いたいと思って質問させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 道の駅についてお答ひいたします。

私のマニフェストのほうにも道の駅構想、やはりやっつていかなければならない。特に何の会合でも道の駅の話が出てきます。そういう中で、やはりまず役場内の意見統一、きちんとした意見統一をしていかなければならないということで、指令をしたところ、まず庁舎内の委員会をつくらなけりゃいけないということになりました。

そういう中で道の駅は、道路利用者の利便性向上を図るとともに、物産館や農産物直売所等のサービス等施設を通して地域の活性化が図れる施設でもあります。私の描いているのは、ただ物産館でもなく、やっぱり多目的なものが入ってこられるような、そういうものをやはり頭の中では描いてるんですけど、これは、どういう状況になるかはまだわかりません。

そのため、施設の計画・立案に際しては、計画の当初段階より商工会・JA等の民間事業者の参画が必須であり、開設後の施設運営までを想定した計画立案が必要であると考えておりま

す。

これに先立ちまして、平成22年度は役場庁内の関係各課により庁内検討会を立ち上げ、今後の進め方について検討を始めたところでございます。検討会では、民間事業者が参画する前段の資料収集や課題等について調査・研究を行い、今やっているところはどのような形で進んでいるかということをやはり研究していかなければいけないと。平成23年度に行政・民間で組織をつくる、そういう予定でおります。阿見町道の駅検討委員会のたたき台の作成について取り組んでまいりたい、そう思っております。

道の駅事業は、事業に取り組んでいる他自治体の例を見ましても、事前検討に始まり、基本構想・基本計画等の策定のほか、道路管理者である国・県との協議を含め、約開設までには5年から6年程度の期間を要しているようであります。また、巨額の財源が必要となる事業であることから、敷地規模や事業費、維持経費等についても慎重に検討していく必要があると考えております。

一方で、道の駅を魅力ある施設として整備していくには、民間活力を活用し、阿見町の特産物となる商品開発など、地域ブランドの強化の取り組みが成功の一翼を担うものと考えておりますので、今後関係事業者と密に協力しながら積極的に検討してまいりたいと考えています。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） ありがとうございます。私の聞くところによりますと、美浦でも道の駅を要望しているということですし、土浦でも要望していて、土浦では既にもう何ですか、通過台数ですか、それを道路ではかっているということも聞きました。で、美浦、土浦、阿見と3カ所もつくるわけには、多分、道の駅いかないんじゃないかと思ひまして、やっぱり早い者勝ちの施策だと思ひますので、余り5年、6年といわずゆっくりしないで、しっかりと計画を固めてやっていっていただきたいなと思ひます。

また、どこでも同じものをつくってたんじゃ決して人は集まってくるませんので、ぜひよいものを計画していただきたいと思ひますので、今後ともよろしく御検討ください。

ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで7番石井早苗君の質問を終わります。

次に、8番柴原成一君の一般質問を行います。

8番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番柴原成一君登壇〕

○8番（柴原成一君） 皆さん、こんにちは。通告に従ひまして、平成22年3月定例会の、ごめんなさい、9月定例会の一般質問をさせていただきます。今回通告いたしましたのは、荒川本郷地区の調整池と、その近隣地区の上水道普及についてであります。

さて、この夏の暑さは各地で観測史上初めてや最高を記録し、猛暑に苦しめられた夏として長く記憶に残るものとなりそうです。この炎天下、吹き出る汗をいわずに日々の作業に黙々と取り組まれる農家の皆さんを初め、働く方々にまず敬意を表したいと思います。私もまたそうした汗をかくことでしか日々の生計を立てることのできない人間の一人であり、この夏ほど水のありがたさをひたすら感じることはなかったように思います。

作物を育て、渴きを潤し、汗を洗い流す水。水なくして私たちは生きていけず、命をつなぐことができません。しかしながら、最近はその水が病んでいることをしきりに感じるようになりました。日本の水はただで安全という神話があったのはまさに今は昔の話であります。今日では私たち農業者が加害者となるような地下水汚染、土壌汚染のニュースも伝えられ心が痛みます。安全な飲み水と安定的な水の確保は行政における緊喫の課題となっております。

そこで、荒川本郷地区です。特に当地区の県道沿い、下本郷地区は一定の人口集積もあるところですが、市街化調整区域ということもあり、長年上水道整備が望まれながら後回しにされてきた地区であります。現状は当然飲料水・生活用水とも地下水頼りですが、この夏は地区内の各世帯で渴水、井戸枯れが続出しました。

このため下本郷地区では7月に区長名で天田町長あて要望書を提出しております。渴水世帯への早期対応、上水道の整備などを求めるもので、この質問は、その要望書の内容に沿うものであります。

今年の夏は殊さら猛暑続きでしたから、使用料が半端でなかったこともあるのですが、渴水の原因の1つとして疑われているのが、実は地区の調整池工事です。御存じのように、荒川本郷地区では本郷第一地区に隣接して約188ヘクタール規模の土地区画整理事業が計画されました。土地区画整理事業のような面整備では洪水対策から調整池が当然必要となります。

荒川本郷地区は、土地区画整理事業は、平成14年中止となりましたが、調整池は本郷地区まちづくりの事業に引き継がれ、約11ヘクタールの規模で段階的に整備されることになり、現状で第1期工事に着手されています。ところがこの工事で約15メートルの深さまでボーリングをしたのか、基礎くいを打ったのかよくわかりませんが、何かしら工事をしたので、地区では通常地下6メートルから7メートルの水位で利用している井戸水の水位を一気に下げるような影響を与えたのではないかと疑われています。

ですから、まずこのところ、地区の井戸水利用に影響を与えるような調整池工事であり得るのか。実際のところ、どんな工事を行ったのか。その説明からお願いいたします。どんな工事を行ったにせよ、その工事が地区の既存の地下水脈にどんな影響を与えたのか、その因果関係のありなしを立証するのは相当難しいと思います。ただ、少なくとも住民にその立証責任を負わせるのは私は難しいと思っています。そんな法廷論争に持ち込んだら何年もかかるような犯

人探しをすることにより、影響が懸念されるような工事の手法は、できるだけ避けるよう十分な検討をした上で住民の理解を求めることが大切だと考えています。

実際、区画整理事業で調整池が必要というのはわかります。が、中止後のまちづくり事業でそこまでの洪水対策が本当に必要なのか、下本郷地区の住民は理解していないのではないかと思います。なぜストレートに乙戸川に流せないんだと聞かれても、私も答えられません。

これから2期工事という段取りになってくると思うのですが、地元住民としては認められない、白紙状態で計画の再検討を求めているということをお伝えしておきたいと思います。多分、町では地元住民説明会はきちんとやった、十分な手続は踏んだとおっしゃられるでしょうが、住民にしてみれば、こうしたトラブルが起こって初めて危機意識を持つということはあるものであります。

あの調整池の工事現場は、今虫がわいたり悪臭がしてひどいことになっています。そのようなことだと、下本郷地区の住民にしてみれば本郷ふれあいセンターでやる説明会なんかは地元説明会になっていないという意見も出てくるわけです。

こうしたボタンのかけ違いというか、不信の拡大には何度足を運んでもきちんと説明すべきだと思うのです。そして、何より優先されるべきは地区の上水道整備です。平成25年度をめどとする町の水道供給計画には、下本郷地区も組み込まれていますが、この前倒しでの事業化が図られるべきと考えます。少なくともこの機会に事業化のめど、前見通しを具体的に明らかにされることを望みます。

地下水の汚染、あるいは土壌汚染は、調整池工事の影響云々を度外視しても、もはやどこでも起こり得る環境問題と言えます。当該する地区住民の健康という安心安全の問題であり、井戸水があるから、調整区域だからといった理由で後回しにされるいわれはないのです。生活が一番という視点での御答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 柴原議員の質問にお答えいたします。

柴原議員も先ほど言われたとおり、今年の夏は非常に暑く、雨が降らなかった。どこの地域でも浅井戸のやっぱり水が相当厳しかった。これはただ下本郷だけではなく、阿見町全体のことだと考えております。

調整池は、宅地開発に伴う雨水流出量の増大による下流域の災害を防止するため、降った雨水を一時貯留し、流出量を調整し、下流に放流するための施設であります。

新市街地である、荒川本郷地区及び本郷第一区画整理事業区域は、今後、宅地化が進むとと

もに、ゲリラ豪雨や台風等による大雨時には、これまで以上に本区域から雨水流出が見込まれます。

本調整池は、本区域の外、下本郷区の一部を含めた、隣接区域からの雨水が流入してくるもので、特に本区域内の市街化形成を進めることにより、雨水流入の増加に伴う下流部の被害減少を図るために必要不可欠な施設であり、これらの区域に降った雨水の流出量を調整して、乙戸川に放流することを目的に現在、町が整備を進めているものであります。

現在まで実施した工事及び調査等ですが、調整池工事前に行った調査等につきましては、土質・地質調査のためのボーリング、観測井戸設置のためのボーリング、及び観測井戸及び宅地内井戸の水位水質調査であります。調整池工事としましては、池本体の掘削、池からの放流施設、池への流入施設及び町道への横断管布設を行っております。

この調整池が原因で井戸が心配であるということにつきましては、工事計画時点において、調整池整備に伴う近隣宅地の井戸への影響はないものと判断しましたが、念のため、本調整池掘削工事前から下本郷区域内5カ所に深井戸と浅井戸の観測井戸を合計10本、また区民の方から協力を得て宅地内の浅井戸5本を調査しております。

調査の内容としまして、すべての観測井戸及び宅地内の井戸において水位調査を月に2回実施しており、宅地内井戸5本のうち2本につきましては、水質調査を年に2回実施しております。

水位に関しましては、降雨量により変動している状態にあり、今年の夏については非常に降雨量が少ないため、これまでの夏に比べ低下しているものと判断しております。水質についても、現在のところ調査当初と比較して悪化していない状況です。

さて、下本郷地区の上水道整備計画につきましては、私自身が何度も何度も言っているとおり、上水道の普及整備は積極的にしていく。昨日も細田議員の一般質問にも答えております。料金の値下げはしない。今本当に困っている地区、非常に調整区域の中で、下本郷だけではありません、飯倉地区、そういう地区でも困っておりますし、やはりそういう地区を、やはり上水道の整備計画をもって積極的に整備をしていくということが、一番今大事じゃないか。

特に、80%少しの普及率。阿見町はまだまだ普及率が低いということを言われております。これをやはり95%まで持っていくために、どう利益剰余を取り崩してもやはりやっていく、そういう事業。水は生活、人間の命そのものでありますから、積極的にやっていくということは、ここでお約束したいと思えます。

本年度中に阿見町水道ビジョンに基づき、県道部分を整備いたします。これは下本郷地区の整備であります。平成23年度には要望の多い、地区内の通称調整池側中道の整備を行います。残りの地域については平成24年、25年度を目途に整備を進める計画ですが、その間の水道接続状況を見ながら判断していきたいと考えております。

水道を利用する際には、配水管からの取り出し工事が必要となりますが、この工事は個人負担となります。また、加入分担金が発生しますが、積極的な接続をお願いしたいと思います。この積極的な接続によって水道の布設、これが早まる、私はそう思っております。

調整池につきましては、荒川本郷地区の区画整理事業が廃止になったことにより急速な市街化の整備が進まないと判断できることから、本年度、整備計画の見直しを行っているため工事を一時休止しております。

平成23年度からは、調整池側中道に上水道管の整備が完了した後に、区民に十分な説明を行いながら、今後の整備を進めていきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） はい、ありがとうございました。要は、上水道整備した後に調整池の見直しにかかる。要は、今現在の調整池の見直しをするということで、再確認したいと思いますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。町長の答弁の中にもありましたように、180町歩からの区画整理が中止になったということで、一気に宅地化が進むというわけではないということで、調整池工事には多額の費用も要すると、そういう中で、町の財政も厳しい状況にあるということ踏まえまして、進捗に合わせて調整池を整備していこうということで、今計画を練っているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） はい、わかりました。それからですね、下本郷区の方と何回か打ち合わせを重ねているかとは思いますが、いろんな要求、要望が出ていると思うんですが、例えば断面図が欲しいということの要望があったと思うんですが、それはまだもらってないということなんですが、要は中断して事業計画を見直すために出せなかったと、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。今、整備計画を見直ししております。どこからどういうふう、どのぐらいずつ進めようかと。その辺が、大体の構想ができましたら、地元住民の方と話し合っていきたいと、十分説明していききたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） ありがとうございます。それからですね、町長の答弁にありました上水道の早期普及、なぜかといいますと、多分、前にも私も一般質問したんですが、井戸水は土

壤汚染、要は硝酸態窒素、これがそろそろどの井戸にもあらわれてきて、もう飲用不適だ、乳幼児が飲んだら害があるということになってますね。

ですから、どこの井戸水、うちも井戸水ですけど、井戸水はおいしい、うちの井戸水はいいぞという時代は終わったというふうに私は思ってます。そういうことですから、多分今日環境課の方は来てませんが、町内の井戸水検査をして、なおかつもうそろそろ危ないんだというアピールもして、個人情報だから、多分どここの井戸はだめだとかいうふうな話はしないんだと思うんですが、なるべく水道に切り替えてくださいというようなPR、これを早急にさせていただきたいというふうに思います。

都市整備部長、把握していらっしゃれば結構なんですけど、阿見町内の井戸水の調査、何か所もあって、大体何か所ぐらい不適であるということがわかれば。もしわからなかったら後で結構ですけども、はい。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。今、柴原議員がおっしゃいましたように、環境課、生活産業部のほうになります。都市整備部のほうでは水道水ですので、井戸水については特に管理はしてございません。それで、下本郷地区につきましては、その井戸の検査をやってる5カ所、井戸をお借りしてやってるわけですが、硝酸態窒素が出てる御家庭もございます。

環境課のほうに聞きますと、町内でも何か所か硝酸態窒素が出てるということでございまして、議員御存じのように、これは化学肥料等ですね、それと畜産のふん尿そういうものが年々しみ込んでいって、特に化学肥料につきましては、植物が吸収する以上に窒素分をやってしまうと、それが残ってその窒素が酸化して硝酸性窒素・亜硝酸性窒素になるからだということで認識しております。

ただ、これを飲むと議員おっしゃったように、特に赤ちゃんですね、内臓等がまだしっかりできてないお子さんについては体に重大な影響があることも知られております。そういうことで、町長おっしゃるように水道の整備、これは幹線は平成32年までに町内全域に持っていくということで進めております。それに合わせて、その幹線が入ったとこの集落につきましては要望の多い地区から順次整備をしていきます。

そういうことで、昨年も吉原の区画整理等、それから筑見区が一斉に町のほうに加入していただきまして、収益が思ったより伸びてるということで、これを1年でも早く町内全域に水道を普及させたいということで考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） 先ほど答弁のちょっと再確認をしたいんですが、下本郷区の中道の幹線工事は23年度にやる、今回の補正予算でも出てるんで、やることは想定してはありますが、23年度にやりますというお答えを聞きたいと思うんですが。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。今回の補正で、下本郷地区の通称調整池側中道と言っているようですが、そこを今年度中に設計を予定しております。それで来年度布設していきたいと。下本郷からシンワのほうに延びる幹線については、今年度と来年度で県道に全部布設していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） あと、いろんな意見があるんですけども、ポイントだけちょっとお聞きしたいと思いますが、例えば地区住民説明で調整池17メートル掘り下げるんだという話もあるんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） お答えします。住民の方にはちょっと誤解を与えた点があるかと思ひます。それはお詫びしたいと思ひます。海拔何メートル、要するに土木工事につきましてはそういう基準点がございまして、海拔何メートルで、一応設計等をしております。それで、海拔で説明したんですが、あの辺の地区は大体19メートルから21メートルぐらい高いところでありまして。あそこのもともとの北古辺の田んぼですね、あれが19メートル程度で、ですから海拔で言うと17メートル程度まで下げるといふことなんで、大体2メートルから3メートル弱を掘削するといふこととございまして。その辺、海拔で申し上げましたので誤解を生じたかと思ひます。その点はお詫びしたいと思ひます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） はい。全体的にね、下本郷区民からの要望をある程度のものでいただけたと思ひんですが、一番心配してるのは、納得のいっただけを聞きたいといふこと、それから始まってほしいといふことだと思ひます。ですから、今後とも上水道をまず早急に整備していただいた上で、地区住民との説明それから検討・研究、お互いに意見の交換をしながらですね、着工していい町をつくっていただきたいといふふうに思ひます。

いろんな意見があります。ですから、それを真摯に受けとめて、今後とも対応していただけるよう要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、8番柴原成一君の質問を終わります。

休会の件

○議長（佐藤幸明君） 次に，日程第2，休会の件を議題といたします。

議案調査の都合により，9月23日を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め，さよう決定いたしました。

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時45分散会

第 4 号

[9 月 24 日]

平成22年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成22年9月24日（第4日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
監	査	委	員	橋本英之君
消	防	長	瀬尾房雄君	

総務部長	坪田匡弘君
民生部長	横田健一君
生活産業部長	川村忠男君
都市整備部長	横田充新君
教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
農業振興課長兼 農業委員会事務局長	大塚芳夫君
環境課長	大野利明君
水道課長	坪田博君
生涯学習課長	建石智久君
警防課長	川村益巳君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久

平成22年第3回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成22年9月24日 午前10時開議

- 日程第1 議案第63号 阿見町火災予防条例の一部改正について
議案第64号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
議案第65号 阿見町廃棄物処理条例の一部改正について
- 日程第2 議案第66号 平成22年度阿見町一般会計補正予算(第3号)
議案第67号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第68号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第69号 平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第1号)
議案第70号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第71号 平成22年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第72号 平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第73号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第74号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第75号 平成21年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第76号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第77号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第78号 平成21年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第79号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第80号 平成21年度阿見町水道事業会計決算認定について
- 日程第5 議案第81号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第82号 農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設機械電気設備工事請負契約について

- 日程第7 請願第1号 土地改良事業関連予算の確保に関する請願書
- 日程第8 意見書案第1号 土地改良事業関連予算の確保を求める意見書（案）
- 日程第9 議員派遣の件
- 日程第10 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第63号 阿見町火災予防条例の一部改正について

議案第64号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第65号 阿見町廃棄物処理条例の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，議案第63号，阿見町火災予防条例の一部改正について，議案第64号，阿見町手数料徴収条例の一部改正について，議案第65号，阿見町廃棄物処理条例の一部改正について，以上3件を一括議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は9月10日午前10時に開会し、午前10時50分まで、慎重審議を行いました。出席議員は全員の6名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員13名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第63号，阿見町火災予防条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第63号，阿見町火災予防条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第64号，阿見町手数料徴収条例の一部改正について御報告申し上げます。質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に

入り、議案第64号、阿見町手数料徴収条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告いたします。

当委員会は9月14日午前10時から午後2時53分まで、審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員13名、議会事務局2名の出席をいただきました。

まず、議案第65号、阿見町廃棄物処理条例の一部改正について。

質疑を許しましたところ、他市町村のごみがまざっていたというが、それは事業系のものか、一般家庭から出たごみか。また、それを防止する具体策があれば説明していただきたいとの質問があり、抜き打ち検査の結果、10台中1台の中から他市町村系のごみが見つかりました。土浦市の袋、つくば市の袋、牛久市の袋が見つかりました。龍ヶ崎の業者でした。すべての業者に通知をし、今後同じようなことがあれば厳重に処すという通知を郵送しましたとの説明がありました。

また、廃棄物条例の一部改正の説明仕様の中で、変わった内容について説明をお願いしたいという発言があり、改正前は別表ということで1つの表になっていましたが、第1表と第2表に分けたものです。第1表は町が収集するもの、第2表は持ち込みごみを対象にした料金ということで、わかりやすいように改正したものですとの説明がありました。

質疑を終結し、討論に入り、値上げについては反対との討論がありました。討論を終結し、採決に入り、議案第65号、阿見町廃棄物処理条例の一部改正については、賛成者多数により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、各議員の御賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、議案第65号、阿見町廃棄物処理条例の一部改正について反対討論をいたします。改正について、これは値上げの条例でございます。今まで家庭用のごみは

50キログラムを超えるもの100円，それを今度150円にする。それから事業系一般廃棄物については150円を230円にすると。これは，それぞれ家庭用ごみで67%の値上げ，事業系で65%の値上げになります。現在不況が全然回復しないという中で，家庭また事業系のごみを値上げすることについては問題だというふうに思いますので，反対をいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

御異議がありますので，順次採決いたします。

初めに，議案第63号を採決します。

本案についての委員長報告は，原案可決であります。議案第63号は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第63号は，原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第64号を採決します。

本案についての委員長報告は，原案可決であります。議案第64号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第64号は，原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第65号を採決します。

本案についての委員長報告は，原案可決であります。議案第65号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって議案第65号は，原案どおり可決することに決しました。

議案第66号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

- 議案第67号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第68号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第69号 平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第70号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第71号 平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、議案第66号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、議案第67号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第68号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第69号、平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）、議案第70号、平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第71号、平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上6件を一括議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 先ほどに続きまして、御報告申し上げます。

議案第66号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち、総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第66号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち、総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 皆様、おはようございます。

ようやく猛暑も威力を落とし、秋風が漂ってまいりました。皆様におかれましては熱き議場を制し、元気に御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は去る9月13日午前10時に開会し、午後2時8分まで、慎重審議を行いました。出

席委員は6名の全員参加でありました。佐藤議長の出席をいただき、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員22名、議会事務局から局長以下1名の出席をいただきました。つけ加えまして、当日2名の傍聴者がございました。

初めに、議案第66号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち、民生教育常任委員会所管事項についての、審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。1点目、収入印紙等購買基金の100万円増額についての質問がありました。これに対し、この100万円の補正は21年6月に始まったパスポート事務を取り扱うために設置した基金で、パスポートを受けるときに手数料として印紙と証紙で納めるので、ワンストップでできるように町民課を販売所にして、その販売用の印紙を用意するため設定したものです。

当初1日6件、月120件を見込んで、10年のものは1万6,000円になるので200万の設定をしたけれども、申請の多い月やパスポート以外で販売希望があり、金種がなく断ることもあったので金種のストックが必要ということで100万の増額になったという答弁がありました。

続いて2点目には、放課後子どもプラン事業について。コーディネーター、アドバイザーの人数と内容についての質問がありました。これにつきましては、放課後子どもプラン事業の補正内容については、人員についてコーディネーターが一人、アドバイザーが12名、補正については活動時間が14時から17時までという時間換算だったけれども、保護者の迎えが実態は17時半になってしまう事情や、14時前の打ち合わせをするなど時間が大幅に超過することから、時間超過分として23万6,000円の増額をしたということです。

また放課後子どもプラン学習アドバイザー報酬の80万3,000円の補正については、12名のうちアドバイザーは1日4人体制で臨んでいたけれども、当初、児童の予想を100名と想定しスタートしたところ8月1日現在第一小学校が140名、舟島小学校が119名で、現在も微増している状況であることや、想定した以上に子供たちの動きが激しいということで、1日4人体制であったものを5人体制に変えたということと、緊急雇用対策のほうから10分の10の補助を受け、プランの事務補助として一人臨時職員を雇用するというのが補正の内容であるとの回答でありました。

その後、放課後児童クラブの6年生までの対応と放課後児童クラブと放課後子どもプランの連携をしっかりと持って、よりよいものに進んでほしいとの要望がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第66号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち、民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第67号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につ

いての、審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第67号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第69号、平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第69号、平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第70号、平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第70号、平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） それでは、議案第66号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第3号）のうち、産業建設常任委員会所管事項についての、審査経過と結果を御報告いたします。

質問を許しましたところ、衛生費の清掃費の中でさくらクリーンセンター維持管理需用費、施設等修繕費462万円上がっているが、決算の主要施策の成果及び予算執行実績報告書の中では霞クリーンセンター維持管理費が7,942万1,000円の減額、約20.8%の減になりましたとありますが、今回のさくらクリーンセンターとの兼ね合いは何かあるのですかという質問があり、さくらクリーンセンター内の水をろ過して処分する施設に補修が必要になったための補正で、そちらとの兼ね合いはありませんとの答弁がありました。

また、商工振興事業プレミアム付商品券事業補助金の詳細について聞きたいという質問があり、プレミアム相当額300万円と事務費200万円、あわせて500万円を商工会に支援いたします。時期は11月から2月を予定していますとの答弁がありました。

また土木費の道路橋梁維持補修事業の中の公有財産購入費162万6,000円、街路事業費で都市計画道路中郷寺子線等整備事業公有財産購入費1,200万円とは何かとの質問があり、162万

6,000円は阿見吉原東地区区画整理事業の造成に関連した町道の取り付け部分です。また、1,200万円は国からの交付金のうちデマンド交通のシステムを見直して減額になった部分を街路事業に流用するというので、用地購入費に充てるといふことでの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第66号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち、産業建設常任委員会所管事項は、全員が賛成し、原案どおり可決しました。

議案第68号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第71号、平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、委託料の追原浄水場耐震診断717万円、下本郷区設計業務866万4,000円は何かとの質問があり、青い給水塔のあるところが追原浄水場で、県の開発公社から譲り受けたところ。55年度以前の建物で耐震診断が必要となっています。また、下本郷地区内の設計業務は下本郷区から早期整備の要望がありましたので、設計を行うということで予算を計上しましたとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第71号、平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第66号から議案第71号までの6件についての委員長報告は、原案可決であります。本案6件は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第66号から議案第71号までの6件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第72号 平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、議案第72号平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 先ほどに引き続きまして、御報告申し上げます。

議案第72号、平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、公用車の維持管理費6,469万8,000円というのがあるが、修理修繕代はリース代に含まれているのか、また公用車は全部で何台を保有しているのかという問いに対して、修理代はリース代に含まれています。公用車は約130台所有していますとの答弁がありました。

次に、修理代がリース代に含まれているにもかかわらず公用車の修繕費というのがあるがなぜかという問いに対して、公用車については全部がリースではなく、リースから直接町所有の方向に移行しつつあります。車検のときに修繕箇所が出てくる場合、町で所有している車については修繕費が出てきます。それと通常使用してる中で修繕が必要になった場合の修繕費ですと答弁がありました。

続いて、フラワーコリドール事業はどういう事業か、また210万円かかっているのはなぜかという問いに対して、大室の元ストックヤード跡地で展開している事業です。当初県の補助事業でやっていたものを町が単独で継続しているもので、地権者の組合に菜の花の栽培を委託する経費です。1平米当たり30円掛ける有効面積が7ヘクタールですので210万円になりますと答弁がありました。

次に、消防費の決算額で9,670万円が少なくなっているがなぜかという問いに対して、1項1目が常備消防事業費で5,500万、2目の非常備消防で約200万、3目の施設費で3,970万になります。その常備消防費の5,500万の内訳ですが、職員給与関係で2,100万、これは3人の方が退職し、新採用の3人の差額です。期末勤勉手当、扶養手当、退職手当等の負担金で1,630万、共済費で負担率の改定により290万ほど増えたが、これを計算すると約5,500万になります。そのほかに公用車の維持管理費があります。これが2,570万、はしご車のオーバーホールで皆減

になります。常備消防事業費400万ありますが、これはインフルエンザが発生したため、そのときの対応分が削減ではなく皆減になります。あわせて5,500万です。

2目の非常備消防の200万は消防団員6名の退職で、その分が200万円ほど減っています。3目の施設費3,970万は8トン車の水槽車の購入分の皆減で、合計9,600万になりますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第72号、平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き、御報告申し上げます。

議案第72号、平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち民生教育常任委員会所管事項についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。1点目、決算意見書の中の繰出金について、監査の意見書として引き続き特別会計引出金の抑制への取り組みをお願いしたいと毎年書かれております。国保や介護保険へ繰入金として運用されているが、抑制への取り組みはしているのかという質問がありました。

それに対し、まず国保の特別会計においては、一般会計で負担するものとして保険税の軽減分、保険基盤安定分は低所得者分の保険税の軽減額があり、その町負担分と国庫あるいは県のほうからも負担分が入るのを一般会計で合わせて特別会計のほうへ支出することなので、この部分については削減できないことになっていました。

また職員給与費等も事務費や給与関係は一般会計であるようにという国の方針があるので、これも削減はできないと。出産育児一時金の出産費用は3分の2を一般会計で負担することになっているので、こちらも削減はできないと。またマル福制度によって医療費が増大することが実証されているので、その波及増分として繰り入れを行っているということです。

そのほか保健衛生費として衛生普及費、人間ドック等疾病予防費あるいは特定健康診査に係る事業費等を繰り出しているため、国保に関しては削減は実際にはできないとの答弁でした。

介護保険については、介護保険の給付適正化事業という形で利用者が適正に利用しているかチェックをすることと、介護保険をどのくらい使っているかを通知するというもので、明確な抑制ではないが、この2点を行っているという答えでした。

これに対して、本当に抑制に努力すべきことはないのかという質問があり、それに対して高

齡者の増加、そして要介護者の増加も予想されるので、ある程度給付の抑制に努めていきたいと考えているとの答えがありました。

次に、給食センター整備事業がPFIの形で事業化をするという説明があったが、このメリット・デメリットはということで、FBIとは……。FBIじゃない、済みません。PFIでございます。PFIとはプライベート・ファイナンス・イニシアティブ——素敵な発音ではありませんが——この頭をとってPFIであります。これは、公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間の資金、経営能力及び技術的な能力を活用して行う新しい手法であると。

2つ目には民間資金等の活用による公共施設等の整備促進に関する法律、PFI法に基づき実施するというのがPFIであります。

この質問に対して、まず予算面、お金のシミュレーションをしたとき8,800万安くなるとメリットがある。実際のところ55億から56億の仕事なので、2%か1%お金ののだが、町は損はしないということだったが、一番大きいのは年度当初の費用が何億円もで、この場合PFIのほうが初期費用23年、24年、25年にかかる費用が4億ぐらい抑制できると。頭出し建設費の後払いになるので、事業の頭出しがしやすいということで、町の財政事情をかんがみてPFI事業のほうで進めるという説明をしたという答弁でしたが、この事業については22日の全員協議会で事業計画の見直しについて説明させていただきたいということで、この質問はここで終了いたしました。

続いて、予科練平和記念館の開館以来の入場者数、また現状についての質問がありました。

予科練平和記念館入場者は、8月3日に5万人を達成し、8月末には5万8,000人を超えたということです。館内の販売の状況は、「阿見と予科練」が107冊、「予科練物語」が495冊、「続阿見と予科練」が76冊、ガイドブックが415冊、あわせて計952冊、金額的には65万2,600円が売り上げで、お土産の予科練まんじゅうというほうは把握できていないということです。入場者は8月末で町内が9.8%、県内54.7%、県外35.5%となっているという答弁でございました。

続いて、この予科練平和記念館が教育委員会所管なので、教育的施設になってしまって、入場者を増やすとかの努力をしないで、平和の発信をすればよいという感覚になってしまわないかと思う。1つの観光施設として1年間にかかる6,500万に見合うような入場者を確保しようとする考えが薄れてしまうのではないかという意見がありました。

それに対して、確かに教育委員会として平和とか教育とかでやっていくのだが、当然、これからの町の振興に活かしていきたい。今年あたりは目標10万人という形で、10万人を下らないような施策、それはホームページ、各高速道路のパーキングエリア、旅行会社との契約とか、町の振興の1つの核として商工観光課と連携してやっていきますという答弁がありました。

続いて、町民運動会交付金について。町民運動会中止・廃止という声が聞かれているが、町民運動会の今後の方向について確認したいという質問がありました。

これに対して、町民運動会は中学校単位に地域の皆さんと地域のコミュニティーをつくらせていただくということで、それから全体の健康増進ということで、町では今後も継続的にむしろ盛大に進めていきたいという考えであることを言いました。交付金については、基準額を80万とし、あとは行政区の比率と人口比率をもって交付しているという答弁がありました。

続いて、平和記念式典派遣事業51万5,900円の内容についての質問がありました。

それについて、広島の前爆記念日に向けて昨年度より中学生を派遣している事業で、2泊3日で平和記念式典に参列し、平和・命の尊さなど勉強してくるそうです。各中学校2名ずつ、引率各中学校1名ずつ、教育委員会から1名参加しているという答弁でした。

続いて、舟島ふれあいセンター事業の中に、予備費より流用、委託料を需用費に充て、結局183万1,000円増えたという、これは何かという質問がありました。

このことにつきまして、君原公民館の茶室のシロアリ駆除と、隣の図書館の外の浄化槽のふたの修繕と灯油タンクの清掃をしたことと、舟島ふれあいセンターの火災時の排煙オペレーター交換と浄化槽の汚水ポンプの交換と外の入り口にあるマンホール回りの補修に使用したと答弁がありました。

続きまして、各小中学校の体育館の使用について、使用する側として、毎月毎月生涯学習課に行って印鑑をもらわなければ使用できないのはいろいろと不便な利用状況で、報告などもファクスで送ってでも町民サービスになるんじゃないか、もう少し簡略化できないのかという質問がありました。

そのことについて、学校開放の体育館は延べ人数で7万8,000人の利用があり、校庭については2万9,000人と、数多くの方が利用していて、事実上飽和状態に近い状態であると。学校開放の基本的な大前提として、学校外活動にあいている時間をどうぞ活用くださいという趣旨で、学校開放しているので、学校側の行事の関係でいすを並べたりすることもあり、申請時、今月はこの日は使用できなくなったとか、夏休みに子供会育成会の練習が入っているので調整しますとして、そのようなこともあるので、月に一度は教育委員会へ来ていただいている状態であると、そういうことです。

そしてまた、ファクスという話がありましたが、ファクスのあるなしの環境もあると思うので、申請の簡略化については考えていきたいと思っているとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第72号、平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち民生教育常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） それでは、議案第72号、平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち産業建設常任委員会所管事項の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、塵芥処理費の施設技術管理委託料1,638万円はとの質問があり、これは平成19年に議会から提言をいただいた管理者を置くべきであるということで、21年度から配置している技術管理者への委託料ですとの答弁がありました。

また土木費の景観整備事業景観形成ガイドライン委託料189万円についてと町民の森奨励金109万4,000円の説明を求めるとの発言があり、現在は路線ごとにばらばらになっているガイドラインを全部まとめて作成するために委託するものです。また町民の森奨励金は、土地を提供していただいている方に奨励金として平米60円を支払っているものです。若栗で9,431平米、中央で1万625平米ですとの答弁がありました。

また鳥獣駆除事業費の3,000円は何かとの質問があり、猟友会が行うパトロールの日当ですとの答弁がありました。

また、農林水産費の農業集落排水事業特別会計繰出金ですが、毎年増加していくと採算が取れなくなるのではないかと、今後対策を考えているのかとの質問に対し、町の繰出金が増えるというのは非常にまずいので、今後十分検討していきたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第72号、平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち産業建設常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の賛同をお願いし、報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

○18番（細田正幸君） 私は、議案第72号、平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論をいたします。

一般会計から私はいつも国保会計に値下げをするために援助をしろということをおっしゃいます。国保会計の値下げについては全然考慮をされていない。また、昨年1年霞ヶ浦湖岸整備事業についていろいろ提案してきましたけれども、何ら取り上げられておりません。また、その中で特に前進面は霞クリーンセンターで施設管理委託料ということで、1名専門家を雇って

おります。そのために今後の補修の予算ですね、それが大幅に減額になったという前進面はありますけれども、前の2点について私は不十分だというふうに思っておりますので、反対をいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第72号についての委員長報告は、原案認定であります。本案は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって議案第72号は、原案どおり認定することに決しました。

議案第73号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成21年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 平成21年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第79号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第80号 平成21年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、議案第73号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳

出決算認定について、議案第75号、平成21年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号、平成21年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号、平成21年度阿見町水道事業会計決算認定について、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

○議長（佐藤幸明君） 初めに、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き、御報告申し上げます。議案第73号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。1つ、国保の歳入の概要で、短期被保険者証交付世帯数と資格証明書交付世帯数の前年度対比の件数についての説明をお願いしたいという質問がありました。

これに対し、平成21年度が969件あり平成20年度の前年度は915件の短期被保険者証交付世帯数で、資格証明書は平成21年度が193件、平成20年度は208件となっているとの回答がありました。この件は引き続いて、国民健康保険税の収入歩合が65.4%になったということで、前年度比で3.1%改善しているとあるが、国保税の収入歩合が上がるのはいいことだが、915件が969件と増えたことで収入歩合が上がってきた点との兼ね合いはどのように考えるのかという質問です。

これに対して、資格証明書が208件から193件と減ったが、減ったほうは資格証明書はあくまで悪徳滞納者ということで、全く納付意識のない人に対して資格証明書を発行している。これが減ったということは、当然資格証明書から短期被保険者証に移行したものと考えられる。短期被保険者証は、50件弱増えているけれども、景気低迷ということで、所得的にも落ちている人が増えて、年内完納または滞り越分も完納できない人が多くなっているように感じるが、分納で納めている人もいたので、6カ月、3カ月という期間で短期被保険者証を交付しているという答弁でした。

続いて、ジェネリック医薬品の使用促進・普及についての質問がありました。このことにつきましては、町としても利用促進を図るという回答がありました。これにつきましては、ほか

の医院から薬局に行き、阿見町とわかるとジェネリックじゃなくていいんですかと聞かれ、阿見町はジェネリックに対し一生懸命やっているんだと感じたという意見が出ました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第73号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第75号、平成21年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第75号、平成21年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第78号、平成21年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。介護保険不納欠損額498万4,400円と収入未済額1,600万近くあるが、この理由は何かという質問がありました。

それに対して、不納欠損の498万4,400円は介護保険の場合は時効のほうは2年となっているので時効を超えてしまったもので、収入未済のほうは、そのまま翌年度へ繰り越しされたものであるとの回答がありました。

質疑を終結し討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第78号、平成21年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第79号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第79号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対し、各議員の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 議案第74号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての、審査の経過と結果を御報告いたします。

質問を許したところ、下水道料金の徴収については、水道料金との兼ね合いでどんなふうに具体的に仕事が進んでいるのでしょうかとの質問があり、下水道料金と水道料金の1本の徴収

で、0.3%収納率が上がっていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第74号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第76号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について。質疑を許したところ、保留地の販売の方法について、どのように考えているのかとの質問があり、土地の値段についても動向を見ながら、随時見直しながらやっていきたい。また、民間を活用した方法もないかなと考えています。例えば一括で業者を選びまして、公募するとかの方法も考えながらやっていきたいと思っていますとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第76号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定しました。

続きまして、議案第77号、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。質疑を許したところ、農業集落排水事業を阿見町ではどのように展開していくのかとの質問があり、費用対効果があるか考えて、将来的には農業集落排水事業はやめていかなければならないと考えていますと天田町長より答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第77号、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員が賛成し、原案どおり認定しました。

続きまして、議案第80号、平成21年度阿見町水道事業会計決算認定について。質疑を許したところ、水道事業の推進について長期的にどのように考えているのかという質問があり、費用対効果については農村部において厳しい面もあるが、水は命にかかわる問題なので、積極的に推進していきたいと天田町長より答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、水道事業には改善すべき点があり、水道料金を値下げすべきであるという観点から反対しますとの反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第80号、平成21年度阿見町水道事業会計決算認定については、賛成者多数により、原案どおり認定しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いし、御報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は3件について、反対討論をいたします。

1件目は、議案第73号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。国保会計については収納率も悪いわけですが、これは国保税そのものが高いうちに大きな原因があるというふうに思っております。決算の状況を見ても、今委員長の報告の中で短期保険証それから資格証明書交付世帯数の発表がありましたけれども、これを考えてみますと、世帯数7,582世帯について、いわゆる滞納をして短期保険証と資格証明書交付世帯数合計しますと、1,162件になります。これは7,582世帯のうち15%の人が滞納して、いわゆる保険証、正規の保険証をもらえないという事態になっているというふうに思います。

アンケート調査でも、国保会計は高過ぎると、値下げをしてもらいたいという要望が圧倒的に多い状態になっております。そういう点について、値下げの検討がされていないということについて問題だということで反対をしたいと思います。

それから議案第79号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対をいたします。

後期高齢者医療制度については、不満が、差別医療だということで国民の不安が高まりまして、民主党政権で廃止という方向を出しましたけれども、いまだ先送りになって廃止になっておりません。で、後期高齢者医療の現況ですけれども9月16日に社会保険庁の調べで、いわゆる後期高齢者の短期保険証発行件数が全国的に発表されております。

これは47のうち41都道府県で3万2,961件があったというふうに報告されております。そのうち茨城県は1,496件で、例えば東京——茨城県より3倍、4倍ぐらい人口が多いところで——1,407人。そういうことを考えると茨城県の短期保険証発行件数は群を抜いて高いというふうになっております。

これは、いわゆる75歳以上の所得のない人に、この保険制度を行い、そして保険料をとっていると。所得のない人からとるということで、保険料を払えない高齢者が増えているという現実があります。こういう状況は直ちにやめるべきだというふうに思います。したがって、この特別会計について反対をしたいと思います。

最後に平成……。失礼しました。第80号、平成21年度阿見町水道事業会計決算認定についてでございます。水道会計については、監査意見書でもいわゆる積立金が11億2,000万もあると。この点については考慮すべきだという意見書も出されております。これは水道事業全体の予算、歳入8億8,000万と比べてみても1年以上の金を積み立てていると。

で、その中では当然町長が言っている農村部への幹線の工事費も21年度は2億2,000万支出してるわけですが、それを支出してでも1億円からの利益を上げていると。これは当然、

水道事業会計については、私は取り過ぎだというふうに思っておりますので、値下げできる可能性はあるというふうに思っております。

そういう点で、土浦並みにせめて制度を変えて、10立方基本ということ最低料金ありますけれども、それを1立方からの料金制度にすれば水の節約にもなりますし、値下げできるというふうに思いますので、改善する必要があるということで反対をいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

反対討論がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第73号を採決します。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第73号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって議案第73号は、原案どおり認定することに決しました。

次に議案第74号を採決します。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第74号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第74号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第75号を採決します。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第75号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第75号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第76号を採決します。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第76号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第76号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第77号を採決します。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第77号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第77号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第78号を採決します。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第78号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第78号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第79号を採決します。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第79号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって議案第79号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第80号を採決します。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第80号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって議案第80号は、原案どおり認定することに決しました。

議案第81号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議案第81号、平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、去る9月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き御報告申し上げます。

議案第81号、平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第81号、平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

なお、今年3月31日をもって土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合は解散しております。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第81号についての委員長報告は、原案認定であります。本案は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。よって議案第81号は、原案どおり認定することに決しました。

議案第82号 農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設機会電気設備工事請負契約について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第6、議案第82号、農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設機械電気設備工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） では、議案第82号、農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設機械電気設備工事請負契約について、審査の結果を御報告いたします。

質疑を許したところ、工事の現在の進捗状況、これから何の工事が出てくるのかとの質問があり、管路工事の進捗状況は、平成21年度末現在でトータルで1万2,480.15メートル完了です。全体の90.42%が管路施設の工事完了となっております。これからは管路工事の残り、汚水処理施設の外構工事を予定しておりますとの答弁がありました。

また予定価格と落札価格の差額が余りにも大きい、予定価格の積算の見方を考えたほうがいいんじゃないか、この差額に対してはどのように考えているのかとの質問に対し、予定価格につきましては、設計を土地改良団体連合会に委託し、設計額を出しているが、土地改良団体連合会とも話をし、その辺は研究をしてみたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第82号、農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設機械電気設備工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いし、御報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第82号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第82号は、原案どおり可決することに決しました。

請願第1号 土地改良事業関連予算の確保に関する請願書

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第7、請願第1号 土地改良事業関連予算の確保に関する請願書を議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） それでは、請願第1号、土地改良事業関連予算の確保に関する請願書の審査の結果を御報告いたします。

まず紹介議員の諏訪原実議員より説明を求めました。

質問を許し、質問なし。討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第1号、土地改良事業関連予算の確保に関する請願書は、全委員が賛成し、原案どおり採択しました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願いし、委員長の報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

請願第1号についての委員長報告は、採択であります。本案は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第1号 土地改良事業関連予算の確保を求める意見書（案）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第8、意見書案第1号、土地改良事業関連予算の確保を求

める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。8番柴原成一君登壇願います。

〔8番柴原成一君登壇〕

○8番（柴原成一君） それでは意見書の趣旨説明を。

土地改良事業関連予算の確保を求める意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

土地改良事業関連予算の確保を求める意見書（案）。

政府は平成22年度予算で、米戸別所得補償モデル事業と水田利活用・自給力向上事業を導入するとしているが、土地改良事業費の大幅削減を初めとして、農村現場では大きな混乱を招いている。

これまで政府が推進してきた担い手農家や集落営農の位置づけ、23年度本格導入に向けての安定財源、貸しはがしにより農地集積が進まないこと、米の過剰対策や米価下落対策が講じられていないこと、全国一律単価では地域の産地形成が進まないこと、米以外の果樹・野菜、畜産・酪農が置き去りにされていることなど、多様な農業の展開を阻害し、地域の元気が失われることへの強い懸念がある。特に今回の農政転換に当たって、地方の農村現場の意見を事前に聞くことなく、拙速に制度設計が進められたことが大きな混乱の原因となっている。

よって、国会及び政府においては、下記の点に十分留意し、生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を進める施策の充実を行うよう強く求めるものである。

記

- 1 食糧・農業・農村基本計画の策定に当たっては、生産性の高い担い手農家や集落営農を推進すべき施策として明確に位置づけるとともに、農地集積の加速化、農家所得の向上に配慮すること。
- 2 米戸別所得補償モデル事業では、米余りと米価下落を招く懸念があることから、しっかりとした出口対策を講じるとともに、米の消費拡大に努めること。
- 3 全国で多様な農業が展開されていることから、水田利活用・自給力向上事業では、全国一律単価ではなく、地域主権の理念に沿った地域の話し合いで決める方式を基本とすること。
- 4 大幅な削減となった農業農村整備事業については、予算の復元により、現在進められている事業や今後新たに取り組む事業が計画通り実施できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日。茨城県阿見町議会議長佐藤幸明。

失礼しました。

提出者、難波千香子、細田正幸、大野孝志、吉田憲市、平岡博。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官。

以上であります。

○議長（佐藤幸明君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって意見書案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除を願います。

議員派遣の件

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

本件は地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則第121条の規程により、別紙のとおり議員を派遣しようとするものです。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第10、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長、並びに特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件について御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健康を御祈念いたします。

これをもちまして、平成22年第3回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 佐 藤 幸 明

署 名 員 細 田 正 幸

署 名 員 平 岡 博

参 考 资 料

平成22年第3回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第63号 議案第64号 議案第66号 議案第72号</p>	<p>阿見町火災予防条例の一部改正について 阿見町手数料徴収条例の一部改正について 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 総務常任委員会所管事項 平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第66号 議案第67号 議案第69号 議案第70号 議案第72号 議案第73号 議案第75号 議案第78号 議案第79号 議案第81号</p>	<p>平成22年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第1号） 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） 平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 民生教育常任委員会所管事項 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成21年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について 平成21年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第65号 議案第66号</p>	<p>阿見町廃棄物処理条例の一部改正について 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 産業建設常任委員会所管事項</p>

産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第68号	平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第71号	平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
	議案第72号	平成21年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第74号	平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第76号	平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第77号	平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第80号	平成21年度阿見町水道事業会計決算認定について
	議案第82号	農業集落排水資源循環統合補助事業実穀上長地区処理施設 機械電気設備工事請負契約について
請願第1号	土地改良事業関連予算の確保に関する請願書	

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成22年6月～平成22年9月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	6月22日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員提出議案第2号について ・ 平成22年第2回定例会最終日の日程について ・ その他
	8月31日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年第3回定例会会期日程について ・ その他
議会だより 編集委員会	7月14日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会だより第125号の発行について ・ その他
	7月27日	福島県広野町	視察 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会だよりの編集について
	8月3日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会だより第125号の校正について ・ その他
	8月10日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の議会だよりの編集作業について ・ その他
全員協議会	8月30日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阿見町廃棄物処理条例の一部改正について ・ 「あみ議会だより」のリニューアルについて ・ その他

総務常任委員会	8月18日	神奈川県寒川町	視察 <ul style="list-style-type: none"> ・事業仕分けの実施について ・外部評価の実施について
民生教育 常任委員会	7月29日	全員協議会室 特別養護老人 ホーム阿見こ なん	<ul style="list-style-type: none"> ・介護施設の現状について 視察 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム阿見こなん施設の概要について
産業建設 常任委員会	6月24日	町内 (耕作放棄地)	視察 <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地再生利用対策事業現地調査について

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
茨城県後期高齢者医療広域連合会	8月27日	<p>第2回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて ・ 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） ・ 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）） ・ 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）） ・ 平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について ・ 上程議案等に対する質疑及び一般質問 ・ 上程議案等に対する討論及び表決について ・ 閉会中の所管事務調査について 	<p>河内町 野高貴雄氏</p> <p>原案可決</p> <p>原案承認</p> <p>原案承認</p> <p>原案認定</p>	藤井孝幸